

令和4年第3回飛騨市議会定例会議事日程

令和4年6月15日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第85号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第86号	飛騨市障がい者グループホーム施設条例の一部を改正する条例について
第4	議案 第87号	指定管理者の指定について(飛騨市障がい者グループホーム)
第5	議案 第88号	飛騨市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第89号	令和4年度飛騨市一般会計補正予算(補正第1号)
第7	議案 第90号	令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算(補正第1号)
第8		一般質問

○出席議員（13名）

1番	小水	笠	原	美	保	子
2番	谷		上	雅		廣
3番	上		口	敬		信
4番	井	ケ	吹	豊		孝
5番	澤		端	浩		二
6番	住			史		朗
7番	徳		田	清		美
8番	前		島	純		次
9番	野		川	文		博
10番	籠		村	勝		憲
11番	高		山	恵	美	子
12番	葛		山	邦		子
13番			原	寛		徳
			谷			

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都		竹	淳		也
副市長	湯	之	下	明		宏
教育長	沖		畑	康		子
総務部長	谷		尻	孝		之
企画部長	森		田	雄	一	郎
市民福祉部長	藤		井	弘		史
商工観光部長	畑		上	あ	づ	さ
基盤整備部長	森			英		樹
農林部長	野		村	久		徳
環境水道部長	横		山	裕		和
教育委員会事務局長	野		村	賢		一
危機管理監	高		見	友		康
財政課長	上		畑	浩		司
会計管理者	齋		藤	和		彦
消防長	中		畑	和		也

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡		田	浩		和
書記	倉		坪	正		明
	渡		辺	莉		奈

（ 開会 午前10時00分 ）

◆開会

◎議長（澤史朗）

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1、会議録署名議員の指名

◎議長（澤史朗）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第85号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
から

◆日程第7 議案第90号 令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）

◎議長（澤史朗）

日程第2、議案第85号、飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例についてから日程第7、議案第90号、令和4年度飛騨市国民健康保険病院事業会計補正予算（補正第1号）までの6案件につきまして、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。6案件の質疑と併せて、これより日程第8、一般質問を行います。

それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に8番、徳島議員。

〔8番 徳島純次 登壇〕

○8番（徳島純次）

皆さんおはようございます。それでは、議長にお許しを得ましたので質問させていただきます。私は空き家について1点のみ質問させていただきます。

飛騨市は平成29年6月に飛騨市空家等対策計画を策定し、空き家化の予防、空き家の流動化、活用の促進、管理不全の状態にある空き家解消の基本方針に基づき対策を取り進めてまいりましたが、最近、町を歩いて空き家や空地が目につくようになったと感じます。

市内の空き家は平成30年の住宅・土地統計調査により住宅1万100戸のうち空き家は1,830戸、18.1%で、平成25年調査時より住宅数は20戸減少、空き家数は170戸増加しています。

令和3年度飛騨市市政・世論調査、調査結果報告書によりますと飛騨市民の19.7%の方が市の空き家対策の取り組みは努力が足りないと思うと回答し、23.1%の方が空き家対策を重点的にもっと取り進めるべきだと回答しています。

令和4年4月21日に第2次飛騨市空家等対策計画を策定し、継続的に取り組む対策と、より重点的に効果的に推進するために新たな取り組みも実施するとなっています。

そこで第2次飛騨市空家等対策計画の空き家対策、空き家管理の支援策等について伺います。

1つ目、市内空き家データベースの構築について。第2次飛騨市空家等対策計画の空き家バン

クの掘り起こし項目において、空き家バンク担当者と連携の上、空き家データベース情報を活用することによって、これまで働きかけができていない市内在住の空き家等所有者に対し、固定資産税納税通知書送付時に空き家バンク案内文書を同封し、市内の利活用可能な空き家の掘り起こしを行い、さらなる空き家バンクの登録件数増加を目指すとし、また、敷地内の草刈り、立木の手入れ、冬季間の雪下ろしの実施など、定期的な空き家等の適正管理を促すことも併せて周知することで、管理不全の空き家が増加することを防ぐとして、今年度予算に市内データベースの構築5,000万円が計上されました。

市が保有する空き家情報に「事業者が実際に現地調査を行った上で、整備した空き家データを統合することで、情報をより正確なものとする。」とありますが、業者が行う現地調査はどのように行われるのでしょうか、外観を見て空き家の判断をするのでしょうか、戸別訪問して確認するのでしょうか、現地調査は何時から着手し、空き家データベースの完成時期はいつを見込んでいるのでしょうか、また、空き家調査を行政区から町内に依頼して調査し、その情報を基にデータベースの構築及びデータ入力を行ったほうがより早く、費用も抑えられると考えますがいかがでしょうか。市の見解を伺います。

2つ目、市外在住者の空き家の流動化・活用の促進、適正管理の促進について。市外在住者に固定資産税納税通知書を送付する際に空き家の利活用を促す文書、空き家バンクの案内文書を同封して空き家の流動化・利活用を促進することが行われています。市内在住者に送付されている敷地内の草刈り、立木の手入れ、冬季間の雪下ろしの実施など、定期的な空き家等の適正管理を促すことも併せて周知することで、管理不全の空き家等が増加することを防ぐ一助になります。

また、ふるさと納税の返礼品に空き家維持管理サービスがあることや市外在住者にも利用できる補助、空家除却補助、空家等賃貸住宅改修事業補助金等などの案内を送付することで、より空き家の流動、利活用、適正管理、除却を促進すると考えます。

また、管理サービスや支援策等が策定された際には都度、資料を送付して空き家管理の促進を図ることが必要と思いますが、市の取り組みと考えを伺います。

3つ目、空き家等維持管理の支援について。第2次飛騨市空家等対策計画には、市外在住者等への支援策として飛騨市シルバー人材センターと協定を締結し、空き家等の見回り、敷地内の草刈りや清掃などの業務を同センターで行うという空き家等適正管理サービスの提供体制を整えています。空き家データベースを活用し、さらなる周知活動を行います。また、「サービス提供体制を拡充するため、市内障がい者就労支援事業所による同様のサービス体制の整備を検討します。」とあります。

この支援はふるさと納税の返礼品として空き家の管理を行う支援で、2020年8月から行われて、現在までに利用件数は0件と聞いています。ふるさと納税のウェブサイトを閲覧してみましたが、なかなか飛騨市の空き家の見守り管理サービス、空き家調査にたどり着くことができませんでした。空き家を所有されている方が高齢者でふるさと納税を初めて利用される方が、飛騨市の空き家管理サービスにたどり着くのは容易ではないと想像します。また、市内に空き家等を所有される市外在住者の皆さんへの周知の方法が適切ではないのではないかと、市はふるさと納税の返礼品に空き家維持管理サービスを設けてから1年10か月ほど経過していますが、利用件数0件に対する見解、今後の対策を伺います。

4つ目、飛騨市特定空家等対策条例について。管理不全の空き家等に伴う問題のうち、草木の繁茂による通行人等への支障、建設資材の飛散の恐れ、屋根の積雪・氷柱の落下の恐れ等、対応に急を要する場合があります。これらの問題解消に当たっては、所有者等を調べ、連絡の上で対応を求めているのでは間に合わない場合があります。このため、「こうした問題に対する対応を市が行う事ができるよう、特定空家等対策条例に明文化することといたします。」と明記されています。まだ詳細は詰めていられないとは思いますが、条例にはどのような範囲までを盛り込み、どのような手続き手順で、誰が決定するのか、いつまでに制定するのかについて伺います。以上4点、よろしく願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（澤史朗）

都竹市長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。それでは、私から4点目の飛騨市特定空家等対策条例につきましてお答えを申し上げます。第2次空家等対策計画にも書いているわけでありまして、具体的な空き家対策の1つとして、この本市条例への即時対応、緊急安全措置の明文化ということに記載しております。

これは雪下ろしが行われない空き家がある場合等に、市が周辺住民の安全を確保するという目的の下で雪おろしを実施するというもので、いわば、市が直接実力を行使することができるようにするというものでございまして、即時強制というような言い方で呼ばれております。

この空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる空家法というのがあるわけでありまして、この条例の上位法になるわけですが、財産権保護の観点から慎重な手続きを自治体に課しております、即時対応を要するような措置に関する規定がございません。このため、他の自治体におきまして、即時強制に関する規定を独自に設けるといふところが見受けられるようになってきたということです。今冬、神岡町内において空き家の屋根から雪が道路に落雪するという事案が発生しまして、議員のご町内ということで大変ご心配をいただいたわけでありまして、こうした事案にやはり対処する手段がないというのが大きな問題だったわけでありまして、そういったことに対する対処に有効な手段だといふことが言えますので、それで、本市におきまして、降雪前に条例を整備したいというふうに考えているところでございます。

また、本市の特定空家等対策条例ですが、これは国が平成26年に空き家を法制定する以前の平成23年に制定されております。当時、空き家対策の法的根拠がありませんでしたので、全国でも数か所の自治体が知恵を出して条例に法的根拠を持たせたという中の1つでございまして、いわば黎明期の条例であるというふうに言えます。

それで、空き家法はこうしたいろいろな自治体の条例の内容を精査し、それを踏襲し制定されているという流れがございまして、そうすると、この法律と飛騨市の条例と重複する規定も現実に存在しております。したがってその整理作業も必要だといふふうに考えているところでござい

ます。今までは法が優先するのでということやってきたわけでありましたが、そうした整理を行った上で、他の自治体の空き

家条例の調査研究ということも併せて行い、先ほどの条例改正を年内の議会に上程できるように準備を進めたいと考えているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、1点目、空き家データベースについてお答えいたします。今年度予算で計上しました空き家等データベース作成委託業務は5月12日付、広告による一般競争入札を実施し、1社が応札、5月30日付で落札したところでございます。契約額は493万3,500円。受注者は住宅地図を作成する法定業者でございます。ご質問の現地調査ですが、第1次、第2次の2回の実施を予定しており、1次調査では業者によります外観目視による現地調査を行い、結果を市へ提出。市ではその結果を基に行政区等へ確認依頼を行う予定でございます。

2次調査では、1次調査結果及び行政区等からの情報を基に補正した内容をもって、再度現地調査を行い、これらの結果を踏まえた上で、空き家データベースを作成します。

なお、工期は令和5年1月末を予定しております。業務完了後は、空き家の位置情報と、地図情報等を統合し、システム上で空き家件数やその状態を管理できることとなります。

なお、行政区、町内会等に依頼したほうが早く安価ではとのご意見でございますが、現地調査を依頼することは、行政区等に相当の負担をお願いすることとなりますし、また、現地調査は、一定の観点からの判断も必要となります。さらに、今後も継続的に空き家情報の更新、地図情報の更新を行う必要があることから、自前の表計算ソフトではなく、専用システムによる効率的な管理が望ましく、外部委託による業務実施が適当であると考え、このような形で実施することにしたところでございます。

次に2点目の空き家の流動化、活用促進、適正管理について及び3点目の空き家維持管理への支援については関連がありますので、一括してお答えいたします。

市では空き家対策に資する各種の取り組みを行っておりますが、いまひとつ周知が徹底できていないのは事実であると考えております。空家等対策計画に掲げる3つの基本方針のうち、特に空き家の流動化、利活用の促進、空き家化の予防の2点に関する取り組みとして、空き家バンク制度の住むとこネットをはじめ、空き家等賃貸住宅改修事業補助金、空き家家財道具処分費等補助金、住宅新築購入支援助成金、空き家除却補助金などの市による支援制度に加え、シルバー人材センターが行う空き家等管理業務があります。これら空き家の利活用から処分に関する支援制度について、総括的に紹介案内できることが利用者にとっても分かりやすく効果的と言えますが、現時点では対応できておりません。このため、市ホームページで空き家等に関する支援制度の専用ページを早急に作成したいと考えております。

また、市内外を問わず、空き家の所有者に直接的に案内することも必要です。その上でも、先に申しあげました空き家データベースを構築することによって、市内の空き家を正確に把握し、

その所有者等を確認した上で、各種制度の利活用と空き家の適正管理実施を促していきたいと考えております。

なお、ふるさと納税の返礼品としての空き家維持管理サービスについては、制度利用実績は0件となっておりますが、特殊な返礼品でありますので、ふるさと納税のページから検索して利用されるということには、なりづらいものと考えているところでございます。したがって、先ほど申し上げたような空き家に関する支援制度の周知を強化する中で、利用を促進してまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○8番（徳島純次）

1点目のデータベースの件なんですけど、先ほど業者のほうで、地図データと照合しながらやっていくということでしたが、データベースを構築した後に、データ更新をするわけですが、その場合はどれぐらいの更新期間で、やっぱり業者を使って、業者が調べた後のものをまた行政区に下してということをやめるのか、それとも、それ以降は業者が直接データを打ち込むということになるのか、その辺はどうなんですか。まず、どれぐらいの間隔でデータの更新を行うのか。どういうふうにそれを実施していくのかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今の件に関してでございますけども、まずは1回しっかりと調査をした上で、そうすると、やはり件数にボリューム感が出てまいるかと思えます。そういった中で毎年がいいのか、3年に1回がいいのか、いずれにしてもローリングは必要になろうかと思っております。そういった中でやり方も含めて、まずボリューム感を掴んだ上で検討したいということを考えております。

○8番（徳島純次）

ボリュームによって決まるんだと思うんですが、大きなボリュームの場合は、区分分けしてやっていくということであればいいかなとは思いますが、また周期が長くなると、管理不全のところが増えます管理不全が進んでいくんですね。

また、自分の近くで申し訳ないんですが、2年前までは、ただ壁が少し壊れているだけという家だったんですが、もうほぼ危険な空き家になりつつあります。下屋の下の壁はなくなって、もう中を見通せるような感じで、戸はなくなっていますし、壁もかなり落ちている。前のほうのひさしも折れているというような状況になっています。それは2年間の間に起こりました。特に冬場の積雪によってだと思えますけど、こういうふうに早く進んでいくんですね。これが所有者に対して通知されているかどうか知りませんが、やっぱり1年間の間隔、もしくは2年間の間隔ぐらいで見ないとあっという間に管理が不全になって特定空き家に移行していつてしまうというふうになると思いますので、できれば、1年間隔ぐらいで調査をしてもらったほうがいいと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

私が先ほどボリューム感という話をさせていただいたんですが、ボリューム感を掴んだ上で、

次にある程度カテゴリーを分けなければいけないと思っています。それは議員がおっしゃったとおり、もう駆逐してしまうものなのか、しっかり管理されている空き家なのか、それが町内の方なのか、もしくは市外の方であるかとか、そういった意味も含めて1つカテゴライズさせていただいて、当然、危険なものについては、やはりそういった点検といたしますか、そういったものはやっぱり頻度は上がっていくものでございます。それが、1年なのか、2年になるかということはおそらくこの場では申し上げられないところでありまして、いずれにしても、頻度が高くなるということは考えているところでございます。

○8番（徳島純次）

4点目の件ですが、先ほど特に雪下ろしの件で、対策条例の明文化というふうになっていましたが、この中にもう1つ入れて欲しいのは、今、この中には立ち木とか、氷柱とかというのがありますが、人が作った工作物、特に私が念頭に置いているのは、高い工作物ですね。特にアマチュア無線のアンテナを想定しているんですが、これなんかはかなり空き家の中にあつて撤去できなくなっている。これは朽ちて倒れたらすぐ隣の家に大きな影響を与えてしまう。もしくは道路のほうに来れば、通行者に対して非常に危険を及ぼす可能性が大きいというようなものですので、こういう氷柱とか、立木だけではなくて、その空き家の敷地内に建っている工作物に対しても緊急の場合は撤去できるのか、撤去するのかどうか、その辺いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

条例の書き方なので、どういうふうにするのかというのは検討したいと思いますけれども、財産権の保護とのバランスになってくるものですから、先ほど申し上げたような即時強制の効果をどこまで持たせるのかということと、財産権の保護との関係の中で決めていくんだらうというふうに思います。

まだ、工作物について、どこまでどうするのかというところまで検討しておりませんので、この後の検討の中でよく議論していきたいと思います。

○8番（徳島純次）

ぜひ、よろしく願います。それと、もう1点、先ほど雪下ろしの件で強制的に処置をする場合に、雪下ろしで、例えば、何らかの棒で落としたり、高所作業車を利用して落とすということをする、落としたときは非常に緊急性のほうはなくなって安全になるんですが、残念ながら雪止めのない空き家だと、すぐに雪が降るとまた出てくるんです。繰り返しになる。そうすると、その都度、緊急性が出たらまたやるということだと、市のほうの負担も非常に大きくなるなと思うんですね。それなら、もういっそのこと雪止めを取りつける。取り付けられるようにする。そのほうが周りの人に対して非常に安全になるし、その条件として、所有者の許可が必要なかもしれませんが、そういう場合に、そういうものを取りつけるようにできる、今の条例の中の明文でうたうかどうかは別として、そのほかの支援策の中かもしれませんが、そういうのは検討できるでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これも条例の書き方になるんですけども、安全措置命令みたいなものを、あるいは勧告のようなものを書き入れるかどうかということだと思うんですね。市役所がそれを設置するという事ではないと基本的には思っています。

それから、逆に安全対策とかそういうことに関しては、先日もお話をさせていただきましたけども、雪対策、大雪対策という中で、雪下ろしの安全対策も含めて、助成支援をしていくというのは考えられるんですが、今、現に空き家になっていて危険なものに何かをつけるということに関しては、市がつけるのではなくて、やはりそういったことを勧告命令していくということに基本的にはなろうかと思えますし、それをどういう根拠でどう書き込むのかというのは、これはもう条例を書く技術の問題になってきますので、そのあたりは、そこの中でしっかり議論していきたいというふうに思います。

○8番（徳島純次）

条例中ではないのかもしれませんが、今言った支援策のほうで検討して、ちょっと空き家から外れるかもしれませんが、ぜひその辺も検討していただきたいなと思います。

それと、あと市外にみえる方、市内に空き家を所有されていて、市外在住者の方に対する情報の周知が足りないという話で、納税通知書を出すときだけではなくて、何らかのそういうサービスなり、補助制度ができたときに、市外在住の方にも、その都度連絡をして、こういうものができたので、ぜひご利用してくださいというようなものやっつけていかないと、なかなか市外の方は情報を見ることもできませんし、そういう情報に接する機会が非常に少ないと思いますので、そういう支援策ができた都度、情報を市外在住者の方に通知するというようなことは、今後実施されるでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほど申しましたが、ホームページを作ったところで、やはりこれは周知しないと見ることもできないというような形になろうかと思えますので、繰り返しになりますが、まず、空き家の所有者であるかを確定して、そういった方に、今のホームページ等々の周知をしなければいけないんですけども、その周知方法について、今考えているところはやはり固定資産税の納税通知書ということはあるんですけども、それ以外に、もし、今、議員がおっしゃったとおり何か周知方法があれば、ぜひ検討して周知のほうを徹底していきたいと思っております。

○8番（徳島純次）

先ほどのデータベースの件なんですけども、データベースクラウドだと思うんですけども、非常にクラウドの場合は安価にできる。自前で作っているよりは確かに安価にできると思うんですね。そうすると、メンテナンスとかなんかも、クラウドの業者さんが全部やるということになるんですけども、ただし、全て業者任せというわけにはいかなくて、やっぱり市側でもセキュリティに関しては、メンテナンスをしていかなくてはいけないと思うんですけども、その辺のメンテナンスというのは、市の中でできるような体制にあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

セキュリティにつきましては、私もクラウドなのか、こちらの側に持ってきているのか、そこら辺の詳細まで承知していないんですけども、いずれにしましても、今のセキュリティにつきましては万全の対策で臨みたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○8番（徳島純次）

前に聞いたときは確かクラウドだったと思うんですが、クラウドにすると、通信回線を通してデータベースにアクセスすることになるんですが、その通信回線がデータベースにアクセスする回線というのは、複数回線を用意されるのか、それとも単回線なのか。もし単回線だと、その回線が支障を起こした場合は、アクセスできなくなるんですが、その辺のシステムの安全サイドは見てあるのかどうか。その辺いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

単回線か複数回線か、そこまでは承知していないんですけども、繰り返しになりますが、先ほど申しましたとおり、そういったことも含めて、しっかりとしたセキュリティで臨みたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○8番（徳島純次）

ぜひ、その辺も検討していただいて、システム障害が起きても、すぐに復旧できるようなシステムにしていただきたいなと思います。

それと、皆さんが空き家のいろいろなものを調べるのに、確かに飛騨市のホームページは空き家という項目はないんですよね。いろいろな支援策を探したりするときに、一発で見つけることがなかなかできなくて難しい。やっぱり先ほど言われたような空き家という1つのカテゴリーを作って、その中に関連するものを全て入れていただけると非常にいいのかなというふうに思いますので、ぜひ早急に作っていただいて、飛騨市から少しでも空き家が減るように、また管理されるように、ぜひやっていただきたいなというふうに思います。これで私の質問を終わります。

◎議長（澤史朗）

以上で8番、徳島議員の一般質問を終わります。

〔8番 徳島純次 着席〕

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時40分といたします。

（ 休憩 午前10時35分 再開 午前10時40分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、野村議員。なお、質問中、資料の使用願が出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それでは、通告に従い質問します。私は3月議会を終えた4月、5月にデータセンター誘致活動、教育改革、観光振興などをテーマに各自治体の持続可能な地域づくりの取り組みや少子化時代の大学経営はどうあるべきか等を学ぶため、国では経済産業省や国会議員事務所、8自治体と私立の単科大学などを訪問してきました。

また最近、「変化への挑戦!～元気な地方を創り出す」という研究大会に出席し、南砺市長、後藤市長、守山市長のパネルディスカッションを聞き、改めてまちづくりは「木を見て、森を見ず」の戦略では地域活性化につながらないと確信をいたしました。5月20日、経済産業省情報産業課、吉田課長補佐に面談し、神岡町での日本の安全保障を担保する地底危機管理データセンターについて提案説明をしました。それがこれです。

〔資料提示〕

その前日に経済産業省の多田事務次官に面談し、データセンターや古田岐阜県知事の話ができたことが幸いでした。早速、6月議会終了後、古田岐阜県知事にデータセンター及び経産省訪問のことをテーマに面談の予定です。

これまでに、私は数多くの自治体訪問を重ねてきましたが、人口5万人以下の多くの自治体の最大の課題は急激な人口減少と過疎化です。そうした中、ある新聞に岐阜県の将来人口推計の結果が公表され、岐阜県の人口は30年で61万人減少し、136万人になると推計。人口減少ペースが岐阜県全体で加速し、一方、飛騨市は年間400人超えの急激な人口減少が続き、この人口減少ペースが続くと30年後には飛騨市の人口は1万人台を割り込み、過疎化が一段と進み、厳しい事態でしょう。

また、最近テレビで愛知県南知多町は5軒に1軒が空き家である事を知り、飛騨市ももっと危機感を持って人口減少対策に当たらないと、近い将来、空き家と限界集落が増え、地域の祭りなどが大きな影響を受けるでしょう。今、飛騨市民が求めているのは地域資源を最大限活用し、若い世代が安心して働ける雇用の創出、交流人口の拡大、子育て支援とこれらを支えるまちづくりに積極的に取り組み、定住促進を図ることです。

5月下旬報道された東京の民間事業者による金森町の猫ハウスに1週間で11人の市民から「何で税金を納めたことのない民間人に5,000万円も市は使うのだ。」「議会はチェックしているのか。」「ふるさと納税は、結局市民、国民の税金だろう。」「こんなことにふるさと納税を使わず、企業誘致に使い。」「若者が戻ってくる町にしろ。」「古川町内の店が次々と閉店し、生活が苦しいとき、議会は何をやっている。」などなど厳しい意見が届いており、多くの市民から猫ハウスの質問をするよう要請を要請されましたが、既に決めていた教育、観光、新型コロナウイルス感染症、大学をテーマに質問します。

1点目、教育改革と教員の働き方改革について。学校がその地域の核として地域づくりの拠点

を担っており、子ども達が地域にすることが地域の活力です。現在教員不足が全国で起きており、教師達のSOSが強くなっているようです。

このコロナ禍、全国では2,065人の教員不足で、教員の長時間労働によりいじめに気が付けない、生徒一人一人に向き合えない等、精神疾患による休職は5,000人以上で、その内、約1,000人が退職していることを知りました。

教員の職務規定は50年前に作られ、残業代は全額支給されません。現在、国は教員の長時間労働解消が喫緊の課題として働き方改革を推進しております。今回、教育改革と働き方改革の取り組みを学ぶため3つの教育委員会を訪問し、参考になったことを取り入れ3点質問します。

1つ目、市内小中学校におけるチーム担任制について。質的な低下や学級間格差を無くすため、教員がチームになって複数学級の指導に当たり、一人一人の子供を複数の教員で見っていく体制にしたら、教員の勤務体制も変わり、結果、働き方改革にもつながります。このコロナ禍での経験を生かし令和に相応しい教員改革にすべきと思いますがいかがでしょうか。

2つ目、中学生の下校時間を早めることについて。皆さんご承知のように下呂市さんは教員の働き方改革としてこの4月から中学校で下校時間を原則、午後4時半としました。

私は早速、下呂市教育委員会に出向き、その効果等を聞いてきました。飛騨市も来年度から中学生の下校時間を早め、教員の勤務時間減少に努めたいと思いますがいかがでしょうか。

3つ目、中学校の運動部活動改革について。スポーツ庁の有識者会議は2025年度末を目標に中学校の休日の部活指導を地域のスポーツクラブや民間ジムに委ねる地域移行にし、来年度から段階的に地域に合った型で実施すると発表。各自治体には、実現への行程をまとめた推進計画の策定を求めています。飛騨地域にはスポーツクラブや民間ジムなど少ないだけに問題点が多いと思いますが、飛騨市の考えとその対応等を示してください。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

教育改革と教員の働き方改革について3点お答えさせていただきます。1つ目、市内小中学校におけるチーム担任制についてでございますが、議員がおっしゃるとおり、教員がチームとなって複数で見届け、指導に当たることは、教育の平等性が図られたり、子供たちや保護者が相談できる、選択肢が増えたりするなどメリットも大きいと考えております。

市内小中学校においては、1学級1担任制を残してはいますが、全ての学校が学級担任だけでなく、複数の教員が1人の子に関わる指導体制をとっております。中学校においては、教科担任制ですから、1クラスに何人もの教員が関わりますが、小学校においても、教科の専門性を生かして、得意な教科の授業を持ち合ったり、フリーの教員が入ったりして、複数の教員で指導に当たるようにしております。

また、朝の会の指導にはほかのクラスの担任が交代で入ることや、テーマごとにグループを作って探求する学びでは、学級の枠を外して指導に当たることもあります。今後も学校の実情に応じたよりよいあり方を検討してまいりたいと考えております。

2点目、中学校の下校時間についてでございます。下呂市の中学校においては、今年度より日

課を工夫することで、部活動を含めた教育活動を午後4時30分で終えて、1週間を通して最終下校時刻は午後4時45分となっております。

本市においては、部活動がない日には、生徒は、午後3時や午後4時に下校しております。下校時刻が午後4時30分を超えるのは週3日。部活動がある日です。早く日が暮れる秋～冬は、部活動時間を短くして下校を早めておりますが、4月～7月までの3か月間は締めくくりの大会である中学校総合体育大会、通称、中体連大会等に向け、部活動の充実を図る期間のため、時間外勤務が1時間以上となる学校もございました。

今年度は掃除をしない日や授業時間を週1時間削るなどして、部活動の開始時刻を早め、部活動の時間を確保しながらも、下校時刻を早める取り組みを行っているところでございます。教職員にとっても、時間外勤務時間の減少や自身ライフワークの充実に繋がることから、今年度の取り組みを見ながら、さらに改善できないか検討してまいります。

3点目、中学校の部活動改革についてでございます。市としましては、令和8年度を目途として、平日も含めた地域部活動の完全実施を目指して取り組みを進めているところでございます。

令和2年10月より、教育委員会関係課や中学校関係者、スポーツ協会関係者などによる部活動コア会議を定期的で開催し、地域部活動化への対応について協議するとともに、今後の方向性について、市スポーツ協会、各中学校の教職員、スポーツ少年団指導者の皆様に、ここまで説明させていただいております。

地域部活動化等に向けての飛騨市の考え方としては、生徒が生涯を通してスポーツ文化活動に親しむ出会いとなる多様な選択肢のある環境づくりと、生徒と地域の大人が触れ合う地域のコミュニティづくりとしております。

そこで、スポーツ協会や総合型スポーツクラブ・文化協会など、地域のスポーツ文化の振興に尽力いただいている団体に核になっていただきたいと考えておりますが、先進事例も参考にしながら様々な方法を模索してまいります。

議員がおっしゃるとおり、飛騨市においてはスポーツクラブと既存の組織がほとんどなく、受け皿となる組織や指導者の確保などが難しい等の課題もございますが、市民の力で飛騨市の未来をつくるという意義のある取り組みと考えております。

多くがこれからという中で、既に次世代の育成に向けて組織づくりを行ったり指導できる体制ができていたりする団体もわずかに出てきております。今年度はそうした一部の部活動で、合同で練習を行う拠点校活動や、地域指導者とその施設での活動などの試行を始めているところでございます。今後はコア会議において、もう少し見通しをはっきりさせ、秋頃にはより広く関係者にご協議いただく会議を設け、詳細な推進計画立案や環境、受け皿づくりと、それを支える人材育成の確保などの課題に具体的に組み込んでいく予定でございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○10番（野村勝憲）

前向きな答弁ありがとうございました。下呂市さんには、午後4時半下校ということで成果が上がっているようですが、ヒアリングはされましたか。

□教育長（沖畑康子）

伺っております。

○10番（野村勝憲）

私もヒアリングしております、4月が11時間、5月が10時間、それぞれ先生1人当たりの残業代が減ったということで、要するに非常に成果が上がっているということなんですね。そういうことなので、ぜひ、参考事例が近くにありますので、またいろいろとヒアリングをされて、お願いしたいと思います。

そこで、1点目のチーム担任制ですけども、実は私、南砺市さんにお邪魔しました。

それで、南砺市さんは非常にこういう持続可能な学校づくりという形で、ある大学と福島県と静岡県と富山県の3つの自治体がスクラムを組んで学校改革をやられて、こういったものも近いんですから参考にされたらいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

大いに参考にさせていただきたいと思います。

○10番（野村勝憲）

それでは、2点目に入ります。まちづくり観光について。岐阜県は近隣県と連携し、戦国武将広域観光促進のため約1億円の予算。高山市は松本市との広域観光連携強化のため新発見・体験ビジョンを最近発表し、白川村は高山市の観光客の数半分を目標に高山市、南砺市との観光連携を強化しています。当然、飛騨市も広域観光連携が求められ、まちづくり観光について提案も含め3点質問します。

まちづくり観光のコンセプトとビジョンについて。4月から観光課をまちづくり観光課に変え、2か月経過。誘客をキーワードに観光でより魅力のあるまちづくりが目的だと思いますが、そのコンセプトとビジョンは何ですか。そして、さらなる誘客対策と数値目標も示して下さい。

2つ目、観光客数と飛騨古川まつり会館の入館者数について。3年ぶりに行動制限がないゴールデンウィークは全国で行楽地の人出が増え、前年比3.3倍増加した観光地もあったようです。大型連休中の高山市は約20万人、白川村は4万2,000人。飛騨市の大型連休中と4月、5月の観光客数。そして、4月からまつり会館入館料500円値引きキャンペーン、これは、700円から200円値引きしたわけですね。その効果と4月、5月の入館者数を示して下さい。

最後に飛騨市への誘客アップの提案について。ハード・ソフト面からいかに観光客をアップさせるのか具体案を3つ提案します。

まず1つ目が、私が5月に南砺市、高岡市を訪問し、改めて富山県を中心に北陸との広域観光連携を推進すべきと感じ、そのために白川郷から河合への国道360号の道路整備が必要です。まず、6月開通を1か月早くして、5月の連休頃にして、将来的には白川郷と河合を結ぶ天生峠周辺をトンネル化するなど思い切ったアクセス整備が必要で、それによって飛騨市への入口と出口が良くなると思います。

2つ目、現在、健康サウナが大変なブームです。朝霧の森は豊富な薬草・果実とクアオルト健康ウォーキングコースがあり、ぬくもりの湯すば〜ふるとホテル季古里の利用客やイメージアップのため、薬草サウナを新設し地域の魅力を発信する。

3つ目が山城の観光PRです。現在、教育委員会の文化、スポーツ振興課は山城の国史跡やク

アオルトコースなどで成果をあげています。そこと連携して、例えば本年度、国史跡を目指している小島城跡を散策する健康ウォーキングコースと国史跡の高原諏訪城跡を戦国の歴史探訪として売り出したらいかがですか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、まず1点目、まちづくりの観光のコンセプトとビジョンについてお答えいたします。令和3年3月に策定いたしました飛騨市観光基本戦略にありますように、Deep Local（飛騨市を深化する）を戦略の柱とし、飛騨市が持つ本質的な魅力をさらに磨き上げるとともに、市民の皆様のホスピタリティの高さを生かした、市民が語る観光や、様々な体験プログラムの提供を通じて、地域との関係性を強くすることで、ほかの観光地にはない価値を創造し、それを効果的に発信しながら訪れた方に感動を与えられる観光地を目指すものとしております。

令和4年に新設いたしましたまちづくり観光課は、こうした戦略の考え方に基づき、これまで磨き上げてきた薬草、広葉樹、食などの様々な地域資源をより多くの方々に伝え、感動していただけるよう、まずは効果的な情報発信を図るため、庁内全体の総合プロデュース機能を担い、取りこぼしのない情報発信に努めております。

さらに、これまで課題とされていた自然資源や町並み景観の保全など、新たな施策の総合調整機能も担い、各振興事務所等と連携しながら取り組んでおります。

また、具体的な誘客対策といたしましては、本年4月からスタートいたしました飛騨漬けキャンペーンでは、町歩きをしながら地域の魅力に触れることができ、さらにぎふ旅コインが効果的に消費できる取り組みとして多くのお客様にご利用いただいております。

なお、今後の数値目標につきましては、まず、観光客の入り込み数がコロナ前の水準に戻るよう、観光事業者をはじめ、市民の皆様と協力しながら取り組んでまいります。

続いて、2点目の観光客数とまつり会館の入館者数についてです。4月29日～5月8日までのゴールデンウィーク中の飛騨古川エリアの観光入り込み客数は1万4,000人と、昨年比で220%と増加しておりますが、コロナ前の令和元年度と比較いたしますと54%となっております。

また、飛騨古川まつり会館の入館者数も同様の動きであり、4月が1,200人、5月が1,700人であり、昨年比で250%と大幅に増加しておりますが、令和元年度と比較いたしますと50%と

まだまだお客様が戻ってこない状況でございます。

なお、4月23日から飛騨漬けキャンペーンと合わせて実施しております、入館料200円割引の利用者数は、5月末で670人であり、利用者数の9割は市内の観光案内所、残り1割は高山や奥飛騨の宿泊施設にてご案内いただいております。今後の誘客対策につきましては、損益分岐点である、年1万8,000人を当面の目標とし、割引事業については、市内飲食店、市外の宿泊施設等との連携を強化するとともに、夏休みに向けたイベント企画、さらには市民向けシアター事業の展開など、考える施策を順次進めてまいります。3点目の誘客アップの提案についてお答えいたします。まず、国道360号、天生峠の規制解除についてですが、こちらは飛騨市側が6月末、白川村側が災害復旧工事に伴い未定となっております。

最も利用者の多い秋の天生は、利用者の半数以上が白川側からのルートを利用されており、東海北陸自動車道の効果も大きいと考えております。トンネル整備は大きな夢であり、これまでも何度か話題になっておりますが、地形的に難工事が見込まれ、巨額の事業費を要することから現実的ではないというのが共通した認識です。

また、天生峠は毎年、積雪や豪雨による法面の崩壊が相次いでおり、災害に耐えうる対策を古川・高山両土木事務所をお願いしているところです。

次に、薬草サウナの導入については、お客様のニーズを踏まえ検討してまいりたいと思っておりますが、今年度より、毎月、薬草週間を設け、市内入浴施設で薬草風呂、薬草茶の試飲、ワークショップなどを実施しております。特別イベントのワークショップでは、県外からの参加者もあり、かつ参加したお客様からは大変好評であることから、引き続き、薬草や健康コンセプトにした誘客対策に取り組んでまいります。

最後に山城観光の推進につきましては、岐阜県戦国武将観光推進連絡会と連携しながら、今年度新設された飛騨市健康ウォーキングの小島城コースをはじめ、高原諏訪城や江馬氏館を活用して情報発信やガイドツアー造成などに取り組んでおります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○10番（野村勝憲）

再質問させていただきますけども、まず、部長は確か覚えていらっしゃると思いますけど、古川町時代にまちづくり振興課というのがあったと思います。その中に観光係があって、今まさにそのときに戻って、まちづくり観光課というのができたと思うんですね。ある意味では再スタートですが、私は観光振興のために、度々申し上げていると思いますけども、故きをたずねて新しきを知るといふ、温故知新をしっかり抑えて、観光振興に当たるべきだということを申し上げてきましたが、この際、その点をしっかりと胸に刻んでやられたらいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

温故知新というところでは、まさに議員がおっしゃるとおりのことを、私どもも感じておりまして、いろいろと推進しております観光事業につきましても、これまでの経緯や関わってこられた市民の皆様がおられます。そういったところをしっかりと振り返った上で、今後どうしていくかというところを考えるのが、やはり重要であると考えておりますので、先ほど申し上げた町並みを守っていくところもそうでございますけれども、これまでの経過や歴史をしっかりと振り返り、若い職員にもそういったことをしっかりと把握してもらいながら、新しい事業に向かっていきたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

ぜひ、温故知新を取り入れて積極的にやっていただきたいということと、やっぱりここでちょっと反省しなければならないことがあると思います。

例えば、都竹市長は就任時に観光一丁目一番地に外から人と金を取り込むんだという話をされましたけども、残念ながら君の名はとかユネスコ登録とか明るい材料があったんですけども、私が情報を得たのは、最高記録が2019年に120万人だったかな。しかし、古川町時代は、古川町で平

成14年に150万人以上来ているわけですよ。古川町だけで。比較するのは高山市と白川村ですけども、高山市さんは2019年473万人。さらに白川村さんは215万人ということで、非常に大きな数字を出していらっしゃる。なかなか飛騨市は合併したにもかかわらず、平成16年にまだ150万人いかないんですね。この辺をやっぱり検証して、反省して、どうあるべきかというような対策は取られているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

以前の一般質問のときも申し上げましたように、単純に高山市や白川村との比較はできないと思っておりますし、さくらのときの150万人も、NHKのさくらという特殊要素があった上での入り込みですので、ほかの年との単純な比較はできないと思っております。先ほど申し上げましたように、まずは、コロナ前の水準に観光客の方の数を戻すというところを、第一前提として向かっていきたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

高山市も白川村もやっぱり1つのインバウンド効果があったから、高山市はご存知のように今はホテルラッシュです。それはなぜかと言うと、ベースになっているのは、473万人の観光客の入り込み客数が増えてきていると。これがベースになって、こういうことをしていけないと、やっぱり飛騨市にできるだけ、1時間でも2時間でも滞在していただいて、宿泊客数を増やすという戦略を練らないといけないと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

飛騨市の場合、そもそもホテルや旅館の数が高山のような状態にはないという現状がございます。この状態の中で現在、まだコロナ禍にありまして、その中で私どもは、どれだけでも高山や奥飛騨にご宿泊されたお客様が古川や神岡に足を伸ばしていただいて、滞在をしていただき、消費をしていただくというところを目標に今の飛騨漬けキャンペーンなども進めております。奥飛騨や高山のホテルにも営業を継続的に続けておりますが、ホテルのほうからは、そういうお客様が行けるコンテンツが増えてありがたいということで、喜びの声もいただいておりますので、まめに営業をしてまいりながら、さらにお客様を増やしていきたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

ぜひ、小手先のことではなくて、戦術ではなくて、観光戦略をしっかりと、5年先はどうあるべきか、飛騨市の観光客は10年先にどうあるべきかと、そこに向けたビジョンとコンセプトをしっかりと押さえてやっていただきたいと思っております。

それでは次に、3番目、飛騨高山大学設立基金と飛騨古川駅東開発についてです。1月、駅東に若宮駐車場利用の学生寮、商業施設、全天候型の遊び場、温浴施設などの共創拠点を発表したのに、何故4月に住民にまちづくりのアンケートを求めたのが疑問です。これが市民のところへ4月28日に届いたアンケートです。

〔資料提示〕

これは、我々議員の中にも4人～5人来ているようです。この件で市民からこの中身の問47では「古川駅前にもどのような機能がほしいか。」という問いに対し「駅前にも施設ができるのですか。」また、問8では「世帯年収はいくらか。」また、問16では「車の所有は。」の問いに市民からは「税務調査じゃあるまいに。」「なぜ、私の個人情報をお細かく知りたがる。」「私の住所を市が教えたのでは。」などの多くの怒りの声が届き3点質問します。

これからの大学経営と評議員について。私立大学で不祥事が相次ぎ、学校法人に強いガバナンスが求められる中、この春、277校の私立大学が定員割れ、昨年の出生数は過去最低で大学経営はまさに冬の時代へ、中でも単科大学は定員割れが続出。私が訪問したある大学は定員の半分しか応募せず、地域の若者は都会に出たがり、受験生確保に大変苦慮しておられ、飛騨市で大学ができて将来、公立化しないと維持できないということを確認しました。市長の見解はどうでしょうか。市長は最近大学の評議員を辞められたようですが、なぜこのタイミングで辞められたのですか。

2つ目、若宮駐車場とアンケート調査について。市長は昨年11月の全員協議会で若宮駐車場の舗装費は3,000円～4,000万円と説明。3月議会では、いや最初から6,000万円と発言。実際に会議録を読みますと3,000円～4,000万円と記載なのに、なぜ、最初から6,000万円なのですか。

また、市長は事実上、若宮駐車場は市職員の駐車場と断言。私は約10日間、土曜日、日曜日、休日を調べました。そうしたら32台～98台の車で、明らかに市民や外来者の車です。この際、若宮駐車場の利用と株式会社東洋さんの敷地交換について市民アンケート調査をすべきですがいかがですか？

3つ目、C o I U開校と設立事業費70億円について。宮城町の建設予定地は6月に入っても着工されず、1年10か月後の春開校に間に合うのか地元民も心配しています。

また、飛騨高山大学からC o I U（仮称）に大学名が変わりましたが、秋の文科省への申請も仮称のままでしょうか。1年前議員への説明会で井上代表理事が大学設立事業費は20億円と言いました。そうしたら、小水力発電の売益を充てるということでしたが、今回、3倍の70億円と聞いて本当にびっくりしました。70億円の資金調達のめどはできているのでしょうか。飛騨市は企業版ふるさと納税を募って寄附をどのくらい大学に投資するのですか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

大学等についてのお尋ねでございます。まず1点目、大学経営に関する市の見解等々のお尋ねがございました。C o I U（仮称）でありますけれども、純粋な民設民営の私立大学でございまして、再三申し上げているんですが、受験生の確保を含めた大学経営のあり方については、学校設置者が行う文部科学省への設置認可申請の段階において、厳正に審査されるものと理解しております。

したがって文部科学省において将来的に効率化しないと維持できないというような前提を置くことあり得ませんし、そもそも私が見解を述べることはありません。

次に、評議員の辞任ということについてお答えをいたします。これは私立大学を含む学校法人

のガバナンス改革に関係する判断でございます。このガバナンス改革でございますが、文部科学省の大学設置学校法人審議会におきまして、学校法人制度改革特別委員会が、今年3月末に報告書をまとめられました。その中では学校法人における評議委員会につきまして、現行制度の理事会の諮問機関の位置付けを改め、大幅に権限を強化し、理事の選任や解任を行うことも含め、監視監督機能を強化する方針が出され、現在その内容に沿って法律改正の準備が進められております。

この議論でございますけれども、昨年度、全国的に大きな話題となっております。当初は評議員会を最高意思決定機関とする案であったところが、大きな反発を受けまして、その位置付けをやや弱められたという経緯がございます。

しかし、それでも最終的には評議会に強い権限を持たせる方向でまとめられたということです。こうした動きを見ている中で、行政機関の長である市長が評議員として、いわば大学を監督する立場に就くことは、学問の自由、そして大学自治を保障する憲法を尊重する観点から適切ではないと考えていたところでございます。

このため、既に昨年秋頃から、この方向でガバナンス改革の議論がまとまるのであれば、COIUが学校法人として新たな組織を準備されるタイミングで評議員を退任させていただきたい旨を伝えていたというところでございます。そして、その新たな組織を準備される会合が4月19日に行われましたので、それに合わせて退任届を提出し、同日付で受理いただいたというところでございます。

それから、2点目です。若宮駐車場の話でございます。駐車場の舗装にかかる修繕費でございますが、これはかつて議会のご質問があつて、修繕について予算協議の中で検討したことがございます。その際に、職員の駐車場として使用されている部分、これは市道から東洋側の工場側の部分の修繕であります。およそ3,000円～4,000万円というふうに試算しておりまして、なかなかその費用を工面することが難しいということで、予算査定でゼロ査定に見送ったという経緯がございます。

このため私自身は、かねてより若宮駐車場の修繕は3,000円～4,000万円という認識を持っていたところです。全員協議会のと時の話をされましたが、そもそも提出された資料には修繕費のことは記載していなかったわけでありまして、初期の段階でしたし、説明する予定もなかったということでございます。

ですが、質疑の中で修繕費について言及する流れになりましたので、以前からの認識を踏まえて3,000円～4,000万円かかると申し上げたところでございます。

一方で、今回の駐車場の交換という新たな話が出てまいりましたので、これは具体的な説明のためにしっかりした全体の修繕費を算出する必要があると考えまして、基盤整備部で改めて市道から線路側を含む全体を修繕する費用を積算させたところ、6,695万円でありました。それを踏まえて3月議会の答弁では6,000万円というような言い方で申し上げたところでございます。したがって、今回の駐車場交換に係る議論としての修繕費は初めから6,000万円でございます。

また、若宮駐車場が実質市の職員駐車場と答弁した件についてもお触れになったわけでございます。これも平日に職員が出勤する場合の駐車場について述べたものでありまして、休日は市役所は休みでありますから、当然、観光客や一般利用があることは言うまでもないわけでありまして。

議員から土曜日、日曜日、休日の利用で32台～98台というお話がありましたけども、平日は250台以上駐車されているわけでありますから、休日利用が少なく全体的に見れば、職員駐車場の利用が大多数であることは明らかでございます。

また、3月議会の答弁でも申し上げたとおり、駅利用者や観光客が利用される場合には、従来は踏切を渡って町へ入る動線が、美術館脇を通過してハートピアの前を通り、跨線橋を利用するという動線に変わることによって、分かりやすく距離も短くなるわけでありまして、それによって駅バスロータリー、瀬戸川などの観光スポットへも行きやすくなると考えておりまして、これはデメリットはないというふうに考えております。

それで、アンケートにつきましては、そもそも同等の機能と、駐車台数を持つ駐車場が隣接地に整備されるわけでありまして、大きく利便性が変わるとは思っておりませんので、市としてアンケートを行うつもりはありません。

それから、3点目です。大学の開校と設置事業費の件でございます。大学の設立に対する詳細について、またもやこの場でお尋ねになっているわけでありまして、再三申し上げておりますが、本来、市は説明する立場にないわけでありまして、これについてお答えするということが自体差し控えているわけでありまして、質問いただきましたので聞き及んでいる範囲のみお答えをいたしたいと思っております。

まず、建設工事の着工については、来月、7月から建設予定地の基礎解体工事に着手されると伺っております。

次に大学名称についてですが、学校設置者が行う文部科学大臣の認可が下りる前ですので、これは必ず仮称がつくというふうに伺っておりまして、申請はC o I Uの名称で行われるものと伺っております。

最後に、設立事業費の資金調達の方法についてですが、様々な企業との間で寄附に関する具体的な話が進んでいると伺っておりますが、具体の企業名や金額等の詳細についてはお答えする立場にありません。

お尋ねに対するお答えは以上なんですけども、大学設置に関する企業版ふるさと納税等の活用の方針について少し触れておきたいと思っております。この取り組みですが、ふるさと納税の仕組みを使っていただき、大学設置者自らが寄附金を集めていただいて、集まった寄附金を当該事業に充当するというものでございます。ここでいただいた寄附金は、建設予定地周辺の道路整備費や飛騨市企業立地促進条例に規定される補助金に充当するほか、それを超えた分は大学建設費用に対して直接大学設置者に支援する予定としております。

なお、議員から冒頭、ふるさと納税は市民、国民の税金であるという声があるというお話がございましたが、間違っております。ふるさと納税も企業版ふるさと納税も制度的に純粋な寄附金です。税制上の控除があることで、納税という愛称がつけられておりますので、税金と誤解されがちですが、例えばNPO法人や学校法人等に対する寄附も同様に寄附金の控除があります。

しかし、それを税金だと誰も思いません。同様にふるさと納税等も税金であるはずがないということです。したがって、寄附をされた方のご意思に従って寄附金を活用することは当然でありまして、それを主として、明文でルール化するため、飛騨市寄附金の取り扱いに関する条

例を定めているというところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○10番（野村勝憲）

企業版ふるさと納税のことが出ましたので、ちょっとお聞きしますけれども、企業版ふるさと納税は自治体の地方創生事業に寄附した企業に対して、給付額の税負担を軽減する制度ですね。間違いないですね。そうしましたら、1億円を仮に寄附された場合、どのくらい軽減されるんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

お答えいたします。今、制度が変更になっておりまして、最大でございますけれども、9割まででございます。

○10番（野村勝憲）

私も実は総務省に電話して確認していますけれども、要するに1億円だったら9,000万円くらいが軽減になるということですね。実質1,000万円の寄附ということですね。それだったら、むしろ直接市ではなくて、大学でやられたほうがいいのではないかと思うんですけど、ついでに森田部長にお聞きしますけれども、確か70億円という数字を言いましたけれども、私は実際に調べていないんですけども、ある市民から市のホームページで、約62億円をファンドで基金を集めるんだということが、市のホームページから発信されていたようですけれども、今カットされているようですが、それは事実なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

現在も市のウェブサイト上に特設のページがございまして、64億円を目標としていると言うことは、そのまま掲載がございまして。

○10番（野村勝憲）

逆算すれば、現時点では70億円のうち60億円は不足しているということですね。その回答はいいですね。

ところで、若宮駐車場の件ですが、既に約4つの施設を発表しているわけですね。その中で、商業施設、あるいは温浴施設は、最近いろいろと情報が入ってくるんですけども、当初計画されていたスーパーさんが進出しないのではないかという話が出てきていますけれども、その後どうなっているかちょっと分かりませんが、もし、ここに学生寮と全天候型の遊び場の2か所、あと喫茶店が来るかどうかは分かりませんが、こういう小規模なものだったら、株式会社東洋さんの敷地だけで十分ではないですか。その点はいかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それは市に聞かれることはありません。

○10番（野村勝憲）

若宮駐車場は市の所有物ですよ。いいですか。そこは利活用するんですよ。農免道路側よりも、こちらのほうが、要するに利便性からいったら、はっきり言ってテナント料は高く取れますわ。そういうところはちゃんと市長としてマネジメントされているんですか。

△市長（都竹淳也）

3月議会のときに再三議論させていただきましたが、同等の交換ですから、しかも利便性はむしろ交通安全の面もよくなる。

それで、我々はそこに着目しているわけでありまして、その具体的な開発の中身について、何か申し上げるといことはなくて、それはもちろん把握してお話も伺いますし、ですけども、こちらのほうがいいとか、こういう開発がいいとかいう話であれば、直接開発事業者から議員からおっしゃっていただくということがいいのではないかと思います。

○10番（野村勝憲）

どちらにしても。農免道路で交通事故で亡くなられた方がいらっしゃるわけです。そういうリスクも背負ってやるわけですから、私は等価交換という言葉を使っていますが、実際に利便性からいったらはるかに駅に近いほうがいいと思います。

それでは、アンケートについてですけども、市民からアンケートについていろいろと意見が出ています。当然、これは大学設立基金が出したアンケートですけども、これについて市の関与は当然相談されているわけですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

アンケートは、慶應義塾大学医学部の医療政策管理学教室というところが取っておられまして、実施をされるということにつきましては、市側も承知しております。

○10番（野村勝憲）

私、昨日、慶応大学に電話をしました。ハガキが3回も来るので市民の方は怒っていらっしゃる。もう怖くなったという人もいらっしゃいます。くどすぎるといことで、そのときにお話された女性の方ですけども、市とも相談されていますと。なぜそれが分かったかという、駅前にもまた施設を作るんですかという問い掛けをしたら、それは市のほうへ相談してくださいという回答だったんですよ。本当に駅前にもできるんですか。クエスチョン47のときには駅前と書いていますけども、その辺はしっかりと検証されて分析されているんでしょうね。

△市長（都竹淳也）

今ほど申し上げましたが、森田部長から答弁しましたが、本当に中身について我々は全く関わっていないんです。ただ、大学でこうしたことをやられるということは承知しておりますし、こういうアンケートが行われますということもお知らせしてはいますが、中身の設計とか内容とかについては、一切関わっておりませんし、それから、今のどういうやりとりをされたか分かりませんが、それが、どういう責任がある方のどういうお答えなのかということもよく分からない。それを前提にここで答えするというのもおかしいですし、繰り返し申し上げますが、そのアンケートは、市は中身について全く関与していませんし、私自身も、私のところにも来た

んですが、私も見て初めて知りましたので、中身ですよ、私も初めて知りましたから、そういうことですので、中身についてここで尋ねられてもお答えのしようがないということでもあります。

○10番（野村勝憲）

それでは、市長のところに来たと、届いているということですけど、ちょっと確認してみてくださいね。1ページ目です。要するに飛騨高山大学設立基金と関連自治体との連携と書いてあるんです。それで、慶応大学がアンケート調査をしたと。関連自治体と言ったら飛騨市しかないでしょう。これを見たら明らかに市民は、市もちゃんと連携して関与しているんだなあ。そういう文言になっているんですよ。ご覧になられなかったんですか。

△市長（都竹淳也）

回答もしましたが、そんなに丁寧に細かいところまで読んでおりませんし、そもそも宮田先生が慶応大学の研究室でやられることですから、来たものに対してお答えしたということでありまして、ここで個々の細かい文言を繰り返し申し上げますが、議論してもお答えのしようがありませんし、そもそも市の事業ではないわけですので、先ほど申し上げましたが、市はこういうことが行われますという周知はさせていただいていますが、それ以上のことを聞かれてもお答えができないということです。議長よろしく願いいたします。

○10番（野村勝憲）

推測ですけど、評議員にもう1年半以上も前からなられているわけですから、それなりに都竹市長には何らかの形が井上代表理事とあったのではないかな。ましてや1ページ目ですよ。この中に文言が大きく書いてあるんですよ。それに対しては、ほかの議員も疑問に思ったと思いますよ。そういうことで、もう一度チェックさせていただいて、私が一番危惧しているのは、要するに市民の人たちは、個人情報に障ると答えなくてもいいですよ。あなたの年収は幾らですかと。例えば国勢調査がありますよね。あれだって20項目ぐらいです。それで、大学に問い合わせたら、慶応大学さんは無記名でお願いしています。

しかし、ここは記名入りでお願いしている。明らかに矛盾点が出ている。なるほどな。このアンケートはどういうことが目的なんだろうなど。普通、47項目をアンケートで市民に問いかけてません。ましてや年収が幾らで、車は何台お持ちで、家族構成はどれだけで、これはもう、微に入り、細に入り、まさに個人情報保護法に引っかかるというふうに、これについては、ぜひ、大学側のほうにクレームを言っておいてください。

△市長（都竹淳也）

クレームを言えということではありますが、そもそも、先ほどから繰り返し申し上げますけれども、これは市でやっていることではないわけです。

それで、先ほど、私はこうだと思ふという推測で、民間の事業者がやっていることを、要はおとしめるような発言を議場でされている。これはいかながなものかというふうに思います。そうしたことも踏まえて、これからの対応をしっかりとお願いしたいと思ふし、いずれにいたしましても、このアンケートの個人情報云々という話。当然こうしたものは住民基本台帳のデータの閲覧手続きというのがありますので、これはそうではなくても、ほかのところでもいろいろなアンケートで住民基本台帳の閲覧というの行われています。そうした中で判断、調査されているものだと思いますし、個々に記名になっているというふうに私は回答しましたが、記名の内容

ではございませんし、そうしたことも、ここでの推測、憶測でお話になっていることだというふうに思いましたので、その点については申し上げておきたいと思います。

○10番（野村勝憲）

民設民営ということでしたら、別に大学支援室を設けたりすることはなかったのではないですか。あれは、市長が評議員になったり、そうでしょう。もう民設民営で、今まで企業誘致だってそんなことはなかったでしょう。支援室なんてなかったわけです。特別な関係があるのではないかなというふうに言う人もいるわけです。いいです。もう時間がなくなってしまうので、30分しか我々は持ち時間がないですからね。

そういうことで、最後に増え続けるコロナ感染者の影響と対策についてです。新型コロナウイルス感染者が増え、県内では市町村長が職員が感染したのに、自分は感染していないのにですよ。ご本人が感染していないのに責任を取り減給処分。また、高山市の國島市長は感染者とられました。確か私の記憶では、都竹市長が42市町村の中で第1号、第2号は白川村村長、第3号は國島市長ではなかったかと思うんですけども、國島市長はこう述べられています。「市民の安全、安心を守るべき立場の者がこのような事態となり痛恨の極み」のコメント。また、お二人の件については多くの市民から聞きました。やっぱり市民第一と考えてらっしゃるトップが取る姿であると感じられたでしょう。飛騨市の感染者が今年、月平均50人。昨日現在で312人と増え続ける中、2点問います。

都竹市長参加の会食感染について。古田岐阜県知事は県民に対して多人数での長時間は避け、自制を心掛けてくださいとお願いされているとき、市長は4月2日神岡で関東の4人家族と市職員含む地元6人の10人で会食をし、2次会は市長をはじめ8名が参加されたようです。その後に9名のコロナ集団感染者となったとの情報が入っておりますが、事実ですか。

古川町の金森町にお店が今でもありますけども、居酒屋やスナックにはご利用は地元の方のみの案内が出ております。神岡町にはそのような案内の紙とかそういったのはなかったんでしょうか。市民に自粛自制をお願いする立場の市長が、10人もの多人数で会食することに対して市民へのメッセージはいかがでしょうか。

最後に、影響を受けている飲食店は非常に多いようです。その対策は考えていらっしゃいますか。最近、市内では1日3人～4人の感染者が出ており、夜の外出を避ける人が多くなっております。当然、居酒屋やスナック等の飲食店の多くは影響を受けております。ある店ではお客さんが0人か、あるいは1日に1人か2人の日もあるようです。私は実際に聞きましたので。また、温浴施設、民間の施設にしても、指定管理施設でも、お客さんはやっぱり少ないです。ある程度、にぎわいのあるお店やそういう施設にするには、具体的な対策を市は当然とられていると思いますが、その辺をお聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

新型コロナウイルス感染症の感染につきましてのお尋ねでございます。まず私の感染の経緯についてのお尋ねがありました。その前に申し上げておきますが、県内42市町村の最初は養老町長

さんでありまして、昨年の秋。そのあと私、ほぼ同時期に白川村長、そのあと高山市長ということでした。

議員から私の感染源とみられる会合の内容についての情報があるが事実かとお尋ねがあったわけですので。大変不自然なご質問でございます。

4月13日に開催された市議会の新型コロナウイルス感染症対策特別委員会的时候、私は施設に入所していましたが、ビデオメッセージを撮りまして、そして詳細につきまして文面も配付して、ご説明を行ったところでございます、議員もその場におられて聞いていらっしゃったというふうに承知をいたしております。

したがってこのご質問をいただくこと自体、疑問に思うところではありますが、恐らくお忘れになってしまわれたのだというふうに思いますので、改めてその際の内容を申し上げたいと思います。

私は4月1日に辞令交付等の後に東京へ出張いたしました。翌2日のお昼過ぎまで行事等をこなして、予定どおり午後2時半少し前の北陸新幹線で自宅への帰路についてわけです。乗車してすぐに飛騨市観光大使である神岡実希さんの応援団である飛騨市で神岡実希さんを応援する会の方からご連絡をいただきました。その内容は神岡実希さんのご家族がご両親、お姉さんと4人で、飛騨市へこられており、市長にご挨拶したいとおっしゃっていると。ひとまず、古川の町をご案内しているが急遽関係者で夕食をとることになった。送迎はするので参加していただけないかという内容でした。

神岡実希さんは3月末で女優活動から退かれておりまして、事実上観光大使としての役割も終了されております。この時点で、一私人となっていたわけではありますが、しっかりとお礼のご挨拶ができていないこともありまして、これに出席することといたしました。そして、帰りの予定を変更し、猪谷駅で下車、お迎えいただいた後、神岡町内での夕食会に参加したわけであります。

夕食会のメンバーは都合のいい方に順次声をかけているということで、最終的に神岡さんのご家族4人、応援する会の方々5人、そして私の計10人となったわけであります。マスク会食の徹底ということは常日頃から申し上げているところでもありますし、私自身が飲食の瞬間以外は完全にサージカルマスク着用で通したことはもちろん、ほかの方々もよく励行されていたということでございます。

また、席を立って入り乱れるようなこともなく、お店も換気や取り箸の工夫などもされておりました。数時間の後、2軒目のお店に行くという話になりまして、私自身はお迎えを呼んでいただいた古川からのタクシーを待つまでの間ということで、出席し、タクシー到着と同時に退席して帰宅したということでございます。なお、ここでも皆さんはマスクを着用されているのであったというふうに認識をされております。

会合の内容は以上です。この内容を特別委員会でお伝えしたわけですが、なお、2軒目のお店を含め、夕食会出席者10人のうち、飛騨市側は私を含めて6人全員が陽性。神岡さんご家族は4人中お2人が陽性でありました。ちなみに、後になって同席された方々と語る機会が何度かあったわけではありますが、あれだけ対策していかかるというのは、よほどの感染力だというのが共通した言い方でございます。

それから、次に飲食店の利用者の制限についてのお尋ねがございました。まず、会食を行った4月2日の時点では、岐阜県のまん延防止等重点措置は3月21日をもって終了しておりましたので、会食の人数制限はなく、市としても事前の検査を始め、感染防止対策を徹底していただくということと呼びかけてはありましたけれども、飲食を伴う会合等を制限するということは一切申し上げておりません。その人数についても市としては、制約を申し上げていなかったわけであり

ます。また、地元の方のみという表示は、利用した飲食店にあったかというお話ですが、ございませんでした。市内の飲食店において居住地により入場制限される動きがあることは承知しておりますが、市としては、そもそも感染のリスクは市民であっても、市外の方であっても同じことであることから、コロナ初期の早い時期から、こうした制限は意味のあることではないということをお願いしてまいりました。現に今回も恐らく由来は市内からの由来であるというふうに見られるわけであり

ます。最後に、市民へのメッセージということでございます。市民の皆様方に対しましては、療養期間が終了した直後の4月18日に、同報無線や市SNS等を通じてこういった経緯とともにメッセージをお伝えし、以降も様々な会合の場においてお話をしております。

繰り返しになりますが、4月の段階では、市民の皆様には感染対策の徹底を呼びかけておりますものの、自粛自製をお願いしておりませんから、そうした観点の発言はしておりません。

また、メッセージを聞かれた市民の皆様からは大変多くの温かいお見舞いのお言葉とともに、感染するとどうなるのか非常によく分かったというお声を多くいただき、こうした情報を広く発信していただくことが非常に重要だと感じた次第でございます。

それから、飲食店への対策の件でございます。現在、新規感染者数は全国的に減少傾向にございまして、県内全体でも毎日数百人単位で推移しているわけでありまして、重症者数は低い数字で推移しているわけでありまして。市内においても、毎日数人の感染者が出ておりまして、現に今も飲食にまつわる感染者もちらほらと散見されているところでございまして、そのたびに、飲食店等の来店者が減少するという傾向があることは承知をいたしております。

しかしながら現在の新型コロナウイルス感染症の特性を考えると、3回目のワクチン接種が進み、また、今後4回目の接種者が増えても、一定数の感染者を発生し続けていくものだというふうに思われます。そうした中で、飲食店の利用を含む社会経済活動を動かすには、ワクチン接種歴に頼ることなく、その場で感染しているかどうかを確認する検査が非常に重要になると考えているところでございます。

このことから、生活の様々な場面で気軽に検査ができる体制づくりに取り組んでおりまして、まちなか簡易検査センターの拡充や、500円で検査キットを購入できる制度を創設したのも、そうした考え方に基づくものでございます。市民の皆様には基本的な感染対策やマスク会食の徹底はもちろん、事前の検査を上手に利用いただきまして、飲食を含む社会経済活動を動かしていただきたいと考えているところでございます。

なお、先ほど他の市長の発言等々の比較がございましたけれども、私は自分自身の感染についてお詫びをするということは一切申し上げておりません。また、そのあとも、最近も国内で知った首長が結構感染しておりますが、SNS等に投稿されるたびにお詫びを言うべきではないという

ことをほかの方も何人もおっしゃっておられます。

なぜ、そう申し上げるかと言うと、首長がお詫びをするという文化を作ってしまうと、感染すると悪いということになってしまいます。それで、感染するかどうかというのはどんなに気をつけていても感染するわけであります。しかも、今、社会経済を動かすという中であって、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置といったものが出ているときなら特段別ですが、そうではない中で、積極的にみんなが動こうという中でお詫びをするという文化を作ってしまうと、これはまさしく社会全体の萎縮を招いてしまう。ですので、これは気をつけていても感染するんだ。という前提の中で、それをむしろしっかり皆さんに伝えるということが、首長の義務ではないかと、このように考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○10番（野村勝憲）

市民がこれを、多分生放送でも見られ、あるいはY o u T u b eでも見られると思います。國島市長は、自ら市民に対してお詫びに近い言葉で述べられているわけですよ。それぞれ首長によって違うんだと、多分判断されたと思います。以上で私の質問は終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、10番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時45分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開します。7番、住田議員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。今回は大きく3点質問をさせていただきますが、まず、最初に物価高騰対策についてお尋ねいたします。

総務省が5月20日に発表した4月の全国消費者物価指数は前年同月比2.1%上昇しました。伸び率の大きさは、消費税増税の影響で2.2%上昇した2015年3月以来約7年ぶりとのこと。ロシアのウクライナ侵攻を背景にした資源高や円安が主な要因で、エネルギーや食料品の値上がりが顕著だということです。私たちの家計も、冬期間のガソリン・灯油の高騰に始まり、電気、ガス、食料品全般の値上げなど、ヒタヒタと影響し始めています。物価上昇の影響を考慮した3月の実質賃金が前年同月比0.2%減少するなど、賃金の伸びは期待できず、身近な商品の値上げが家計の

負担になっています。国は物価高騰対策としてガソリンなど燃料価格の抑制策や低所得者への給付金対応などを打ち出していますが、物価高の影響は今後も見通せず、私達の暮らしはどのようになっているのでしょうか。市として現状をどのように把握し、救済策を考えてみえるのかお尋ねします。

1点目は物価高に対する市民の声を把握していらっしゃるのでしょうか。値上げのニュースは毎日のように報道され、家計を預かる者にとって頭の痛い現実です。家族構成や収入の安定度によって困り度は多少異なってくると思いますが、特に弱い立場の方々、例えば令和3年度に行ったひとり親家庭でのアンケート結果には「給料日前には食材が足りないことがある。」といった声が聞かれています。物価高騰でさらに生活が苦しくなっているのではないのでしょうか。これは家庭のみならず、商店や企業、福祉施設なども含め、市民の困り度をどのように把握されているのでしょうか。

次に救済策についてです。物価は高くなるけれど給料は上がらないとすれば、買い控えが進み経済に影響がでてきます。また、どうしても購入しなければならない物を優先し、優先順位の低い物は購入に躊躇することもあります。コロナ禍で冷え込んだ消費にさらに物価高が追い打ちをかけ、厳しい経済情勢が継続するものと思われまます。物価高にあえぐ市民の声、企業や商店の実情に対応するため、国の施策はもちろん、市独自の救済策などどのように考えてみえるのでしょうか。

3点目は給食の対応についてです。食材の高騰で、その動向が懸念される1つとして子どもたちの給食があります。特に小中学校の給食は給食費として徴収された金額で食材を賄っています。1食当たり小学校では260円～281円、中学校は308円～325円で食材調達しなければなりません。当然、食材が値上がりすれば献立に支障がでてきます。現状でも小麦を原材料とするパンや麺類の提供回数が少なくなっています。食材のランクも落とさざるを得ません。子どもたちにとって楽しい給食。特にコロナ禍で黙食が推奨されていますので献立の内容次第でモチベーションにも影響するのではないのでしょうか。今後も外国産に頼っている小麦、油、砂糖、トマト加工品の値上がりが見込まれます。献立の工夫だけでは限界があります。しかし、給食費の値上げにつながると保護者の負担も限界ではないのでしょうか。今後の給食対応はどのように考えてみえますでしょうか。以上、物価高騰対策についてお尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

物価高騰対策につきましてのお尋ねでございます。3点ご質問いただきました。全て関連がございますので一括してご答弁申し上げます。追加の対策の事実上の発表も含んでおりますので、少し長くなりますけどもご容赦いただきたいと思います。

今回の物価高騰でありますけども、世界的な原材料価格の上昇、それから、ロシアによるウクライナの侵攻、そして急速な近年にない水準の円安と様々な要因が絡み合って、その影響はこれまでにない規模で全国に広がっているというふうに認識をしております。

飛騨市も例外ではございません。毎週定例で開催しております市のコロナ対策本部の会議の中

の様々な報告の中に、物価高騰による市民生活や企業への影響が聞こえてくるというのが、年を明けてから少しずつ出るようになってきておりまして、3月頃から継続して状況のモニタリングを行ってまいりました。

こうした中、4月26日に開催されました政府の原油価格物価高騰等に関する関係閣僚会議というのがございまして、ここで、コロナ禍における原油価格物価高騰等総合緊急対策が明らかにされたわけでありまして。この中では低所得世帯への生活支援特別給付金を初めとしまして、配合飼料の価格高騰対策や賃上げ価格転嫁対策、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に、コロナ禍における原油価格物価高騰対応分というのを創設して、県や市町村の対策を支援することなど、各分野に対する政府の対策方針が示されたというところでございました。

それで、これを受けまして、改めて市内における影響を漏れなく把握するため、商業から農林畜産業、低所得世帯やひとり親家庭などを対象に幅広くヒアリングを行うことの指示をいたしまして、5月11日に情報共有会議を開催してその結果を取りまとめたところでございます。

それで、その内容見ますと、食料品等の値上がり幅は全体で10%~15%程度あるということ。それから、畜産の輸入粗飼料。これは牧草であります。粗飼料の大幅な価格高騰がみられているということが分かりました。また、企業は仕入れ価格値上がりの影響を受けておりまして、これに対して融資対応ではなくて、設備投資先送りによって、手元資金の温存に努めている様子であること。こうしたことも見えてまいりました。

また、学校給食では食材費の高騰によりメニュー変更を余儀なくされていること。それから市民生活の中では高齢者世帯を中心に、ガソリン等の高騰で外出を減らすという傾向が見られまして、値引き商品の購入や暖房器具の使用を控えることによって節約を行いまして、いわゆる生活防衛に勤めている方が多いということが見えてきたわけでありまして。そしてこれらへの対策について直ちに検討の開始をいたしました。

一方で、その時点、つまり5月上旬の時点においては、国や県の対策の詳細が明らかになっておりませんでしたので、市としては、今議会の初日に上程させていただき補正予算への関連経費の計上を見送りまして、国や県の対応状況をぎりぎりまで見極め、そして、対応が必要な分野への施策に関する予算案を今議会に追加上程をさせていただきという方向で調整を進めてきたところでございます。

その後、5月30日、約2週間前ですが、国や県の対策がおおよそ判明してきたということで、明日、対策に関する経費の補正予算を追加で上程させていただきこととしたというところでございます。

その内容につきましてご説明していくんですが、その前に、まず、基本的な考え方についてご説明をしたいと思います。こうした世界規模の経済変動であるわけですが、こうした世界規模の経済の動きになりますと、一国の力で根本的な対策を講ずるということは不可能であります。

当然、飛騨市にその力がないことは言うまでもないということです。そうなりますと、行政に求められるのは影響を受ける方々の経済的被害の程度を軽減するという対策を講じるというのが、まず基本スタンスになるということです。

さらにその中でも基礎自治体である市に求められることは、国や県が打つ対策の内容をよく見極めながら、国、県の対策から漏れ落ちる分野をまずカバーするということ。そして、真に生活

に困っている方々へのセーフティーネットを張る。セーフティーネットを構築するというところであると考えております。

また、こうした経済変動がどの程度継続するのかという見極めも必要なわけですが、長期に及ぶ経済変動ということになりますと、これは構造変化に繋がるものでありますので、そうした場合は緊急対策でつないでいくことは難しい。その状況に対応していくための支援策というものを講じなければいけない。こういう考え方に立たなければいけないというわけですが。

それで、その点で見ますと、今回の物価高騰は新型コロナウイルス感染症の影響が出ていたところに、ロシアのウクライナ侵攻という予期せぬ事態が加わって起こっているということなんです。急激な円安。ここがポイントでありまして、この急激な円安は近年のアメリカのインフレを背景とした利上げが背景にございまして、それはある程度予想されていた事態であったということです。

一方で我が国においてはデフレ傾向が続いておりますし、世界的に見ても高い水準の国債残高がありますので、利上げをすれば当然、利払いが増えるということになりますから、これは簡単に利上げをするわけにはいかないという事情がある。そうすると、この円安傾向は当面続くものというふうにご考慮しておかなければいけないということになります。

また、人口減少に伴って人手不足が顕著になっておりますから、もともと人件費の高騰が進んでまいりました。それで、そうした人件費の高騰が商品サービスに転嫁されていくという流れがあるということも考慮しなければいけないということになるわけですが。

そういったしますと、今後、商品サービスの価格高騰は不可逆的なものであるというふうにご考慮しなければいけないと思います。つまり少し我慢していれば、物価が元に戻るのではなくて、恐らく上がりっ放しになるだろうというふうにご考慮しなければいけないということです。したがって物価変動を全てカバーする対策というのは、そのときは取れないわけですから、それに合わせた人件費、物価水準が安定し、均衡してくるまで徐々にやらしていくという激変緩和的な対策として対策を考えていく必要がある。市としてはこうした見通しに基づいて対策を検討することとしてきたところでございます。

それで、その対策の中身につきまして順次ご説明を申し上げます。大きく3つの柱で構成しております。まず、1つ目は市民生活の支援であります。弱い立場の方々への支援というところが、まず1番目になるわけですが、ここは国の施策がございまして、低所得の子育て世帯を対象とした児童1人につき一律5万円の支給を行うということのほか、住民税非課税世帯等を対象に世帯ごとに10万円を支給するという施策がございまして、これらは、その大部分をプッシュ型で支給することとし、国の施策ではあるものの、事務手続きは市町村が行うこととなっておりますので、速やかに対応していきたいと考えております。

それで、併せて全世帯にこの影響が広がってきまして家計を圧迫しておりますので、ここについて市として取れる施策はないかということで、市内の2商工団体と連携いたしまして、購入上限額1万円につきプレミアム率20%付与し、市民1人当たり1万2,000円分の商品券購入を可能とする飛騨市家計応援プレミアム商品券を発行いたします。

それで、さらに顕著に影響が出ております。高齢者の外出生活支援におきましては、従前に配布しているいきいき券、1冊4,500円分につきまして、生活応援いきいき券として追加でもう1冊

配布をするとともに、店頭での燃油、ガソリン、灯油等の購入を利用範囲に加えていくということといたしたいと思えます。

それから、私立学校、保育園の給食支援であります。令和3年度の実績と令和4年度当初の見積りとの比較で、食材費が約3.5%高騰していることを確認しております。その影響分を補填支援することで、従前と同じメニューでの給食提供を可能とするということにいたします。

なお、県立学校や私立保育園については、県が直接支援することとなっているところでございます。

2つ目の柱が事業者への支援でございます。ここでは、市民生活の維持に必要な介護関連サービスや移動販売等事業者に対し、協力金または従前の助成金の上乗せという形で支援を行って、急激な価格転嫁による利用者負担の増加を緩和していきたいということです。資金繰り等の支援につきましては、設備投資の抑制による影響を緩和する。先ほどそうした傾向が見られるというヒアリング結果に基づいたものであります。この設備投資抑制による影響を緩和するために、令和2年度に実施しておりました設備導入等費用の2分の1、最大50万円を支援する補助制度を令和4年12月末まで復活実施をいたします。

また、新型コロナウイルス感染症への対応で、既に借入れを増やしている企業があることを踏まえ、県制度融資からの借り換えに対する従前の利子補給に加えて、支払い信用保証料も最大50万円支援してまいります。また、粗飼料の高騰に窮する畜産事業者の支援としては、高騰分の2分の1に相当する4,500円を基礎額といたしまして、各畜産事業者の飼育頭数分を給付金として交付をいたしたいと思えます。

最後に、こうした支援策に連動し、事業効果をさらに高めること。新型コロナウイルス感染症の影響からの脱却を図るために、3つ目の柱として経済社会活動の回復に取り組んでまいります。

先ほど申し上げました飛騨市家計応援プレミアム商品券の発行に連動し、地域の商工業振興を目的とした各種イベントや自社製品、サービスの積極的な情報発信、メニューの価格表示の改定など物価高騰や価格転嫁に対応した様々な販売促進活動の取り組みに対し、最大50万円を補助してまいります。

また、市内での経済循環を向上させるため、これまで大好評を得ている電子地域通貨さるほぼコインを活用した20%のポイント還元を行う飛騨市まるごと大売り出しを、秋ごろを目途に実施いたしまして、さらに還元されたポイントの利用を市内店舗に限定する仕組みを新たに導入してまいります。

さらに、こうした経済社会活動を行う上で鍵となる新型コロナウイルス感染症の検査を気軽に受けていただけるよう、市民個人が市内の薬局において、医療用抗原定性検査キットを500円で購入できる助成制度を6月10日から拡充したところでございまして、従前の市民のみであった対象者に市内在勤者を追加するとともに、一度に購入できる個数をこれまでの3個から5個に拡大しております。また、事業所における勤務復帰やスクリーニング検査に活用できるよう、医療用抗原定性検査キットの購入費用の一部を助成する助成制度について、補助率を従前の2分の1から3分の2に拡大するとともに、制度利用上限回数を従前の1回から3回に拡大をいたします。

以上の追加対策にかかる予算の総額なんですが、1億9,300万円ということにいたしております。このうち、市の独自施策に要する費用が1億4,700万円でございますが、この財源につきまし

ては予備費に計上している新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

なお、今年度の飛騨市における本交付金の活用額ですが、冒頭に申しあげましたコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分を含め、総額3.7億円となっております。今回の緊急対策では物価高騰枠1.2億円のうち1億円を充当するというので、残りは通常のコロナ対策枠から充当してまいりたいと考えております。

このほか農業における肥料高騰があるわけですが、こうしたことなどは、国、県を初め、各種団体等で対策の検討が始められると伺っております。また土木関連資材高騰などの影響も出てきておりますが、こうした状況は国、県の動向を注視しつつ、秋冬の市民生活の影響などを今後定期的にもモニタリングしながら、機を逸することなく必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

また、その際の財源ですが、先ほど申しあげました臨時交付金のうち、4月から本対策までに活用した額の残額が1.7億円ございます。さらに、市有施設の燃料高騰などの対応に財政調整基金から所要額を取り崩して対応してまいりたいと考えております。

最後に、給食費のご質問と関連をいたしますが、水道料金と給食費の一律減免につきまして、今回、複数の質問をいただいておりますが、ここで私の考え方を述べておきたいと思っております。

これまでもコロナ対策、燃料高騰対策などにおいて市民生活を支援するための様々な対策を講じてまいりました。ただ、そうした際に、水道料金や給食費など、実際にかかる費用。いわゆる実費としていただいている料金を一律に減免するということは原則として実施しない方針としてきたところがございます。特に水道のように全世帯が利用しているものを減免することは、支援策としては幅広く行き届くということはあるかもしれませんが、企業会計による独立採算で運営されている事業において減免を行うことは、長期的な運営計画に基づいて費用を決めている事業の運営に甚大な影響を与える結果となります。

仮にそれを実施するとしても、減免ではなくて、減免相当分を一般会計から拠出するか。別の形で相当分を支援するというのが、基本になるわけでありまして、その効果というのは、現金給付と同じということになります。それで、現金給付というのを、私自身はずっとかねてから行わないということをお願いしてきたわけですが、市が行うには財政負担が大きい一方で、地域全体に対する波及効果が見えづらいという問題があります。

また、資力がある世帯も一律に支援するという点、あるいは限界消費性向というような専門用語がありますけれども、支援したものがどのくらい商品に行き渡るかというのを、大体、3割程度だということに見られているという分析等々もあることを踏まえますと、こうした現金給付に等しい取り組みをすることは、政策的には粗い手法だと言わざるを得ないと考えております。さらに、これは恒久的な対策にはとてもできないわけでありまして、減免を終了する段階では逆に市民の負担感が大きくなるという問題もはらんでまいります。

したがって、他の自治体が同様の施策を講じていても、飛騨市はこれに追随することはせず、市内の状況を見極め、できるだけ対象を絞って、どこをどう支援するかを考えるかを基本にしたというふうに考えております。

こうした考え方から、先ほど申しあげましたプレミアム商品券のように、生活の様々な場面で

活用できる商品券を交付することで、地域経済への波及効果も狙いつつ、生活全体を支えるという手法をとることにしたということでございます。

また、事業者の水道料金の負担ということがございまして、電気や燃料ガスにおいても急激な価格高騰が生じておりますので、非常にご負担感が大きいということになっているわけでありませうけれども、これは長期的な価格の上昇に対応する商品やサービスの価格見直しの中で対応していただく必要があるのではないかと考えてございまして、融資や販促の支援策を講じることにしたのはそういった理由によるものでございます。

また、学校給食については、現在、価格が高騰しているパンや麺類の頻度を落として、ご飯の回数を増やすなど比較的安価な食材に変更するなど、あるいはデザート回数をやや減らすなどの献立の工夫によって、現在、食材費を抑制しているわけでありませうけれども、この物価高騰が長く続くことが予想されるわけですから、そうすると献立の工夫だけでは限界が出てくる。もちろんご飯でも丼ものにするなど、栄養価はもちろん美味しく食べられるものに気を使っているわけでありませうけれども、給食は子供たちの楽しみでありますし、喜んでもらえる献立にしたいというふうに考えます。

そこで、今回、追加上程する予算の中で、各給食センターにおける学校保育園給食における食材費高騰分を公費によって支援する費用を加え、給食費の値上げを行うことなく、栄養バランスの保たれた給食の提供を継続できるようにしたということでございます。

調査以降も物価高騰が続いておりますので、今後も上昇することを予想し、今後の対応については引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○7番（住田清美）

すみません。いっぱいのことを短時間に聞いたので、何から整理して質問しようかなと考えるところですが、物価高騰については、世界的な経済の動向ということで、飛騨市1つの自治体でどうこうというものではないけれども、その中でも飛騨市独自の政策を打っていただけると今お話があったのかなと思います。

その中で、経済対策、市民生活の支援、それから事業者への支援とかありまして、その中で商店の支援、それから市民の支援もそうなんですけれども、プレミアム商品券、まるごと大売り出しを計画してみえるということだったんですけれども、このプレミアム商品券は20%のプレミアム率ですが、検討なさった末のこのパーセンテージ。市民にとってはもっとプレミアム率が高いほうがいいのかと思うんですけれども、検討なさった末の数字なんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど市内の食料品等生活部品の値上がりがどのくらいかということ調査したというふうに申し上げましたが、10%~15%ということだったのでございまして、それに対応するということになると15%なのかなという議論からスタートしたわけですが、プレミアム商品券としての魅力ということもございませうし、先般、全員協議会のほうでもお話をさせていただいたときに、議員各位からもせめて20%はという声もいただいております。そうしたことも考慮いたしまして、

今回20%ということにさせていただきました。

○7番（住田清美）

これは多分、プレミアム商品券もまるごと売り出しも、予算的には今年度で終了すると思うんですが、先ほど申しあげましたように、この物価高騰、物価が下がることはないが、高止まりをしっかりと支援していくということなんです、今後もこの高騰が身をもってひしひしと感じられるようで、経済活動で皆さんが買い控えをしたり、商品に繋がらないというような状況を鑑みるときには、これの追加対策ということについては今後、考えてみえますでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申しあげましたように、まだ少しコロナ対策というものも兼ね備えてということになるんですが、また追加の検討をしていかなければいけないんだろうと思います。

ただ、それがあるからこそ、現金給付というような行政の体力を落とさせて、なおかつ波及効果が見えにくいという対策ではなくて、ポイントを絞って財源を活用していきたいというふうに思っておりますし、またこれはやっぱり不可逆的ということになりますと、価格に転嫁される。それによってある程度その利益が確保されて、給料なり、報酬なり、所得というところにしっかりと還元されていくという流れができて、全体として均衡安定するということをやっぱり目指していかなくてはいけないということになりますので、そうした国の対策なんかも横目で見ながら、どのタイミングで市として、どこを支えなければいけないのかということをよく見極めた上で、次の対策というのはまた考えていきたいということです。

○7番（住田清美）

市独自の対策とかお話をいただきまして、それから、畜産農家に対する飼料の補助的な部分もお話をいただいて、その中で農業の分野、肥料とかだと思えます。それから建築の資材なんかは国、県の動向を見ながら市独自で考えていくというふうにお話をいただきましたが、もう1つ、福祉分野のことでちょっとお尋ねしたいんですが、原材料、ガソリンや電気、食材にしても値上がった分を価格に反映することができる分野はいいんですけど、福祉施設、例えば、高齢者が入所していらっしゃる、あるいはデイサービスを利用していらっしゃる場所は、送迎のガソリン代も上がっている施設の電気代も上がっている、お食事の食材も上がっている中で、これは価格に反映できない介護の基準で決まっているので、そうすると業者さんがもろに煽られてしまうということなんです。この辺については、あまり国や県の動きも見えてこないんですけど、飛騨市の中で、こういうところの分野について、現状を把握していらっしゃるって、どのような方向性で行くのかということはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

やっぱり報酬の改定というのは、されていかないといけないんだろうというふうに思います。やはり、特に通所系のもの、あるいはデイサービスのように送迎があるものと、かなり負担が大きくなっていくというのも目に見えております。

今回も介護関連サービスとか移動販売等の事業者に対しては、市独自に協力金助成金の上乗せということで、支援をさせてもらうようにするんですが、やはり、このあたりはしっかり国等に対しても意見をしながら、現場の状況を伝えながら、しっかり報酬に反映していただくように、市としても努めていきたいというふうに思います。

また、それが事業を圧迫するというような状況が続けば、これは市民生活上、本当に不可欠中の不可欠なサービスですので、市独自に継続して支援をしていくというようなことを考えていかなければいけないと考えております。

○7番（住田清美）

ぜひ、社会福祉法人さんとかの声も聞いていただいて、多分大変な状況はあると思いますので、その辺はまたしっかり声を聞いて、市独自で助けられるものについてお願いしたいと思います。

物価高騰に対しては、まだほかの議員さんも質問されておられますので、またそちらにお任せするとして、最後にちょっと給食費だけお尋ねしたいんですが、この後の籠山議員は給食費無償化についても提言されています。私もこの給食費、市長は先ほどもおっしゃいましたし、食べるものというか実費でいるものについてはしっかり徴収はしていくという概念の基、されておられますが、このままでも食材が高騰していけば、その分はずっと市が今のように負担をして、上乗せ補助をしてくださるのか、給食費は月に約5,000円くらいなんですけれど、国は控除より給付ということで、今、子供の税控除はやめまして、子ども手当、児童手当のような給付型に切り替わっておりますといいましても、小中学生はひと月に児童手当が1万円なんです、そのうちで給食費を5,000円払い、学級費を払い、中学生になると部活の活動費も払い、それから修学旅行の積立費も払いすると、とてもこの児童手当1万円の中でしっかりと払っていけないものではない。もちろん足が出るというような子育て政策の中で、例えばですけど、保育園ですと、保育園は今、3歳以上児は保育料が無料になっていますけれど、副食費はいただいています、第3子は無料になっています。それから所得制限の360万円以下のところも無料になっています。このような子育て政策の考えの基、給食費も、今の物価高騰は家族がたくさんいらっしゃるところにとって特に影響があると思いますので、第3子の給食費の無償化、例えば第2子の半額とか、そういったこともちょっと考えていただくような帰路の時点ではないかと思うのですが、その辺の考え方はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

確かに生活の所得と言いますか。生活を支える収入所得の部分がどのくらい上がってくるかということとの見合いの中で、なかなかやっぱり全体としての給与所得というのが上がらない。物価だけが上がってくるという中で、特に負担感が大きいところに何かしらの支援をしていくということは全く否定するものはございませんし、そのときの状況によって考えるということは当然あると思っております。ただ、先ほど申し上げているように、基本線としては、実費ですから、例えば給食というのを辞めましたというふうになったときは、家で当然弁当を作ってくる。そのときの食材費というのは当然皆さんかかるわけでありますから、それをある程度給食という形で提供することによって家庭の負担を下げている。給食には元来そういった効果があるわけであり

ますので、そうしたことを考えると、それはベースにしなから、ただ価格変動、それが全体で均衡してくるまでの間、何とかカバーしていくということは否定するものではないということで、そこについては、引き続き状況を見ていきたいというふうに思っております。

○7番（住田清美）

給食費については、またこの後、籠山議員もやられますのでお願いします。今回の物価高騰につきましては、本当に先ほどからも言われているように、世界的な経済状況が背景にありますので、飛騨市だけが被っているわけではないということは分かりますけれど、それでも市民の生活は日々実感として、何でもかんでも上がって行ってしまっていて、大抵ではないなと思うところがあります。先ほど、市独自の政策も発表していただきましたし、また財源につきましても、臨時交付金の中で対応していただけるということですので、しっかりとまた予算委員会等でも質問しながら、しっかりとした制度設計について納得のいくような形で遂行していただくようお願いをいたすところでもあります。

それでは、次の質問に移らせていただきます。次は新型コロナウイルスの対応についてお尋ねしたいと思います。新型コロナウイルス感染症対策が始まって3年目を迎えました。ウイルスとの闘いの中、緊急事態宣言の発出など市民生活や経済活動に大きな打撃を与えました。そのような中、ウイルスの変異やワクチン接種により重症化のリスクは抑えられるようになりました。マスク生活が当たり前だったのが、少し改善の兆しも見られ始めました。訪日外国人の人数も緩和されつつあります。市では4回目ワクチンの希望調査も行われています。

このように新型コロナウイルスについては、新たな局面に移行しつつある中、また、6月1日付けの広報ひだ号外を拝見しつつ次の点をお尋ねします。

1点目は、新型コロナワクチン4回目接種のエビデンスについてです。現在4回目のワクチン接種が進められています。対象となるのは、3回目のワクチンから5か月が経過した60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方となっています。

若年層や医療従事者、介護従事者などは、今回は対象となっていません。最近では家族感染も多くなっている現状の中、今回の対象者のみ4回目を接種するエビデンスはどこにあるのでしょうか。また、この後5回目接種へとつながるのでしょうか。ワクチン接種について教えていただきたいと思えます。

2点目にはマスク着用についてです。国では新型コロナウイルス感染症対策のうちマスク着用について新たな見解を述べています。マスク着用の必要がない場面として、屋外では人との距離が確保できる場合。人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合。屋内では人との距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合などとしています。また、学校生活では体育の授業や運動部活動、登下校の際などマスク着用は必要ないとしています。

しかし、長い間マスク生活に慣れてきた日常では、周りの目も気になる中、外しづらい現状ではないでしょうか。マスク着用は緩和されても基本的感染対策は行わなければなりません。市ではこのマスクについて、市民に対してどのように周知していくのでしょうか。特に学校生活においてはどのように指導されていくのでしょうか。マスクの取り扱いについてお尋ねします。

3点目は、後遺症の相談窓口についてです。新型コロナワクチン接種後、個人差はありますけ

れど、副反応がでます。腕の痛みや発熱、倦怠感、頭痛など様々ですが、そのほとんどは数日で回復します。

しかし、その後も症状が改善しない方、体調不良を抱える方もみえます。また、新型コロナウイルス感染症で入院した中等症以上の方のうち10%は筋力低下や呼吸困難など後遺症を抱えている可能性があるとの報告もあります。

そのようなワクチン接種後あるいは新型コロナウイルス感染症罹患後に後遺症の症状がみられた場合、市として相談窓口はないのでしょうか。あくまで個人的に医療機関を受診することになるのでしょうか。以上、コロナ対策についてお尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

新型コロナウイルス対応について、私からは2点目のマスク着用について学校の対応についてお答えをいたします。現在の学校生活におけるマスクの着用については、岐阜県教育委員会通知、新型コロナウイルス感染防止対策を踏まえた学校運営で示された学校生活におけるマスク着用の考え方、令和4年5月30日付変更版を踏まえて指導をしているところでございます。

学校生活におけるマスク着用の考え方としては次の2点です。1点目は、マスクの着用は引き続き基本的な感染対策であります。しかし、人との距離や会話の有無によりマスクを外すこともあるということでございます。

2点目は、気温、湿度や暑さ指数が高い日など、熱中症等の健康被害が発生するリスクがある場合においてはマスクを外すなど、熱中症対策を優先することです。

この考え方を踏まえて、学校ではそれぞれの教員が、活動の対応や児童生徒の様子などの状況を的確に把握し、臨機応変に対応するように努めております。

さらに、児童生徒自身の判断でも適切に対応できる力を育てるよう、体育の授業や部活動、屋外活動、暑い時期の登下校など、マスクを外すことが推奨されている場面も通して、具体的に熱中症とマスクとの関係、人との間隔の確保や換気、会話を控えるなどの、マスクを外す際の留意点について繰り返し指導しているところでございます。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

1点目のワクチン4回目接種のエビデンスについてお答えをいたします。我が国におけるこれまでの新型コロナワクチン接種は、個人の重症化を防ぐだけでなく、社会全体の感染者数を抑えて、医療体制を崩壊させないことも目的とされてきました。

しかし、今回の4回目接種については、60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、その他、罹患時の重症化リスクが高いと医師が認める方を対象とする旨、4月28日に国から対応方針が示されたところです。国では対応方針の決定に際し、主にイスラエルにおける4回目

接種に関するデータと、諸外国における4回目接種の方針を踏まえ判断を行っています。

4月27日に行われた厚生科学審議会予防接種ワクチン分科会の資料によれば、オミクロン株流行下において、3回目接種から4か月以上経過した60歳以上の者において感染予防効果は短期間しか持続しなかった一方、4回目接種の重症予防効果は6週間減衰せずに持続し、死亡予防効果がえられた研究報告もあるとされています。

また、諸外国の4回目接種の方針として、対象者を重症化リスクの高いものなどに限定していることが挙げられています。ここで注目すべきことは、感染予防効果は短期間しか持続しないとされていることであり、接種後20日程度で約半分に、30日程度で3割に、60日弱程度でほぼ効果がなくなるといふイスラエル保健省のデータが示されています。

つまり、3回目までのワクチンとは異なり、ワクチンを接種しても、感染そのものを防ぐという効果は限定的だということになります。

一方で、重症化予防効果は接種後40日経っても8割近い効果を維持されることが示されています。このエビデンスが、医療従事者や若年層、介護従事者等を一律に対象とせず、高齢者や基礎疾患を有する方など、重症化リスクの高い方に対象を絞った理由であると理解しております。

なお、5回目接種につきましては、現時点では、国の議論も行われておらず、市としても何ら情報を持ち合わせておりませんが、新型コロナのワクチンによる免疫は、短期間で減衰していくこととされており、今後、世界的に流行が収まらない場合は、定期的に予防接種を行うことになるのではないかと考えております。

次に3点目の後遺症相談窓口についてお答えします。新型コロナワクチン接種後の副反応や新型コロナウイルス感染から回復後も継続する後遺症に苦しんでおられる方がおみえになることは、マスコミ報道や厚生労働省の公表資料で承知しております。

しかしながら、ワクチン接種後の副反応の種類や症状継続期間には個人差があること。また、感染回復後の後遺症については、いまだ原因が明確になっておらず、現状では確立された治療法がなく、対処療法によるしかないとされており、市としては医学的知見など、相談に応ずるだけの専門知識を持ち合わせていないことから、これらの専門相談窓口は設けておりません。

したがって、市としてはコロナ総合相談窓口や保健センターに相談があった場合には、まずはワクチン接種医療機関や、かかりつけ医等、身近な医療機関に受診、相談されるよう助言を行っております。

ワクチン接種後の副反応を疑う症状に対する診療体制の構築については、昨年2月に厚生労働省から各都道府県宛てに通知が発出されています。岐阜県においても、身近な医療機関への受診相談の結果、さらなる検査や治療等の対応が必要と判断された場合は、地域の中核病院との連携、飛騨圏域では久美愛厚生病院、高山赤十字病院、下呂温泉病院による受診相談体制が確保されているとともに、岐阜大学医学部附属病院が、専門的な知見から医療機関をサポートする体制が構築されています。また、岐阜大学医学部附属病院においては、新型コロナウイルス感染後の後遺症に悩む方に対する専門外来を昨年11月から開設されていると伺っております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○7番（住田清美）

まず、マスクの着用についてお尋ねしたいと思います。今、学校生活でのマスク着用について

指針もありますし、報道でもあります熱中症、特にこれから夏になると、熱中症対策のほうを優先するというようなこともありますので、体育の授業とか、部活動で外すこともあると思うんですが、普通の授業のときは多分マスクをしたまま授業をすると思うんですが、体育のときに外したりするいろいろなときに外したりすると、はめたり、着用したり、外したりするときに、マスクはちょっと不衛生にならないのかなと思うんですけど、その辺は何かマスクケースを配布するとか、そういったことはなくて、そういった対策については自己責任の中でマスクの着脱については指導してあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

これまでの2年間も同様のことを行ってきているわけですが、中には不衛生といいますが、あまり頓着をしないということもあるのではないかと考えておりますが、それは学校内でそれぞれ適正に指導をしているところでございます。

○7番（住田清美）

子供たちについてはそういう指導をされていますし、登下校なんか特にこれから暑くなりますので、熱中症対策を優先していただきたいと思います。

これは子供だけでなく、やっぱり市民の方も一緒だと思うんです。熱中症対策を優先していくということについては、同じ観点で進むべきなのかなと思うんです。ですから1人で散歩されているときなどはマスクを取って、屋外の場合、人との距離が保てて会話をしなければマスクをとってもいいとは言われていますけれど、なかなかマスクを外すことについて抵抗があるのではないかと考えています。中にはマスク警察のような感じで、あの人は外で取っていたとか、何とかという話になると、また余計に外しづらくなると思うんです。ポスターにもありますようにやさしいまち飛驒市を継続していくためにも、そういったマスクの着脱について、この間、号外は出ましたけれど、またさらにいろいろな媒体を使って、そういった市民についても、マスクの取り扱いについて啓発をするようなことは、今後も考えておみえでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

先般、6月の1日に号外ひだで、マスク着用について発出させていただいたところでございますけれども、今後、今、議員がおっしゃられましたように、暑くなっていくことが予想されますので、度重ねて啓発、周知に努めてきたいということを思っております。

○7番（住田清美）

4回目接種のエビデンスについても、よく分かりましたので、このような理解の基で、また、ワクチン接種について個別の判断になろうかと思いますが、進んでいくものだと思っています。何にせよ、早く皆さんとマスクなしの生活が送れるように願うばかりでございます。

それでは、最後の質問をさせていただきます。ごみの不法投棄やポイ捨て防止についてお尋ねしたいと思います。5月30日は読み方のゴロ合わせから「ごみゼロの日」となっていますが、この日に先駆け、市では5月28日の日曜日に各地区内でごみ拾いなどが行なわれました。普段何気

なく通っている道も改めて目を凝らしながら歩くと、プラスチック系のごみや吸い殻、空き缶などがポイ捨てされていました。こうして市民が環境について意識を高めることは素晴らしいことと思います。

古川町を観光される方が口にされるのは「きれいな町ですね。」と言われます。この言葉の中には「町並みが整然としていますね。」と同時に「ごみが1つも落ちてなくてきれいですね。」という気持ちが表れています。

しかしながら、不法投棄などは相変わらず0ではないようです。不法投棄マップにも「飛騨市では、巡回パトロールや看板設置による不法投棄防止策を行っていますが、山林や河川敷等へのごみのポイ捨てや家電製品等への不法投棄が絶えない状況です。」と記載されています。

また、雪解けとともに露出してきたペットボトルや空き缶などのポイ捨てごみ、用水に流れ着く不燃ごみなども目につきます。環境問題には意識が高い飛騨市民だとは思いますが、ごみの不法投棄やポイ捨て防止に関してその現状と、市としての対策について尋ねします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、ごみの不法投棄の防止について現状と対策についてお答えいたします。近年は市民の皆さんの高い意識から、まちなかでのポイ捨てごみはあまり見られませんが、道端や河川のゴミも昔よりは減っていると感じていますが、一方で一部のモラルに欠けた方の行動から、人目につかない郊外を中心に不法投棄はなくなるのが現状です。

市民からの通報や市が行う不法投棄パトロールにより把握した投棄件数は、令和3年度は25件となっており、近年も件数は減っておりません。また、毎年5月30日を目安に行うごみゼロ運動では、長年、行政区や自治会などで、地域のごみ拾いなどを継続いただいております。地域の美化と不法投棄に対する意識向上に繋がっていますが、今年度も約2.3トンと多くのごみが回収されています。

投棄物は、廃家電や廃タイヤなどから、空き缶やペットボトル、弁当の空箱のプラスチックゴミなど様々ですが、産業廃棄物の大量投棄のような事例は少なく、ほとんどが家庭系のごみの投棄事例で、市の保健衛生カレンダーで示す分別処理方法に従えば、適切に処理できるものです。

投棄場所は様々ですが、幹線道路の退避場のような場所や水路への投棄などが比較的多い事例です。現状の対策としては、不法投棄パトロール車両を定期巡回させ、防止の啓発と投棄現場の確認を行っており、これに加え、令和2年度には、過去に投棄があった箇所を地図上に落とし込んだ、不法投棄マップを作成。全戸配布し、市民の皆様にも監視の目を持っていただくことで、抑止の強化を図ってまいりました。

投棄物から個人が特定できそうな場合には、警察に相談し、実際に警察から注意いただいた事例もありますが、水路への投棄などは投棄場所が特定できないこともあり、投棄者を割り出すことは非常に困難です。度々投棄がある箇所については、監視カメラを設置し、実際に投棄現場が撮影できたときには、警察に申し込みいたしましたが、個人を特定するまでには至りませんでした。

今年度はさらに監視の強化を図るため、撮影した動画や静止画を職場のパソコンで確認できる自動撮影カメラを試行的に導入し、不法投棄の多い2か所に設置しています。

不法投棄対策には、これを行えば完全になくなるという決め手はありませんが、不法投棄が確認されている。あるいは市民の目で監視されていることが、投棄者、あるいは投棄しようとする者に伝わることも抑止に繋がると考えております。

不法投棄は犯罪ですので、映像や投棄物から個人の特定に至りそうな場合は、警察に通報することはもちろん、今年度導入するごみ出し支援アプリの活用などにより、投棄事例を積極的に広報し、市民の皆さんに、より関心を持っていただくことで、監視体制を強化するなど、不法投棄されにくい環境をつくるため、引き続き行政と市民が一体となって不法投棄の抑止を図ってまいります。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○7番（住田清美）

綺麗な町なんですけど、やっぱり不法投棄がなくならないのが現状だというお話をしていただきました。市民もそうですし、市も環境には、とても高い関心があって、さる3月にも飛騨市ゼロカーボンシティ宣言もされまして、二酸化炭素の排出量について0にするというような決意をしたところではありますが、残念ながら二酸化炭素の元となる不法投棄のごみが減らないことは残念なことであります。

先ほどの部長答弁にもありましたけれど、不法投棄は犯罪であるということをしつかりとやっぱり前面に押し出していくことが必要かなと思っています。聞くところによると警察との連携もされているということなんですけど、今年度の新年度の予算で、より高性能な監視カメラを導入して対応するということなんですけど、このカメラはもうお話の中にあつた2か所に設置されたということでもよろしかったでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

これまでのカメラは、録画はカメラのほうに録画媒体、SDカード等を挿入しておりまして、定期的に回収をして確認をする必要がありましたが、今年度から施行しておりますものは、撮影範囲で動きがありますと、自動的に撮影を開始して、データが送られてくるというものでして、試行的に2か所に設置をして監視を始めております。

○7番（住田清美）

しっかりと人の目があるということを行き渡らせることで、より効果があるといいなと思っております。

それから、またシルバーさんに委託されて、パトロールのほうもやられていると思うんですけど、時には町の中を巡回していただきながら「不法投棄は犯罪です。ごみのポイ捨てはやめましょう。」的な啓発をしていくようなことについても提案をいたしますがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

現在は、不法投棄が多い場所、先ほども申し上げましたように郊外のパトロールを主に行っておりますけれども、回数に限度はございますけれども、まちなかについても効果があるということでしたら、検討してまいりたいと思います。

○7番（住田清美）

ぜひやっぱり、用水に流れ着くごみとかも結構、その場所、場所によって結構溜まって、ごみ袋いっぱいに来てきたというようなところもありますので、そういったところを中心にごみパトロールも強化していただければと思います。

いずれにいたしましても、この市民の皆さんの努力があって綺麗なまちづくりができていくものだと思いますので、しっかりとその辺は市民の意識もそうですし、行政のほうの監視の目もいただきながら、引き続き綺麗な飛騨市を継続していきたいものだと思います。

それでは、これで私の一般質問は終わらせていただきます。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時05分といたします。

（ 休憩 午後1時59分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き会議を再開いたします。11番、籠山議員。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、私は2つの大きなテーマについて質問をいたします。まず、1つ目にゼロカーボン実現のため、小水力発電でエネルギー自給をとということで、市長、あるいは担当部長に伺いたいと思います。

飛騨市は今年3月9日付でゼロカーボンシティ宣言をしております。2015年合意のパリ協定は地球温暖化による気候変動被害を解決すべく、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする基本方針であります。飛騨市もそれを目指しています。

そして、2030年度には、2013年度比で26%もの二酸化炭素排出を削減することになっています。あと8年でそれを可能とする具体的な市の対策は進んでいるのでしょうか。まず、1つ目に第3次環境基本計画に脱炭素はどう描かれるのか伺いたいと思います。

市は今年度、第3次環境基本計画を策定すると説明しております。SDGsの目標に即した内容になることと思いますが、脱炭素を目指す目標値など策定の進捗状況を伺います。

2つ目に予算説明の概要書には、市民レベルで地球温暖化防止に貢献し、地球資源を生かしながら、持続的発展が可能な地域を残していくための環境基本計画とあります。脱炭素実現するために、飛騨市は水力発電王国である強みを生かし、再生可能エネルギーの利活用を推進し、市民一人一人の行動変容を促すとの市の考えは大変理解できます。

では、具体的に何をして実現するのか、実現に貢献するのかであります。

再生可能エネルギーは太陽光、熱、小水力、風力、地熱、火力、あるいは畜産や林業など、地域の産業と結んだバイオマスエネルギーなど様々あります。どれも地域に固有のエネルギー資源でありますけれども、飛騨市はその中でも水力発電に注目し、今後どう開発、推進するのか。市の考えを伺います。

3つ目に飛騨市の水力発電利活用の現状は民間頼みではないでしょうか。脱炭素を再生可能エネルギーで解決していくのなら、水路や農業用水を活用した市民型の小型水力発電の開発普及にもっと力を入れるべきではないでしょうか。

全国には成功事例が数多くあります。もちろん水利権など課題はありましようけれども、当然それらをクリアしながら水資源の豊かなこの地域ならではのエネルギーの地産地消、持続可能な脱炭素、気候変動対策をぜひ実現していただきたいと思います。この点について、市の考えを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

3点ご質問いただきました。私から2点目の水力発電の関係、3点目の小型水力発電の2点ご答弁を申し上げます。

まず、2点目の水力発電の開発推進ということに関しまして再生可能エネルギー源を幾つか挙げていただいたんですが、それぞれ今まで私自身も何とか開発ができないかと思いながら、いろいろ勉強したり働きかけたりしてまいりました。

それぞれ一長一短ございますので、その辺りに少し触れておきたいと思います。まず太陽光発電なんですが、一定規模以上の事業用設備として考えた場合に、飛騨市は非常に地域が広大ですので、利用可能な土地というのは実際にたくさんあります。

これまでも複数の太陽光発電所が市内には整備されてきたという現状にあるんですが、他方で山間地でありますので、自然環境への影響、あるいは土砂災害の誘発というのが懸念されまして、あるいは平地にあっては今度は景観上の問題を抱えているということ。

それから、共通する課題として、山が高いので、日照時間が限られるということ、それから冬の雪の問題。このあたりが課題としてあるということです。加えて、大きくここ近年状況が変わってまいりましたのは、再生可能エネルギー固定価格買い取り制度FITですね。これを活用したものが主流なんですけれども、このFITの創設当時、1キロワットアワー当たりの買い取り価格は30円～40円台だったんですね。しかし令和4年の現在は10円前後まで大きく下落をしております。採算がなかなか取れないことになっている。したがって今後の導入にあたってはその採算性の確保というのが非常に困難なものですから、太陽光発電の話がなかなか進めにくいとい

う状況になっているわけです。

それから、木質バイオマスです。これも何とかならないかといろいろ考えてきました。大量の熱源を要する温浴施設とか、数百世帯単位のとまとった熱の供給先がある場合は有効なんです、小規模の利用の場合は低効率というふうにされています。それで、燃料チップを燃やしてエネルギーを取り出すわけでありますが、発電用途とする場合でも同時に発生する熱が出ますので、これを効率的に利用しないと、かえって環境負荷を高めるということになりかねないという課題を抱えております。

さらに、この木質バイオマスは設備の大小にかかわらず相当の量の燃料チップが必要となって、それをどう供給するかというのが一番大事なんです、地元の飛騨市森林組合では燃料チップ製造用の設備を保有していないということに加えて、非常に生産性が高い森林組合なものですから、良質な木材を選抜育成して販売するというで利益を上げるという事業モデルがもう確立されていて、今後もチップ製造に取り組むという意向はないということでございます。

そうすると、豊富な森林資源はあるんですが、飛騨市としてこれを市内で自給できる体制にはないということになります。

このほか家畜の糞尿由来のバイオマス。こうしたことも勉強してみたことがあるんですが、既に今、吉城コンポにおきまして堆肥化利用という形で循環サイクルを確立しておりますし、また地熱でありますけども、これも市内の温泉地は4か所で規模的には十分ではないということがございます。陸上の風力というものもあるんですが、これについては、あまり研究はしておりませんが、急峻な山間地の地形と自然環境の影響を踏まえると、これは導入が難しいというのは明白だということになります。

こうしたことを踏まえていきますと、飛騨市は水資源が豊富でありますし、急峻な地形条件が活用できるということ、それから、いまだ未開発の河川地点が存在するというを踏まえますと、この水力発電、しかも、50年以上の長期にわたって安定的に運用できるというこの水力発電こそが、飛騨市に最も適した再生可能エネルギーであると位置付けまして、その開発推進を図ってきたというところでございます。

これに加えて、今般、ご家庭の電気を受給するための住宅用太陽光発電については、推進を図るという方針に転換をいたしました。それで、この点については、今までも一般質問で何度か議論をさせていただいたことがあるんですが、大規模な太陽光発電に関しては先ほど申し上げたとおり様々な課題があつて拡大が難しいという問題があつて、それで飛騨市としては太陽光発電を取り組まないと言ってきたんですが、住宅用ということに関して言いますと、市民レベルでの脱炭素化の取り組みとしては非常に有効だと。

また、災害時等のレジリエンス強化という側面も含めると、これもやっぱり有効性が高いというふうな考え方を改めました。それで、その裏打ちする事実として技術の革新が着実に進んでいるということがあります。先般、東京で大和ハウス工業さんを訪問してお話を伺ってきたんですが、大和ハウス工業さんは市内の菅沼第1、第2発電所の開発に参画されておられまして、その電気を千葉県船橋の新しく開発した町で使っておられるということでお伺いをしたんですが、その際にもエネルギー事業を聞いてみますと、太陽光パネルの寿命は、これまで20年程度とされてきたんですが、今、適切なメンテナンスを行えば、30年～40年発電し続けることができる

というふうに、随分変わっているんだそうです。

また、発電効率の低減率、だんだん発電効率が下がっていく率ですね。これも随分早いというふうに言われていたんですが、今、年0.5%程度だそうでありまして、やはり非常に低く抑えられる。そうしたことで、長期に使えるようになってきているんだということを伺ったわけです。そうしたことも踏まえまして、今回、新たな補助制度を補正予算のほうに提案させていただいたところをごさいます、今後さらにいろいろ勉強しながら、新たな認識情報を取り込んでしっかりと普及促進を図ってまいりたいと考えております。

それから、3点目でございます。市民型の小水力発電の推進というお尋ねでございます。議員からは、市の水力発電利活用は民間頼みではないかというご指摘があったんですが、そのとおり民間主体で進めていくというのが市の考え方です。

この背景には、飛騨市の豊富な水と急峻な地形という地域資源があることに加えまして、民間事業者の開発意欲が非常に高いという状況があります。実際に多くの引き合いとか、打診が現実的に市には来ておりまして、その都度、私も直接お会いするなどして、積極的な調査検討というのをお願いしてきたという経緯がございます。これは一種の企業誘致に相当するものでありますので、その誘致を図る武器として、固定資産税のわがまち特例という固定資産税の減免幅をかなり大きくすることを総務省が認めてくれるという税制優遇制度がございまして、それに水力発電を加えて、税制優遇の割合を大きくするというようなことをして開発してまいりました。また開発調査をする際には、市が後方支援に当たるということで、こうしたことについても大いに応援をさせていただいてきたわけでございます。

なぜ、こういったことを取り組んでいるかと言いますとエネルギーの側面も当然ありますし、加えて固定資産税の安定的な税收確保に繋がるという効果が大きく、また建設工事とか管理運用にかかる地元事業者の仕事が出ていくという面もありますので、間接的な利益がもたらされるということもあるわけです。現実には菅沼第1、第2発電所、飛騨巣之内発電所、森安発電所など多くの中小水力発電所の立地、あるいは更新が実現しているんですが、今年度の水力発電関連だけを見ましても、固定資産税が幾ら増えたかという数字を見ますと、減免を行っているにもかかわらず、7,000万円の増収になっているということでありまして、これは税收税源涵養策として極めて有効だというふうにも考えております。これは、今後さらに拡大してまいります。

ただ、課題もございまして、送電線網の容量が不足しているという地域特有の問題があります。したがって送電線の中に電気が入らないので、大規模な新規開発は非常に難しいという問題があります。これを補うために現在、水素の生産を行うという研究を検討していただいたり、あるいは進めていただけないかということをしている事業者の方に働きかけたりしておりまして、水素であれば、送電線に載せることなくエネルギーにして運ぶことができますので、また国も今取り組みを進めておられますので、そうした点について複数地点において調査が進められているということで、引き続き支援をしてまいりたいと思います。

それから、こうした事業用の水力発電とは別に、議員からお話がございました。市民型の小水力発電、マイクロ水力発電といわれるものがあるということでございます。これは既存の水路等を活用して行うものでありまして、県内では郡上市の石徹白でありますとか、高山市ですと、福地温泉等で事例があることは承知しております。

ただ、飛騨市の場合、やはり市内の多くの水路というのは、冬のときに融雪、雪を流すのに使っているところがかかなり多いということと、発電設備の設置で流下を妨げる危険性があったり、あるいは地域の水路の管理に関しまして、人口減少、高齢化によって年々困難になっていくという懸念もございます。またそもそも、発電能力が非常に小さいので、周辺の電灯ぐらいしかなかなか利用ができないということがございまして、決して効率のいい手段とは言えないという課題もございます。したがって市としては、個人家庭レベルでのエネルギーの地産地消という上では、やはり住宅用の太陽光発電というのが、今のところ有効ではないかというふうに考えておられて、そうした点での普及推進を図っていくということにしているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

それでは、私からは第3次基本計画策定の進捗状況についてお答えいたします。現在、部内において計画の格子となる基本目標と施策の方向づくりを進めております。8月には1回目の環境審議会を開催したいと考えており、その後、数回の審議会で様々な分野のご意見をいただきながら、今年度末までに策定する予定でございます。

計画策定にあたっては、SDGs持続可能な開発目標に関連する目標が多く含まれていることから、その考え方も落とし込んだものにしていきたいと考えています。

基本計画の中で地球温暖化防止に関する部分の基本目標には、建物や設備の省エネ化の推進、家庭や事業所での省エネへの行動変容の推進、水力や家庭での太陽光などのエネルギーの地産地消、温室効果ガス吸収減対策などがその柱になっていくものと考えており、具体的な対策については、今後、各分野の事業や審議会の意見を踏まえて、検討を深めていきたいと考えております。

計画では、国の2050年カーボンニュートラルに向けた目標の2030年度と2013年度比で46%削減に準じた目標とする予定です。

しかし、これは飛騨市の取り組みだけで達成するものではなく、今後、国や企業が様々な取り組みを行う中で、例えば、電気が再生由来のエネルギーに転換されていき、これが一般的になっていく。あるいはEV充電器がガソリンスタンド並みに整備され、EV車が一般的になっていくなどの社会全体の構造変革と併せて国、県、市が連携して目標の達成を目指していくものになると考えております。その前提に立ち、飛騨市の計画には、飛騨市の豊かな水資源や森林資源などを活用しながら、飛騨市レベル、市民レベルの取り組みで、国の削減目標に貢献できる施策の方向性を示していきたいと考えております。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず、1番目のことですが、ざっとした計画で、これから今年度中に完成するという事なので、楽しみにしていきたいと思っておりますけれども、それにしても、市民一人一人の啓発から行動変容を促すという1つの課題を明文化しているということでもあります。脱炭素の目標値は社会全体でこれを推進しなければならないということは分かりますけれども、そのためにもベ-

スにある市民一人一人に何ができるか、どういうことができるかということを、この計画の中にもやはり落とし込んでいく必要もあると思います。その意味で小水力である程度頑張っているところなども、私もかつて隣の長野県を視察して、いろいろとお話を伺ったりしましたし、今、市長からお話がありました、郡上市の石徹白地区では、地区を巻き込んで小水力発電をやっていたということですので、そういう地区なり、市民を巻き込んだ内容というものは、この計画には具体的には書かれないのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

計画の中で環境基本計画は方向性を示すものになるわけですが、その中で、先ほども申し上げましたが、国の施策として市が市民の皆様と一緒にやっていく部分、また、国の施策を基にしまして県が行う施策もございます。それらも活用しながらやっていくもの。また、市民レベルでそれこそ市の特徴に合わせてできることなどがあるかもしれませんので、そういうものにつきまして、皆様方の声もお聞きしながら、明文化できるものについては、なるべくうたっていければと考えておまして、現在その辺りを各業務の中で、どういうことを打ち出していくことができるか検討しておりますので、今後またその辺を詰めてまいりたいと思っております。

○11番（籠山恵美子）

2つ目の問題ですけれども、市長も飛騨市は小水力に向いているというような内容であったと理解していますけれども、かつて小笠原議員でしたか、太陽光発電のメガソーラーの弊害というか、災害に弱い、そういうものを大変心配して質問されていましたが、今回、家庭用の太陽光ということなので、補正予算にも出て説明もされましたが、これは、ある意味SDGsに沿った政策で、それに市が支援するということは大事なことだと思います。

それで、2番目、3番目一緒にお聞きしますが、市長は民間主体でやるだろうというお話でしたが、民間はやはり開発力が強いということなんでしょうけれども、飛騨市の地形をいろいろと見てみますと、それから私は長野県の大町市に伺って、この小水力発電の先駆者である川上さんという方のお話をかつて伺ったことがあるんですけども、飛騨市の地形を考えたときに、小水力発電が市民型で普及すれば本当に環境にもいいし、自然にもいいし、そして、みんなでそこそこだけれども、自分たちでエネルギーを作っているんだという自負も生まれるということで、大変いいことだなと思いつつながらお話を伺ったり、またそのあといろいろと文献を読んだりしたんですけども、地域の溪流とか、それから灌漑用水、農業用水などの水量と落差に応じて柔軟に設置できるのが市小型水力発電だということですので、長野県の大町市の先駆者である川上さんは、まず、ある日、自分の家の目の前にある農業用水にごんごんと水が流れているのを見て、こんなに水が流れている。エネルギーを何かに使えないものだろうかというのが発想の始まりだったそうです。それで、元鉄道員ということもあって、機械を触るのが得意だったそうですけれども、それでやりだして、NPOでそういうものを視察に来た人に小水力発電の有効さ、それから良いことなんだよということを随分全国に広げている方なんですけれども、そういう地形を生かした市民レベルでやれるということであると、全く飛騨市、個々人がそれに携わることではなくていいと思うんですよ。例えば、全国的には改良組合が管理をして小水力発電を灌漑用水でや

って、ある程度自分たちの運営費の足しにしているというところもありますし、それから、先ほどの郡上市の地区のように、地区全体で小水力発電を進めていくということもあるんですよ。私はそういう地域を上げて、小さな町を上げて、小水力発電をこれから普及していくというのは、何かとても希望が見えて、エネルギー、電力が足りない、足りない。都市部では、今年は節電してくださいなんていうニュースばかりですから、この飛騨市という地形を生かして、飛騨市ならではの再生エネルギーの土壌を作っていく。それは別に他県に売電して儲けようなんてことではなくていいと思うんですけれども、そうやって地域興しをしていくということもとても大事なことでと思うんです。

ですから、大きな開発力のある、あるいは資金力のある民間だけにお任せするのではなくて、これから市民とさまざまな再生エネルギーに対しての意識向上というんでしょうか。そういうものも、行政としてはやるべきではないかと。そして、そういうことに着手する人たちを育てていくということも大事なことでないかと思うんですが、そのあたりは、市長はいかがお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

小さい水路を使って、管の中に水を通してスクリーが回って発電するというスタイルのものは、発電量は非常に小さいんですけどそういうことに取り組んでみたいという方というのはあるのかもしれない。今まできちんと聞いたことはないんですが、発電所は非常に小さいですから、売るという規模にはなりませんし、例えば、家があるところの一部の電気を使うというような形になるのかもしれませんが、議員がおっしゃったのはどちらかというところとそういうレベルの小さいものをというイメージなのかなというふうには伺ったんですが、そこについては、あまり議論をしたことはないんですけども、もしそれである程度効率的にいけるのであれば、1つ意識づけということも含めて、支援というものはあるのかもしれないというふうに思います。ですので、ここについては、まだきちんと勉強ができてないんです。ある程度、中規模以上のものをずっとイメージしてきましたので、きちんと議論はしていないんですけども、ちょっとそのあり方については検討してみたいと思います。

もう少し規模が大きいものになると、例えば、県とJAと一緒にやらせてもらった石神とか、数河の農業用水を使った発電がありまして、これは既に稼動しているんですが、これは売った電気を土地改良とか、土地改良区とか、地区の費用に充当していくというモデルになっているわけですが、これについては、やっぱり初期投資とかに補助とかが入っているんで、採算がとれているという部分があります。やっぱり水力発電は初期投資がどうしても大きくなるものですから、先ほどのように小さい水路のマイクロ水力でなければ、やはりそこはある程度の規模になってくるから、これはバイデンを前提にして考えざるを得ないということになりますので、地区単位のある程度のものであるということになると、なかなか個人レベルでは難しいのかなと思いますので、あくまでも本当にもっと小さい個人のということであれば少し検討してみたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

小水力発電の魅力というのは、とても可能性があるな、将来性があるなという気がしますので、

飛騨に在る限り水はなくなりませんから、その大事な水を活用して、それで少しでも地域の役に立ち、個人の役に立ち、そして、それを何人かで、あるいは地区で取り上げることによって、全国的には、その地区のまとまりができてくるということもあるそうなんです。先ほどの石徹白地区の事例をいろいろと文献で読みますと、面白いなと思ったのは、その地域の持つ潜在的自治力、これを覚醒させるものだということで、この実践報告の文献を書いている方がみえまして、やはり、これを地区でやろうとしたときには、当初は小規模な小水力発電を導入することによって、地域の理解を得ることはなかなか難しかったと。地域の人達の主たる関心事は小水力発電ではなかったといういろいろないきさつがあって、それは柔軟にそれをやろうとする先頭を切る方々が、地域の懸念に寄り添った活動に方針を変えてやってきたと、それで、その結果、若手や女性を中心となって、様々な新たな活動が立ち上がり、その後、小水力発電と地域の活動が連動するようになって、140キロワットの小水力発電所の実現に向けて、地域が一丸となって動き始めるようになったという、こういう過程もとても大事だと思います。できたからいい。できて飛騨市は小水力発電がこれだけ普及しているんですよと人にそれを鼓舞する、誇示することが目的ではないわけですから、それに取りかかることによって地域の何か活性化に繋がったり、あるいは、またそういうことが得意な人が知恵を出して、みんなで勉強したりという、そういう輪ができる。潜在的自治力が活性化していくということに、小水力発電はとて石徹白地区は役に立ったということですので、ぜひ、このことについて執行部としても頭に入れていただいて、今後、先のことですけれども、小水力発電に将来の希望をつないでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

△市長（都竹淳也）

宮川の坂下に小豆沢という発電所が動いております。あれは民間事業者というよりも地域で、坂下、杉原の地域なんですけど、若い人たちが中心になって作った発電所で注目されています。

私は、あれは外部の資本ではなくて、地元で売電をしているわけでありまして、しかも地域の特性を生かして、まさしく今おっしゃったような自治力とか、地域のコミュニティの力とか、若い人のそこで暮らしていく1つの糧としても大きな核になっているということで非常に注目もしておりますし、心強い動きだなというふうに思っています。

こうしたのが広がってくればいいと思いますし、また、そうした地域の動きに対する支援策とかということについても検討していく必要があるのではないかなということも私自身も思っておりますので、ぜひまた小豆沢の例なんかも皆さんに知っていただくと良いのではないかなというふうに思いますし、我々としてもそうした若い人たちの動きが応援できるように引き続き努めてまいりたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

それでは、2つ目に移ります。深刻な物価高騰から市民生活と営業を守っていただきたいという質問です。

コロナ禍に加え、ウクライナ情勢などによる原油価格や物価の高騰で暮らしや営業が深刻な影響を受けております。食品の値上げは既に1万品を超えているとの報道もあります。国は4月26日、原油価格物価高騰等総合緊急対策を策定。その地方創生臨時交付金の中には原油価格物価高騰対応分として1兆円が含まれました。

そして、飛騨市には、この物価高騰対応分が新たに1億2,000万円交付され、通常のコロナ対策分と合わせると3億4,000万円、これは先ほど市長の説明ですともう少し増えていますね。3億7,000万円くらいの活用ができます。これを使ってぜひしっかりと市民と市民の暮らしを支えていただきたいと思います。

1つ目に、生活困窮者に水道料金の減免を。非課税世帯ほか生活困窮者に水道料金の減免をしていただきたいと思います。既に3月の時点で、県内15自治体、3市12町ほどがコロナ禍の対策として減免措置を行っております。飛騨市もぜひ、この減免措置をこの大変な時期にやっていただきたいと思います。先ほど市長の答弁が先に来てしまいましたが、改めてまたちょっと突っ込んでお聞きしたいと思います。

2つ目に、学校給食費を無償にして、そして就学援助制度の基準や内容を引き上げて、厳しい現状の子供たちの学校生活を支えていただきたいと思います。しいては子供の家庭生活と市民生活を支えることとなります。文科省は臨時交付金の活用を要請した通知を4月28日に出しております。これには地域の実情に応じ、これまでどおりの栄養バランスや量を保った学校給食等が実施されるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を拡充、活用し、コロナ禍において物価高騰等に直面する保護者の負担軽減に向けた自治体の取り組みを強力に促し、必要な支援を迅速に行うこととされております。市にはぜひ、迅速かつ手厚い対応を求めます。

3つ目に、コロナ禍で2年以上も通常のなりわいに戻れない飲食店など、個人事業主に来年10月から消費税のインボイス制度が待ち構えております。今年10月までには、これまで免税対象だった事業主が適格申請書を申請して課税事業主になるかどうかという関所まで待ち構えております。この制度は地域経済の背骨、屋台骨である小規模事業所がどんどん倒れ、淘汰されかねない非常な国の愚策であると私は考えます。シルバー人材センターでも大変困惑しておりますが、当然だと思います。市長にはぜひ、公の場で市民生活の守り手として、折に触れ、このインボイス制度の非合理性を市長会などでも訴えていただきたいと思います。そう求めたいと思います。また、当面経済が上向き、なりわいが安定するまで、市としての支援を充実し、継続していただきたいと思います。市に強く求めたいと思います。市の考えはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

物価高騰対策について3点お尋ねをいただきました。いずれもあまりご期待に沿うような答弁ができず、あらかじめ大変恐縮に思いながら答弁させていただくわけでありますけれども、順次お答えをしたいと思います。

まず、水道料金の件でございます。先ほど住田議員のご質問の中でも答弁させていただいたんですが、水道料金のように企業会計で、独立採算で運営されている事業というのは、実費を料金としていただいているという性格でございますし、その減免を行うということは長期的な運営計画に基づいて費用を決めている事業の運営に甚大な影響を生じさせる結果となるというふうに考えておまして、市としては原則として実施しない方針と考えております。仮に実施する場合においても、それは対象者を見極めた上で、減免ではなくて、減免相当分を一般会計から拠出す

るか、別の形で相当分を支援するのが基本というふうに考えております。

今回は、国の支援策によって低所得者の子育て世帯とか、住民税非課税世帯等への給付金が支給されるということもございますし、市としてはプレミアム商品券のように食材や日用品など、生活の様々な場面で活用できる商品券を交付するという一方で、市民生活全体を支えていくという対策をとるという考え方をとってございまして、ここの水道料金というところの的を絞った減免ということではなくて、こうした施策でもって市民生活を支えてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の学校給食の無償化の件でございます。これも先ほど少し申し上げたんですが、学校給食、元来食材の実費という考え方でございますので、これを無償とする考え方はもともと私としては持っていないということでございます。

それで、子育て支援の目的で無償化している市町村があるということも十分承知をしておりますし、そうした情報も常に入ってくるわけでありますが、子育て支援として行うのであれば、対象者とニーズを見極めた上で対象者を絞って支援を行うべきであって、給食費を無償とするのは政策的には粗い取り組みだというのが基本的な私の考えです。

他方で、給食が子供たちの楽しみで、学校へ通うモチベーションにもなっているということを踏まえたと、現在のような食材高騰時においても献立の水準を保つことが重要であるというふうに考えてございまして、今回、食材高騰分についての公費支援を行うのはそうした考え方によるものというふうに考えております。

先ほどご紹介いただきました政府の文科省の通知の中の文言もそうした趣旨であるというふうに私は捉えております。また、同様の考え方で取り組んでおりますのが、令和2年度から始めました「ありがとう給食」というものでございまして、これはふるさと納税を使っているわけですが、従来のふるさと給食に加えて、地元のデザートを提供するという取り組みです。これは給食費の免除をするのではなくて、市の予算をむしろ上乗せして、最良な給食を提供できるようにしようということで、一般質問でもそうしたご議論がありまして、それを踏まえた形で実施をさせていただいております。物価高騰中の現在も月2回のペースで実施しているところでございます。

それから、3点目です。インボイス制度のお話です。この消費税のインボイス制度ですが、2019年10月の消費税増税に伴って軽減税率が導入された際に、事業者間の商取引で消費税率や税額の正確な把握をするために導入された制度というふうに理解してございまして、課税の適正化、それから消費税納税の透明性を図る制度というふうに理解をしております。

一方でこの制度導入によりまして、消費税や地方消費税の申告義務、請求書様式変更など煩雑な事務が生じて、多大な負担を感じる事業者があるということも理解をしております。この当時、ちょうど私の家もまだ商売をやっておりましたので、これは始まると結構大変だなという話を家で実際にしていたこともありました。その意味では、これがいかに負担が大きいかということ。また、益税の問題というのものもあるんですが、細かいところまで全てやっていくということがいかに大変かということは十分承知をしているところでございます。それで、こうしたことから日本商工会議所等がコロナ禍の影響等を踏まえて、インボイス制度の導入について当分の間の凍結を国に要望しているということも承知しているわけでございます。

ただ、この問題は国税のあり方の問題でありまして、その狙いや課題を踏まえても、市として制度の非合理性というようなところを訴えていくほどのものではないのではないかというふうに認識しておりまして、全国知事会、全国市長会でも、あくまでもこの制度の導入を前提に様々な要望が行われているというのが現状です。例えば、全国知事会ですと、令和3年6月10日に国に対する政策予算の要望がございまして、その中でインボイス制度については、中小企業者に与える影響等を踏まえながら制度の円滑な導入に向けて十分な周知や広報を行うなど引き続き必要な支援等を行うべきであるという内容の要望しておられます。

また、全国市長会ですが、全国市長会は令和3年6月に行った国への雇用就業対策に関する提言の中で、インボイス制度の導入にあたってシルバー人材センター事業の安定的な運営が可能となるよう適切な措置を講じて欲しいという要望しております。それで、両方とも制度導入を前提とした要望であるということです。これに対して国では、事業者支援の小規模事業者持続化補助金の中に免税事業者からインボイス発行事業者に転換する場合の環境変化の対応に支援するインボイス枠を設けたり、インボイス制度への対応を見据えたITツール導入補助金などを設けて支援するということが打ち出されているわけです。また、市内の商工団体におきましても、インボイス制度に関する研修や勉強会が活発に行われておりまして、事業者の円滑な制度導入や免税事業者から課税事業者への選択判断ができるような支援ができる体制もとられているということでございます。

こうしたことがございますので、市としては当面、事業者への聞き取りや、商工会、商工会議所と連携して、事業者の状況を把握することに努めながら、今後、もし自治体として声を上げなければならないような重大な事態になった場合には、改めて岐阜県市長会、全国市長会で協議しながら、国等への要望につなげていきたいと考えているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（籠山恵美子）

まず、1つ目ですけれども、公営企業会計だというのもよく分かります。この値上げについて前に議論したときに、もう随分、それで部長も苦しんでおられる様子も伺っておりますので、国の問題として、これから国のほうでも国会で国政でどんどん公営企業会計の水道財政というか、そういうものは全国で困っているわけですから、老朽化して、国のほうでも考えていただきたいと思えますし、ただ、そういう中でも、実際に来年の4月から水道料金が上がり、再来年の4月から一部口径別によっては値上がりをしますよね。やっぱり大変なこういう状況なのに、さらに公共料金でさえ値上げをしていくという、市民の生活は本当に大変なものだと思います。

それで、例えば、市長がおっしゃいました公営企業会計なので、独立採算だということなんですけれども、4月の26日に国会で決まって28日に通知があった地方創生臨時交付金、この活用が可能な事業というのが国から出されております。内閣府地方創生推進室から出されております。やはり使い方としては、生活者支援に関する事業にどうぞというのと、事業者支援に関する事業に使ってくださいと大きく分けてあるわけですね。その中で、生活者支援に関する事業の中で、様々な例でピックアップされて13項目ほどあるんですけれども、それ以外にも各自治体の工夫でやってくださいと書いてあるんですが、この中に生活者に対する電気ガス料金をはじめ、それらを含む公共料金の負担軽減、これに使ってもいいですよとなっているんですよ。この、臨時交

付金ですね。ですから、臨時交付金は一般会計に入るんでしょうから、一般会計からそれを支援するという公営事業の水道会計の支援、その料金引き上げに対して、市民に支援するという形になるんでしょうけれども、だから、県内でも15市町が既にこの対策として、今年1年になるのか、来年引き続くのか分かりませんが、この交付金を使って減免をやっているわけです。それで、これはやれないわけではないですし、飛騨市の市民がさらに来年から水道料金が上がるのに、「いや、たいしたことないよ。」なんていう市民はいないと思いますから、このことも十分に担当部も含めて考えていただきたいという感じがします。

それで、ついでに続けていきます。市長が先ほど続けて答弁されたので、学校給食の無償化のことなんですけれど、今回は、値上げ分は補填すると、やっぱりこの臨時交付金を使って補填しますよと。給食費には反映しません。給食費は今のままやりますよということですよ。それはそれで大変ありがたいんです。それに、一步二歩踏み込んで、私は議論を続けたいと思っているんですけれども。そもそも、学校給食の無償化というのも、学校給食どころか、義務教育は無償というのは憲法26条に書かれています。明確に書かれています。できた1951年の頃は、まず最初は授業料だけだった。そのあとに学用品も無料になった。それで、当時の局長なり大臣は、いずれは給食費も無料にし、交通費も無料にしたいと、期待をそれに期しているという答弁をしているんですね。このときの議事録は、そのあと歴代の大臣は誰も否定していませんから、書き直してもいけませんから、そのまま生きているはずなんです。それで義務教育というものは、そういうものなんだと、学校に行っている間は、ただの誰々さんの子供ではない。何とかこの学校の子供たち。学校の先生からすれば私たちの子供たち。その子供たちにどう対応するか、教育を保障するか、その中で学校給食も最初は空腹時を救うために何とか考えられたのがきっかけかもしれませんが、そのうち学校給食は食育、授業の一環になったんですね。それも大事なことで、いろいろなある時期は添加物とかそういうものが随分と問題になりまして、子供たちの健康をむしばんできたということもありましたから、やっぱり学校の中で食育、食事の教育をする。そういうことになってきました。

それで、そういう中でもなぜかしら給食費は自己負担、自己負担でずっときているんですね。もちろん全国には無償化した自治体もあります。これは、教育の条件整備は市長の仕事だから市長に聞くんですよ。どうしても教育の中身だったら突っ込むことができないので、教育長の教育の中身に介入することはできませんから市長に聞くんですけども、例えば、つい最近、山形市が小中学校の学校給食費を無償にしました。それで、新聞報道に約9,000万円～1億円ほどできると書いてありまして、私も早速、飛騨市の学校給食、小中学校の給食費をみんなの分を無料にしたら幾らかかるかと言ったら8,840万円ということにして、1億円かからないです。これをどう考えるかなんですけども、市長は一律給付、あるいは一律免除というのはやらないとおっしゃいますよね。市長の今の考え方ですよ。それで、これはほかのところにも触ってくるとちょっと矛盾するのではないかと私は思うんですね。

例えば、先ほどプレミアム商品券の話が出ましたけれども、これは全世帯向けにやりますということでしたね。ただ、全世帯ですから全世帯に網をかけて支援しますよと、プレミアム20%お得ですよとやるわけですよ。もちろんそれを使うか、使わないかは個人の考えですけども、そういうことを全市民向けにやっていますよね。学校給食も子供さんの居ないご家庭もある。だけ

れども、子供さんのいるところには述べて、学校給食を無料にしますよというのは同じだと思うんですよ。ただ、それが学校給食のことになると、一律給付はしません、控除はしませんというふうになるのは、何でそんなに逆に一律にこだわるのかなと私は思うんですよ。逆にそうやることで、飛騨市がいろいろと政策を打つ内容、1～100まで政策があったとしたら、それは全部1～100まで飛騨市の政策というのは、どんなときでもベースは一律給付はしません、そういう制度です。一律控除はしません、そういう制度です。今、困っている人は助けますけれども一律ではありませんというふうな物差しになってしまうのかなと考えるんですよ。市長の腹の中はそうではないと思うんですよ。言葉が悪いですかね。

だけれども、子供たちの教育を考えたときに、私たち大人がやれることが何かと考えたら、本当に物価高騰が大変なときに作ってやるというのは、やはり各家庭の家計の財布からお金をあまり抜かないことなんですよ。なるべくお金を残してやることなんですよ。ということになると、公共料金の問題も触ってきますし、ましてや先ほど住田議員もおっしゃっていましたが、買い控えをしながら、何とか何とか1か月、1か月主婦はやりくりをしているものですから、そういう中で、少しでも手元にあるお金があればいいということで言いますと、子供さんが小学校、中学校に2人いた。3人いたとなったら、本当に給食費だけで大変なものなんですよ。ましてや部活のウェアとかそういうのもすごくお金がかかりますし、部費も何千円とかかかるわけですから、そういうことを考えたときに一律はあり得るだろうと。一律はあって当然だと。ただ、何でもかんでも一律ではないです。今本当に求められている、本当に大事にしなければならないのはここだ。ここですよという市長の英断も私は必要ではないかと思うんですね。いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まず、基本的な考え方。私の哲学ですけど、行政といいますか、これは政治もそうだと思うんですが、税金という形で集めたものを、しっかりとどうやって再配分するかとということに、考え方や自分の意思を持って、もちろん現場の状況とかそういったものを踏まえて、意思を持って、意図を持って再配分するというのが、私は政治であり、行政だというふうに思っています。

なので、実は国民一律10万円給付というのが一昨年あったんですが、私はあの類の政策というのは本当にやるべきではないとっていて、集めたものをそのまま全部配るというのは、これはもう政治でも行政でもないんだと思うんですね。それは政治でも行政でもないんだ。それはむしろやってはいけないことなんだ。行政、政治に関わるものの矜持としてそれはやってはいけないんだというのが、私の根本的な考え方なんです。

それで、そもそも再配分というところの明が行政であり、市政であるというふうに思っているからなんですよ。そういった点で考えたときに給食費の一律無償化とか、水道料の減免というのは、結果としてやっていることが給付と同じなんですよ。

それで、例えばある低所得者世帯への水道料金の減免とか、あるこういう条件の方への給食費の減免というのはあり得ると思います。だけど、一律にやるということは現金を配っているのと一緒にですから、それは私は結局、市政というものをやっている我々の根幹を揺るがしてしまうと

いう矜持に関わる問題なんだと思っているので、そこについてはやらないんだということをずっと申し上げているんですね。

それで、プレミアム商品券は一律ではないか。違うんです。プレミアム商品券というのは、それが町の中で使われるという政策なんです。それが町の中で使われることによって消費が全体に落ちてくる、消費喚起をすることができるんです。お金を配っているのではないんです。町の中でお金を使えるように誘導するところに20%加えることで、それで市民も役に立つ。そして市内企業も役に立つ。経済循環ができれば、下げるべき給料が維持されるということもあるかもしれない。そうすると地域の経済が循環するんだという考え方なので、これは複数の目的を1つに仕立て上げた政策なんです。なので、私はこれが一律1人20%であっても、これは十分政策的にできるというふうに考えております。

それから、先ほど交付金の使い方、国が示している内容の中に含まれているのではないかとこのお話がありました。これは、当然、私たちが最初ここに来た時点でチェックしていますので把握をしています。

それで、何でも使えるという形なんです。要するに国としてはどんなアイデアでもいいよ。役に立つために使ってくださいということで例示をしているので、こういうことをやってはいけませんとか、これをやっていいですというふうに書いてある例示ではないというふうに理解しています。ですから自治体によっては、山田市さんのお話もされましたし、垂井町なんかでもそうですけど、水道の減免をしたり、給食の無償化をするところもあります。それで、ただこれは、やはりそれぞれの市長、町長の1つの哲学と政治判断なんです。

それで、いろいろな行事が行われるようになって、市長同士、市町村長合わせてなんですが、ものすごく顔を合わせる機会があるので、先週と先々週も、会うと「給食費どうした。」とか「水道料金をどうする。」とかとお互いに話をするんですね。そのときに「うーん。」とか「どうしようかと思っているんですね。」という市長さんとか町長さんも居れば、私のように私はこういう考え方ですからやりませんとはっきり言う人も居るし、とりあえずやることにしましたという市長さんもいるし、それぞれ皆さん事情はいろいろです。

ただ、私自身はそもそもこういった経済対策というものに向かう姿勢としてそのように考えておりますので、この点について私はご期待に沿えないかもしれませんが、そうしたきちんとポイントを絞って、必要なところに手当をしていくというふうでいきたいし、そのための財源として、せっかくいただいているものなので大事に使いながらより効果の高いようにしていきたいというふうに考えています。

○11番（籠山恵美子）

私にも若干哲学がありまして、これからも議論をすることもあると思いますのでよろしく願いしますということで、6月補正予算の中の財源構成を見ましても、先ほど市長から説明がありました。コロナの交付金のうち、今回手当するのは、コロナ関係の施策は2,000万円。残りの3億2,000万円ですか、このときの数字3億2,000万円は予備費に計上しておきますということでした。3億2,000万円というのは大きな予備費ですので、これを使い、余らせて、どこかに入ってしまうことがないように、やっぱりこれはフルに、そういう意味では一律でなくてもいいかもしれませんが、私は一律を望む部分もあると思うんですけれども、やはりそれは市民の暮らしぶりを

しっかり見ていただいております。以上で終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後3時15分といたします。

（ 休憩 午後3時10分 再開 午後3時15分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問を始めさせていただきます。

今回、大きい項目で2つ質問いたします。1点目は、飛騨市の電力事情ということでお伺いいたします。内容は7点ございます。1点目が平成30年度以降の電力契約先。2点目が電力の入札の執行状況。3点目は電気料金の削減の実績。4点目は令和4年度の電気料金増加の見込み金額。5点目は指定管理施設についてはどのようになっているのか。6点目、契約先のホープが子会社化したときに情報は何かなかったのか。7点目、令和5年度以降の電力供給について伺ってまいります。

私は平成30年の9月議会におきまして、一般質問で電力自由化について質問をいたしました。この平成30年は学校へのエアコン導入などの時期でもあり、電力自由化によってエアコンの電気代を賄うことができないのか。特別教室とかそういうところも増やせないのかというような内容で質問させていただきました。そのときは、県内の42の市町村中、既に25の市町村が新電力事業者を利用しておりました。今回、飛騨市の北陸電力エリアの電気が、ホープエナジーの新電力を利用して3月に破綻いたしました。

そこで、これまでのいきさつ及び今後の方向性についてお伺いいたします。1点目の平成30年度以降の電力契約先のことです。平成30年度までは地域電力会社との契約でした。平成31年度、令和元年度から入札によって安価な電力会社との契約になったと記憶をしております。そのときは、中部電力と北陸電力が一番安い値段の入札で、これまでどおりの電力会社との契約と聞いておりました。私はそのまま続いているものと思っていましたが、いつ電力の供給を変えたのでしょうか。

2点目です。電力の入札執行状況です。平成30年度に入札が行われ、さらに令和元年度に入札が行われました。なぜ最初は1年度の契約だったのでしょうか。

また、一昨年、飛騨市ケーブルテレビの移譲のときは、譲渡するときです。この先の会社の経

営状況が重要になると、途中で潰れてもらっては困るということで、審査の内容に加点方式などが採用されていたと思います。電気の入札、これについては、この方法は検討されたのかお伺いいたします。

3点目、電気料金の削減実績です。平成30年9月の時点では、これは答弁です。中部電力エリアで950万円、7.6%。北陸電力エリアで280万円、4.9%の削減が期待できるとの答弁でした。

入札以前の電気料金、これは使用料に対してなんですけども、これと令和元年、令和2年、令和3年とでは、どれぐらいの削減ができていたのかお伺いいたします。

4点目、令和4年度の電気料金増加の金額です。契約先の新電力が破綻したことで、当面は北陸電力送配電会社の最終保障供給となりました。これは、電力会社と契約ができない場合の最後の受け皿です。最終保証は通常の料金単価の1.2倍で最長1年間という期限もあります。北陸電力も4月27日に卸電力価格を加味した料金メニューを準備して、要望があれば協議に入りたいと受け付けを再開いたしました。そこで、今年度の電気料金の増額の見込みはどのようになっているのか、お伺いいたします。

5点目、指定管理施設はどうかということ。指定管理施設については、飛騨市と同じ契約となっている施設がある一方、指定管理者が独自に新電力と契約しているケースもあります。どのようないきさつでこういうふうに分かれているのかお伺いいたします。

6点目、契約先のホープが子会社化したときに情報はなかったのかということ。入札で落札した株式会社ホープが、電気、ガスなどのエネルギーの売買に関する業務を2020年、令和2年10月22日に子会社を設立し、事業が移されました。この場合、契約についての手続きは何か必要であったのでしょうか。また、昨年の後半、家庭用の新電力料金が数倍に上昇したことから、議会事務局を通じて飛騨市の新電力は大丈夫なのかと問い合わせたところ、高くなっていないので大丈夫との回答を聞き安心をしておりました。

しかし、分社化や子会社化されていくときは注意が必要であると考えます。市として情報の収集などは定期的に行っていたのかお伺いいたします。

7点目、令和5年以降の電力供給のことです。今、利用している電気は、令和2年4月から令和5年3月までの3年間、入札により電気が供給されております。今回、破綻していない中部電力管内は中部電力が落札しているので、令和4年度、令和5年3月まではこのまま利用することができます。しかし、現状を見ると、既存電力会社も大幅な料金の値上げがされています。破綻しなかった中部電力エリアを含め、この先の電力の契約についての考えと見込みについて伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、平成30年度以降の電気受給契約先について及び電気受給に係る入札について、1番と2番については、内容が関連しますので一括してお答えいたします。

まず、北陸電力管内の高圧電力施設の電力供給契約の経緯と状況についてですが、平成30年度に今後の市有施設の電力供給契約の調達先を入札によることを決定し、まず、その効果が高いと

考えられる高圧契約の施設について入札を実施いたしました。

中部電力管内24施設と北陸電力管内の15施設を対象に契約期間については、入札による調達初の初回であることから、その効果を見極めるため1年間としました。その入札の結果、北陸電力管内は北陸電力が、中部電力管内は中部電力がそれぞれ落札され、1年間の電力供給契約を締結しました。この入札によって、電気の契約単価が下がったことから、入札による電力調達の効果が高いことが確認できましたので、令和元年度に令和2年度から令和4年度までの3年間の期間として入札を実施いたしました。

その結果、高圧の北陸電力管内を株式会社ホープ、高圧の中部電力管内を中部電力が落札され、それぞれ契約を締結しました。また、その際には、対象として低圧、トンネル、融雪についても合わせて入札を実施しましたが、低圧の北陸電力管内は応札が北陸電力のみで、入札率99.63%。中部電力管内は応札なし。トンネルは北陸電力と中部電力がそれぞれ100%で落札。融雪は北陸電力が96.36%。中部電力は100%であったため、入札による費用低減の効果はほぼありませんでした。

ご質問がありましたこの入札に際して経営状況等を考慮したかという点でございますが、価格以外の加点項目の導入についての検討も行いましたが、国の進める電力自由化の趣旨と最終保証契約によるセーフティーネットが整備されているという点から、価格以外の要素の導入は行いませんでした。

その後、令和2年度から契約に基づいて電力供給を受けておりましたが、令和3年の秋頃から全世界的に火力発電の燃料となる石炭、原油、天然ガスの取引価格が上昇したことから、火力発電事業者の電力供給が絞られることによって、需給バランスが崩れ、電力取引市場での取引価格が3倍程度に跳ね上がる事態となり、以降も現在まで高止まりしています。これが原因で、昨今報道されている新電力の撤退や破綻に繋がっております。

そのような状況の中で、令和3年10月1日に株式会社ホープから株式会社ホープエナジーへの事業承継に関する通知があり、12月1日付けで承継が行われております。新電力の経営悪化の報道等がなされる中であり、ホープエナジーの経営状況についても注視しておりましたが、令和4年3月16日にホープエナジーが経営破綻し、電力供給停止を一方的に通知してきたため、当該契約を解消し、北陸電力管内の高圧施設について最終保証契約を申し込み、現在は北陸電力送配電株式会社と契約をしております。

契約先について整理しますと、北陸電力管内は平成30年度は旧来の契約により北陸電力。令和元年度は入札により北陸電力。令和2年度と3年度は株式会社ホープ及びホープエナジー。令和4年度は北陸電力送配電となります。中部電力管内は、平成30年度は旧来の契約により中部電力。令和元年以降は入札により中部電力と契約をしております。

次に③の電気料金の削減実績についてでございます。電気料金の削減実績についてですが、入札以前の平成30年度の電気料金の実績額と比較した場合、令和元年度で約4,700万円の減。令和2年度で約6,600万円の減。令和3年度で3,700万円の減となっております。

しかし、電気料金の実績額には、燃料調整費と省エネ賦課金が含まれており、また、コロナ対応での施設休止や休校による電力消費の減少や、エアコン設置による電力増などの影響が多々あることから、単純に入札による効果であるということができませんので、あくまで参考値として

いただきたいと考えております。

次に4点目、令和4年度の電気料金増加額についてでございます。ホープエナジーが経営破綻したことにより、北陸電力送配電から供給を受けることになったことに伴い、増加となる電気料金の試算をしたところ、令和4年度1年間で約3,500万円程度の増加となる見込みでございます。なお、この金額は、燃料調整費及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については含んでおりませんので、現在の社会情勢から燃料費高騰が今後さらに拡大する恐れが高いことから、実際の電気料金の額はさらに膨らむことが考えられております。

次に5点目、指定管理施設における電気受給契約についてでございます。指定管理施設については、入札制度導入時に所管部署及び指定管理者に意向確認を行いました。その際に独自に契約先を選定したいなどの理由により、市による一括入札から除外を希望された施設は、入札対象から除外してあります。

具体的には、すば〜ふる、ホテル季古里、まつり会館、ゆうわ〜くハウス、河合スキー場、おんり〜湯、流葉スキー場及びMプラザ、山之村牧場、和光園、文化交流センターでございます。

次に6点目、契約相手の情報収集についてでございます。株式会社ホープが電力部門を分社化した際には、社会情勢等から、既に新電力各社の経営が悪化している報道がなされている状況でしたので、ホープ社の電力部門の採算が悪化していることは想定しており、ホープ及びホープエナジーに関する情報収集等は継続的に行っておりました。

しかし、実際の電力供給の状況に問題がなく、供給単価の変更についての申し入れもない状況で、あえてこちらから契約を解除することは、電気料金の上昇に直結する可能性も高く、さらに社会情勢的に単に安価に契約できる事業者もない状況から、可能な限りホープエナジーからの供給を受けることが市として有利な状況であると考え、先方の対応を注視していた状態でした。そこに事前の通告もなく、電力供給停止の通知があったものでございます。

7点目、令和5年度の電力供給先についてでございます。令和5年度の電力供給契約についての基本的な考え方としましては、現状及び今後の社会情勢の変化を注意深く情報収集して判断することとなりますが、現状からは、今後、1年以内に大きく状況が改善して電力料金が以前のような水準まで戻ることは想定しにくく、入札により電力を調達することは困難な状況が継続するものと予想しております。

そのような状況の中であれば、中部電力及び北陸電力といったいわゆる旧一般電気事業者との契約を締結することが、安定供給と価格変動への対応の双方において最善と考えられ、これらを第一候補として検討及び交渉を進めることになると考えております。

なお、その後については、電力の供給の状況を見ながら契約形態を決めていくこととなりますが、これまで国が積極的に推進してきた発電と送配電と小売を分離し、競争力を高めて、電気料金を下げようとする大きな流れについて、見直しを余儀なくされている状況にあり、今後、国がどのような対応をしていくのかをよく見極めながら対応する必要があります。市としては、電力の供給が不安定であったり、確保できなくなることは避けなければならないため、それらを前提にした観点で契約方法を検討してまいります。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○9番（前川文博）

答弁ありがとうございます。1番と2番は、1年目は様子を見て入札をしてということで、安価なところで何も加点方式も使わずにやったということですので、普通の入札ですので致し方ないと思います。

それで、3点目のほうで、電力がどれだけ下がったのかというところで、燃料調整費と再生可能エネルギー発電促進賦課金のほうは入っていないということでした。その中で平成30年と比べると令和元年、2年になるとエアコンの使用料が増えていっているんですね。平成30年頃から設置したので。それだけ増えていっても令和元年には4,700万円、令和2年で6,600万円、令和3年で3,700万円。下がっているということをベース料金で見ると、かなりこの3年間はエアコンが増えているのにも関わらず安価に使えた。電気の使用量が増えているというだと思うので。

それを踏まえて、今、株式会社ホープエナジーが破綻したことによって令和4年は最低でも3,500万円は増えるのではないかと、燃料調整費と再生可能エネルギーについては、これはどこの電力会社にしてもかかってくることなので、これは比較する余地はないんですが、今年1年、過去の3年分を見れば、3,500万円増えても、トータルで市の損というのはそんなにないというか、まだ浮いた部分のほうが大きいのと思えるんですが、その中で7番目の話になると、今後の契約先は既存の地元の電力会社、中部電力及び北陸電力との契約を第一候補ということなんですが、今の現状、北陸電力は先ほども言いましたけど、4月27日に社長が記者会見で、新しいプランを作って、受け付けを再開したということが発表されているんですが、今の現状でそちらのプランというのは契約するという思いは無いのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

先般、実は北陸電力さんのほうに少しお話を伺う機会がありました。そういった中で、向こうのほうから正式にという形ではないんですけども、今こういったことを考えていると、価格プランについてはこの程度だというようなことでお話がありました。

ただ、そういった中でも、私どもも最小保証が通常の1.2倍ということになっているんですけど、やはりそれよりかなり高い金額も予想されるというようなことで、向こうとしても具体的な数字を、まだ出しづらいというようなことで話をしています。

ただ、いずれにしましても、電力会社のほうも、今は国のほうで見直しをかなりかけておりますので、都度、向こうのほうとコンセンサスをとりながら来年以降、できるだけ早いうちに契約のほうを考えていきたいということを思っているところでございます。

○9番（前川文博）

今の卸電力の価格を反映したということが書いてありますので、私も見る限りかなり高い金額にはなるのかというふうに思います。そこは、飛騨市には北陸電力と関西電力、結構ダムもあつたりして電気を作っている場所ですので、あちらさんもそういうことは分かって見えるみたいなんですけども、作っているところなので、もうちょっとその辺もうまいこと言っていただいて、何とかしていただきたいなと思います。

それで、話は別のほうへいきますけども、先ほどホープが子会社化のときの情報収集とかのお

話をさせていただいたんですけども、ちょっとこれを教えていただきたいんですけども、入札で契約した会社が子会社を作って、子会社にその事業を引き継いだ場合、例えば、入札して電気を買うということについては、市の中では再契約をするとか、それとも子会社なので自動的にそこに行くということなのか、その辺はどういう流れなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

子会社ということで、再契約という形ではないものですから、そのまま移行したということです。

○9番（前川文博）

分かりました。子会社なので移行ということであれば、それはそれで仕方ないのかなと思います。

それから、5番目のほうの指定管理の施設の話なんですけども、これは意向を確認して、希望したところが入ったということなんですけども、実は令和2年の4月から新たに指定管理を受けた施設があって、ちょうどこの高圧の電気が入っているところあるんですが、こちらのほうは選ぶも選ばないも関係なく、ここに電気がなっていたということで、ちょっと電気料金に困っていると、最近は無休でやっていたんですけど、やっぱり電気料金が上がっているので、月曜日を定休にするとか、照明を落とすとかいろいろとやってみえるんですが、自分が選んだ指定管理のほうは、どこの電力会社を選んでも自分の責任でいいと思うんですが、指定管理を受ける段階のときに、多分その話はなく、この入札に入っていて、今上がってしまったと。2年、3年ですか、ここではある程度安くなっていた部分もあると思うんですけど、コロナでお客さんが入らずに苦しい経営をしていたということもあると思いますが、ここについては指定管理の意向で入ったものではないので、何か対策みたいなことは考えていかれるのか、その辺どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

指定管理については、指定される今の契約等々について、意向はうちのほうで確認したそうでございます。相談した中で、飛騨市さんのほうでお願いしますという確認を取ったということでございます。私も確認を取っているところでございます。

一方で、今ほど申されました、今後、もしそういった電力について何か手当という話があるかと思っておりますけども、これにつきましては、ほかの指定管理もそうなんですけども、電力に1点を取って何か補填するということは現状として考えていないんですけども、相対的にやはり新型コロナウイルス感染症等々もあってということもある中で、もし可能であるとするなら、例えば、指定管理料ではなくて支援金みたいな形で対応したいなということは考えているところでございます。

○9番（前川文博）

ちょっと具体的に言います。桜ヶ丘体育館とかのところの話を言っているんです。令和2年の4月から受けたので、多分、令和元年の12月に指定管理が確か決まって、私も聞いたところによ

ると、電気の話は何もしていないと聞いております。なので、この質問をさせていただきましたが、その辺を確認していただいて、私も聞き間違いかもしれませんので確認はさせていただきたいと思います。

それから、今、ホープがホープエナジーになって破綻したと、3月にいきなり通知が来てということなんですけども、これは最終月の電気料金の支払いというのは、何か特約みたいなものがあるって止まっているとか、安くなるとか、払わなくていいとか、何かそのような話はあったんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

今の件につきましては、実は契約の中で違約金ということ、それから向こうの弁護士のほうから賠償金ということがありました。この違約金というのは、3月の半ばなんですけども、そこから翌年度の3月まで1年15日ぐらい契約期間があるんですけども、それについて、本来、うちのほうで、これだけ支払う予定だったというのに対して10%無効として違約金というような形。これは契約の中でもあるんですけど。

それと、向こうが契約しないと言ってから、それから実際に会社が破綻するまで、9日間なんですけども、この9日間の電気料金の差額です。これについては、いわゆる損害賠償金というような形で請求してよろしいという話があります。

それで、合わせて769万6,607円という数字があるんですけども、この数字は3月分の我々が支払わなければいけない電気料金になるんですけども、それと相殺してくださいという、向こうのほうから弁護士を通して話がありまして、うちのほうの弁護士とも相談したところ、まずはそれでいきましょうということになりました。

結果、395万5,547円がまだ残っているんですけども、これにつきましては、会社が精算している最中ですので、この精算をしたときに配当金がある場合、どれだけでも払うというような話は聞いているところでございます。

○9番（前川文博）

契約の中でそういう状況ということをお聞かせいただいて、結構あるなと思ったんですが、昨日、九州のテレビ局がオンラインニュースで流しているんですけども、九州の大牟田市、神岡は結構繋がりがあると思いますが、「大牟田市が新電力が撤退したことによって、800万円の損害賠償を求めて提訴へと。」それで、これは5月の1か月分のみで、9月まで契約があったものから、9月までの分、5,000万円を今後請求する方針だということが昨日放送されて、そういうことになっているんですけども、飛騨市の場合は契約にあった違約金だけで終わらせるつもりなのか、金額が3,500万円ということになっていくんですけども、こういったことをホープエナジーは破綻しているの、例えば元のホープに対してできるものなのか。その辺はどのようになっていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

ただいまの話につきましては、いわゆる親会社への請求ということになるんですけども、こちらの

ほうにつきましては、飛騨市の弁護士と相談して決めていきたいと思っております。

○9番（前川文博）

分かりました。ぜひ、飛騨市の持ち出しが少なくなるように、その辺は検討していただいて、できることはやっていただきたいと思います。

普通の家庭の電気も1年ちょっとで1.34倍に上がっていますので、今後もまだまだしばらく上がりますので、できるだけ持ち出しの少ないようなこと。回収できるものは回収するということで、やっていただけたらと思います。

それでは、2点目に移ります。広葉樹のまちづくりについてお伺いいたします。中身は4点です。市役所ロビーに設置した記載台などの政策のコンセプト。2点目、記載台などの発注方法及び金額です。3点目、記載台などの台座に使われている丸太を白く塗装したのはなぜか。4点目、この取り組みによって木材価格はどれだけ高まるのかということです。

今年度に入りまして、市役所の本庁舎1階のロビーにある記載台が新しくなりました。このプロジェクトは、株式会社飛騨の森でクマは踊る、通称ヒダクマが行ったものです。クライアントは飛騨市で、内容は家具設計、製作、ディレクション、制作期間は2021年10月～2022年3月となっております。

ヒダクマのホームページには、広葉樹の新たな活用方法を見だし、その利益を森へと還元し、持続可能な仕組みづくりを目指す。「飛騨市広葉樹のまちづくり、このプロジェクトの一環としてヒダクマは、飛騨の職員とともに市役所のエントランスに設置する什器政策に挑みました。」とあります。利益を森林所有者に還元することはとても重要なことであり、持続可能な森づくりは、今後の森林保全に繋がるものと期待されます。そこで次の4点について伺います。

1点目、市役所ロビーに設置した記載台などの制作コンセプトです。広葉樹林を活用した広報的な部分もあると考えます。

しかし、飛騨市産広葉樹を活用したとの表示はありませんでした。ただの記載台などとして設置したのでは非常にもったいないと思います。飛騨市の広葉樹を売り出すのであれば、もっと宣伝が必要ではないでしょうか。この事業は、どのようなコンセプトで実施されたのですか伺います。

2点目、記載台などの発注方法及び金額についてです。ロビーで記載台を見て数名の方に金額を予想してもらいました。最低金額は2セットで30万円。最高金額は2セットで100万円との予想でした。この記載台などを発注するには、入札なり、見積もりなどが行われているはずですが、どのような設計をして発注したのでしょうか。

また、契約金額は幾らだったのかをお伺いいたします。

3点目、記載台などの台座に使われている丸太を白く塗装したのはなぜかということです。せっかくの天然林広葉樹を活用するのであれば、丸太を白く塗装したのには違和感を覚えます。乾燥不足からひび割れも多く入っていて、白色なのでひび割れがさらに目立っていました。ヒダクマのホームページの写真を見る限り、木目も綺麗で、クリア塗装など、そのままの状態のほうが飛騨市産の広葉樹の活用としてはよかったのではないのでしょうか。この点をお伺いいたします。

4点目、この取り組みにより、木材価格はどれだけ高まったのかということです。飛騨市広葉樹のまちづくりは、単に新しいものを作り、宣伝するだけが目的ではないと考えます。一番は飛

驒市の森林所有者に利益が還元されることだと思っています。それが今後の森林に対する興味が高まり、森林の保全に繋がり、災害を防ぐことになり、さらにはCO₂の吸収による地球温暖化防止にも繋がっていきます。

この記載台などにも使われた飛驒市市有林の木材価格は、具体的にどの程度上昇したのでしょうか。また、飛驒市市有林の伐採は試験的に行っていると聞いております。今後は広葉樹の森林所有者への利益還元に関わる展開が必要となりますが、市としてどのように考えているのか、お伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

広葉樹のまちづくりについて、1点目の市役所ロビーに設置した記載台等の制作コンセプトについてお答えします。

飛驒市は、市内民有林の約7割を占める広葉樹の活用を図る広葉樹のまちづくりを進めておりますが、そのコンセプトには一貫性を持たせております。

それは、小径、まがりなどの理由により、そのほとんどが木材チップとして安い価格で市外に流出している広葉樹を家具用材とするなど、新たな活用方法を見だし、飛驒地域内で加工、販売する経済循環を生み出すことです。それを実現することが、議員ご指摘の森林所有者に利益が還元され、持続可能な森づくり、ひいては良好な里山環境の維持向上に寄与すると考えております。

そのために必要な取り組みとして、令和2年度に飛驒地域の林業事業者、製材事業者、木製品製作販売事業者と行政が1つのテーブルにつき、小径広葉樹の価値向上と独自のサプライチェーン構築を目指す飛驒市広葉樹活用推進コンソーシアムを設立いたしました。

コンソーシアムの設立により、これまでチップ用材として市外に販売されていた広葉樹を地域内で加工販売することが可能になったことに加え、トレーサビリティの確立が難しいと言われる木材流通において、伐採地の特定が可能となるなど、広葉樹の価値をさらに高めることができるものと期待しているところです。

今回の事業は、その仕組みを活用した飛驒市の広葉樹活用モデルとして実施したもので、木材調達、加工、企画設計、製作に関する工程をコンソーシアム構成員が担当し、広葉樹の新しい可能性を示すことを機としたものです。

また、議員ご指摘のとおり記載台等を見ただけでは、こうした背景が伝わらないことから、現在、説明用の木製プレートを製作中です。今後は令和元年度に市内産広葉樹による木質化を行った市役所応接室と併せ、飛驒市広葉樹のまちづくりを伝えるショールームとして、引き続きPRに努めてまいります。

2点目の記載台等の発注方法及び金額についてお答えします。この事業の実施にあたっては、飛驒市広葉樹活用推進コンソーシアムに発注することを検討しましたが、コンソーシアムは法人格を有していないことから、その構成員の中で唯一、家具制作等に関して、川上から川下まで繋ぎ調整することができる株式会社飛驒の森でクマは踊る、通称ヒダクマに随意契約するという形

で発注しております。

設計にあたっては、ヒダクマに対し、記載台等の見積書提出を依頼し、その見積書に基づき設計を行っております。また、記載台等の製作にあたっては、ヒダクマの調整により、木材調達から加工、金属加工、取り付けに至るまで全て市内事業所により行われております。なお、契約金額は149万4,900円です。

3点目の記載台等の台座に使われている丸太を白く塗装した理由についてお答えします。記載台等には市内で伐採された広葉樹の二股の部分が使われていますが、それらは白く塗装されております。

これはヒダクマからの提案によるもので、まっすぐな針葉樹と異なり、樹種や形などが非常に多様な広葉樹の特徴を伝えることを意図しております。塗装にあたっては広葉樹の特徴である形状と造形美を際立たせるため、つやを抑えた白色を追求し、塗料にベビーパウダーやスプレーとを幾つかの色を混ぜるなどの検証がなされたと聞いております。

4点目のこの取り組みにより、木材価格はどれだけ高まるのかについてお答えします。戦後、国内における広葉樹作業は海拔による収穫を中心に行われてきたため、広葉樹の育成、収穫に関する様々なデータが不足しております。

そのため、飛騨市は平成29年度より、飛騨市私有林を活用した広葉樹の試験伐採により様々なデータ収集を行うほか、コンソーシアムという新しい仕組みが伐採後の木材の価値をどれだけ高めるかについて検証を進めております。

今回の仕器の一部には、令和3年度に宮川町菅沼地内の飛騨市私有林において実施した試験伐採で搬出した材が使われておりますので、その販売実績を例に木材価格の変化についてご説明いたします。

まず、今回の試験伐採では3.7ヘクタールの天然林から約593立米の広葉樹を伐採、搬出いたしました。そのうちチップ用材より単価が高い家具等用材として販売された割合は約19%となり、全国平均の7%を大きく上回りました。

その結果、伐採後、そのほとんどが山から市外にチップ用材として直接販売されていた場合と比較し、木材売上価格は約60万円増加したと試算しております。

一方、広葉樹生業には針葉樹のような国、県からの潤沢な支援がなく、海拔以外の制御方法により、収支の黒字化を図ることは困難であることから、現在、森林環境譲与税を活用した新たな支援策の検討を進めております。今後も川上から川下までが繋がった飛騨市独自のサプライチェーンを強みとして、市内森林の7割を占める広葉樹のまちづくりを進めてまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

○9番（前川文博）

4つお答えいただきました。3つ目の丸太を白く塗ったという話の部分なんですけど、ヒダクマからの提案で広葉樹の特徴を伝えるためということですけども、これはどうなんですか。白くすると言ったときに、市のほうでは、それがいいとか、こちらのほうがいいのではないとか、そういった議論とかする場はあったんですか。それとも提案されたままやるしかなかったのか、その辺どうなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

今回、このコンソーシアムを生かしてこういった物品の購入に至ったわけなんですけど、例えば、活用の方法や色ですとか、そういったものは現場で一応確認しました。

ただし、職員が色やインテリアに関する専門知識はございませんので、理屈を確認しまして、向こうの提案を受けたということでございます。

○9番（前川文博）

分かりました。コンソーシアムのほうでやったということですので、そこに任せたということですね。

それから、4点目のこれによって木材価格がどれぐらい高まったのかということなんですけど、60万円ぐらい増加したということで、今回は飛騨市の山ですよ。普通に言えば飛騨市にこれだけは入ってくるという感覚になる話だと思いますので、こうやって7%のものが19%、ほぼ3倍近く利用できたということで、手取りのほうが多くなっていけば、それはそれで山を持っている人に対していいことだと思いますので、これは今後もぜひ環境税を使って補助をしながら、普通のスギとかヒノキの間伐も必要ですけど、広葉樹も切っていくと、また枯ナラみたいなものが出てきて、古い木を食い潰していくということもありますので、ぜひそこは力を入れていただきたいと思います。

それから、先ほどのコンセプトのほうは、聞いて分かりました。

それから、2番目149万4,900円、150万円ですね。1つ75万円。かなり高いなと。ほかのところはこの写真を見せて、これは幾らだと思っていると聞いたら、1つ10~20万円だろうという意見が非常にあったんですけども、この金額について率直にどう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

高いか、安いかわわれれば、私の感覚からすると決して安いものではないというふうに思っております。通告をいただいて、やっぱり設計の内訳もですね、やっぱり確認することが大事かと思ひまして、確認したりしました。設計デザインや計画です。それからほとんどが、やっぱり家具の製作費にかかっております。例えば、広葉樹で台座と記載台の天板は栗材で飛騨市地域内の木工作家様が丁寧に作っていただいております。

それから、先ほどの二股の台座というか、そこもヒダクマさんとかが地元の林業事業体から購入して塗装をされたり、あるいは台座と天板は金属の支柱でつないでいるんですけど、そこは地元の鉄鋼をやっておられるところをお願いしたということで、どうしてもやっぱりオーダー家具、什器の特徴として、それぞれに発注するものですから、それぞれにマージンが発生します。

それから、やはり飛騨管内には幾つもの家具メーカーがあるわけなんですけど、そういうところはやっぱりこう、治具というか、型を持っていてそれぞれ部品を作って組み立てるというやり方をして、高品質で高いんですけどコストを抑えているご協力があるんですけど、1点ものについてはなかなかそういうわけにはいきませんので、このあたりをご理解いただければというふうに

思います。

○9番（前川文博）

理解しろといえ、聞くことはできるんですけど、なかなか金額が金額なので、そうすると、当然、あそこのもの全てのものに対して150万円なんですけど、当然、飛騨市の木を使っているんで、台座なり天板というのは、先ほど言った60万円ぐらいは、その場所で収入が増えているということになると、これは令和3年に切った木ですよ。そうすると、これの販売に対する収入というのは市の収入として上がってくるんですよ。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

先ほどご説明しましたように、菅沼地区の飛騨市の大切な市有林を試験的に伐採したということですが、まず、契約の仕方として、伐採するのに森林組合のほうにお願いして、出た木はさらに委託販売ということで、販売をお願いしたという形をとっています。それで、委託販売で得たものが飛騨市の歳入のほうに上がってきているということでございます。

○9番（前川文博）

令和3年度なので、委託販売の収入というものも入ってきているということだと思んですが、実際に幾らくらい入ってきているんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

約330万円入ってきております。

○9番（前川文博）

分かりました。330万円入ってきたということで、収入のほうは了解いたしました。

私もこれいろいろと聞いたところ、今の森林組合のほうに伐採の委託をして、委託販売を行って、それを今利用してやっているということなんですけども、普通、事業をやると、先ほども言いましたが、木を切るのにお金がかかるということで、そこが一番コストがかかりますということなんですけど、今回、木を切る部分については、全く別の事業でやったので、ほぼほぼかかっていないということだったと思うんですが、それはそれでよかったんですか。何か別の事業なので、これには関係ないという話を聞いているんですが。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

仕組みが分かりづらいので、正確に申し上げますと、通常ご承知のように針葉樹は国から、例えば国、県で68%とかの潤沢な補助金が出ます。その上で、市のほうでもご理解いただいて、年間3,000万円の予算を付けることで、補完することで、人工林の整備等々を進めているというのが実情です。

一方で、先ほど申し上げましたように広葉樹はそういった補助金がないので、今回はまず試験伐採をして、令和3年度に伐採して搬出して委託した経費に約500万円かかっておりま

す。その上でやっぱり補助金とかは出ませんので、委託販売で市のほうに入ってきた歳入が330万円ということでございます。

○9番（前川文博）

分かりました。500万円かけて330万円なので、実際には170万円の赤字というのが現状ということですね。この辺は間伐もそうですけど、木を持ち出すにはやっぱり費用がかかって赤字になるので、そのための補助金、先ほども市長が言われたように集めたお金を必要なところに入れて、流れになっていくので、そこは環境贈与税を使って飛騨市の広葉樹をうまく活用していただきたいと思います。

そこで、今、下に現物がないんですが、どうなっているんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

事の顛末をご説明します。まず、昨年度の事業で物品購入ということで購入をさせていただいて、本庁舎のエントランスでご利用していただきました。

それで、実はちょうど6月7日に、私もエントランスを見て状態を確認したところ、一般の方が座っていただく台座が、ベンチの板の部分と台座につなぐ支柱のところに緩みが生じてきておりまして、それでぐらついたということで、これは危険だというふうに自分も判断しまして、それ以前に5月にも、それよりはひどくなかったんですけど同じような症状が起きていたということで、すぐにヒダクマの技術者さんに来ていただいて、担当のほうがすぐに対応をとったんですが、1か経たないうちに同じようなことが起きたということで、市が調達したものですし、市民の皆さんがご利用されるものなので、総合的に考えて安全性に欠けると判断しましたので、まずはしっかりと会社の工房のほうに持ち帰っていただいて、専門家の技術指導も再度受けながら、安全性を確保して欲しいということで、お願いしたので、今、エントランスホールにないというところでございます。

それで、その翌日の6月8日に、早速、文書でヒダクマさんのほうから発生の原因と対応等々について文書を出させていただいたんですが、それだけではまだ十分ではございませんので、我々のほうも県の生活技術研究所の技術的指導を受けながら、やっぱり高価なものを購入したわけですので、安全性を確保してしっかりまたご利用いただきたいと思います。

○9番（前川文博）

ぐらぐらだということで持って帰っていただいたということなんですが、これは大分前に製造物責任法、PL法ですね。これができていて、私も聞いたところによると、ベンチの部分がぐらぐらで、座るところやって後ろにいくという話を聞きました。でも1回、5月に直したけど、また緩んでいたというような話を聞いたんですが、先ほど広葉樹活用コンソーシアムの中には、伐採から製造、加工とかで、全ての関わっている方がみえるという話だったと思うんですけども、その中にはこういう家具作りの関係者という方は入ってみえないんですか。そういう方がみえれば、これでは座るのは危ないよとか、そういうことはその段階で分かると思うんですが。その辺どうなんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ご指摘いただいたことを私もヒダクマ社のほうに確認をしました。まず、ヒダクマのほうにも大学等で建築、あるいは構造を学んだ方もいらっしゃいますし、高山市内の家具メーカーでヒダクマ社に入られた方も居ますので、そういった家具に関する専門家は居ると。

プラス、今回はそこのご指導は十分等もいただいていたようなんですが、コンソーシアムの中には、技術指導を受けるために、岐阜県の生活技術研究所の方も技術顧問として入っていただいているので、そういった方に、今回、こちらのほうからもお願いして、安全性をしっかりと確保したいと考えております。

○9番（前川文博）

県の技術支援何とかは、コンソーシアムのメンバーなんですよ。今回、飛騨市ではこのぐらぐらだったということで、そこに依頼をするということなんですが、作る段階のときには、コンソーシアムが請負ってほぼほぼやったという話なんですが、そこの方は製作段階でそこには参加してないんですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

岐阜県の研究機関なんですが、そちらはコンソーシアムで様々な勉強会とか、そちらのほうで技術指導とか、ご意見をいただいているということで、今回の家具、什器の製造につきましては、そちらの指導は受けていないということです。

ただし、先ほど申しあげましたように、専門家はこの中にはいらっしゃるということで、この不具合というか、生じた1つの要因として、あそこの場所は、例えば選挙で使ったりとか、掃除で移動しなければならないので、それを分解して運べる状態にするというのを私どものほうからお願いしました。そのため、ボルトを締めたり、外すということをする。要は可動性を求めたわけです。そこが、強度等と耐久性が十分ではなかったのではないかなということで、改善としてはボルトを入れる台座に設置する深さを今以上に深くして、もう少し金属で止めることを強化することで解決ができるのではないかというふうに、にらんでおります。

○9番（前川文博）

とりあえず直していただいて、150万円かかっていますので、またあそこで広葉樹の宣伝をしていただきたいというのが一番なんです。

それで、もう1点あるんですが、これは設計からいろいろなことを委託してやっているという段階で、ヒダクマさんのホームページに設計段階で、二股の広葉樹なので、このような形で並べると、人の流れがこう流れていったときにここで受けとめる。ここに木のたまりができるので、こういうものを考えて、こういう配置でやるということが載っているんです。

でも、いざあそこに入ったら、こうなっていてこちらのもがこういうふうに90度ずれているんですね。設計仮説というところに書いてあるものと。それで、あそこのスペースに置くのであれば、最初から広さを見て置くのか、面積が狭かったからそういうことになったのか。全然最初

の設計段階と構想が違うというのがあるんですけど、その辺はどのように聞いておられますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

議員ご指摘のところはヒダクマのホームページのところでは仮設ということで載っていたところですので、私のほうでも今回コンソーシアムがどのように、市とヒダクマ社のほうとどのようなプロセスを踏んだかというのを1回確認をしました。

やっぱり、あそこの什器の配置です。配置についても相当コンピューターで書いた図面、それから実際に現地に当たってみて、税務課の職員、あるいは市民保健課の職員の皆さんにその実際の動線を聞いたり、今回の什器というのは、記載台は要は立っている方も書けるし、もう1つのほうは車椅子とか座った方も書けるという機能もつけています。そういった全ての動線を現場で確認した上で、最初、3月の末に入った時点では、全て現場を確認した上で、この動線を考えてこの配置がいいのではないかとということで、決まった配置になっています。

○9番（前川文博）

分かりました。分かりましたというか、納得はあまりしていないんですけども、150万円ですからね。150万円。それを委託で出して、最初に思っている設計、ヒダクマのホームページに載っている設計とできてきたものの配置が違うとか、まずそういうことが、行政が発注するものなので、そこはしっかりと、変わるなら変わった。持ってきたらこの配置が駄目だったとか、動線が悪いというのであれば、もう最初の設計がおかしいんですよ。現地は分かっている。場所なんです。物も二股の木は二股と決まっているんです。それを今しっかり今後発注するものに考えてやらないと、また同じことが起きるのではないかなという心配が大きいです。今回はたまたまそのベンチがぐらついたけども、誰も倒れてけがをしなかった。よかった。でも、1回直しているということもどれだけの方が知ってみえたのか。それも疑問だと思います。

それを踏まえて、きちんと設計、発注、それから受け取るときの検査もあると思います。あえて聞きませんが、検査のときは多分大丈夫だったんだろうなと思っておりますが、今後、広葉樹のまちづくりをいろいろとやっていただく中で、これで事故が起きたりしないように、今後、注意して、さらに宣伝を進めていただいて、飛騨市の森づくりやっていただきたいと思います。以上で一般質問を終わります。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、以上で9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後4時25分といたします。

（ 休憩 午後4時20分 再開 午後4時25分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。4番、上ヶ吹議員。

〔4番 上ヶ吹豊孝 登壇〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

議長のお許しをましたので、一般質問をいたします。今ほど終わりました前川議員と重複する部分もあり、また先ほどの籠山議員の質問に対する市長答弁が、私に対する回答でもありましたが、通告書どおり質問いたします。

1つ目、飛騨市の新電力供給停止に関わる取り組みについて。5月の全員協議会において、飛騨市における新電力からの電力供給停止による影響について市側より説明がありました。

内容は令和2年4月から3年間の電気調達を一般競争入札により落札した電力供給会社から一方的に飛騨市への電力供給停止の知らせが3月16日付けで届いたというものです。市は電力契約の継続が困難と判断し、北陸電力、中部電力、関西電力への電力供給の依頼をしましたが、中部電力及び関西電力からは、送配電網が異なる北陸電力管内への供給は難しいとの連絡があったと伺っています。

また、北陸電力に関しては、昨今の燃料高騰により経営悪化の拡大が懸念されることから供給できないとの回答を得たとも伺っております。

燃料高騰の要因としては、ロシアのウクライナ侵攻や中国のロックダウン長期化に伴う天然ガス、石炭の供給不足に加え、円安が要因と言われております。

その結果、契約先が得られない措置として最終保障契約先である北陸電力送配電株式会社と契約。セーフティーネットとは、電力供給ができなくなった場合の保障契約のことです。

北陸電力送配電株式会社の供給期限は令和5年2月28日までであり、5月20日現在、令和5年2月28日以降の電力契約を結べる見込みは得られていない状況です。

2016年の4月以降、電力の自由化に伴い新電力との電力契約が増加傾向でしたが、2022年3月30日の新聞報道では、市場の電気の価格高騰を受け、新電力会社が数多く倒産するとありました。今回、このようなエネルギー情勢を一般市民の皆様にご理解頂く事と、ご協力を頂き難局を乗り切るために、市としての考えや取り組み内容をご質問させていただきます。

1つ目、最終保証契約の電気料金の増額分は。新電力会社から最終保障、北陸電気送配電株式会社に切り替えた際の1年間の電気料金は15施設で約6,000万円から約9,500万円へ上昇、年間3,500万円程度増額とあります。増額金額には再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料調整費が含まれておりません。昨今、再生可能エネルギー発電促進賦課金や燃料調整費は増加傾向にありますが、それらを加えた総額をお聞きします。

2つ目、今後、電力料金の高騰が予測されるが対策は。電力料金の高騰は今後長く続きそうに思えますが、飛騨市内、神岡の15施設のうち、休館や節電、照明を減らすとか、エアコン温度調整等、可能な施設の検討はされているのでしょうか。また、神岡振興事務所職員のテレワークにシフトするような検討もされていますか。

飛騨市、行政関係でほかにも新電力会社による電力供給をされていると思いますが、今後、新電力会社による電力供給が困難になった場合、新たなコストアップに繋がります。その対策や検

討内容をお聞かせください。

3つ目、新規発電システムの導入の考えは。昨年12月の一般質問でカーボンニュートラル、脱炭素について質問しました。私自身は将来的には再生可能エネルギーのさらなる普及や余剰電気から作られた水素を燃料とした家庭用エネファームや燃料電池自動車の普及が見込まれると考えております。新電力会社より受電していた施設、15施設に燃料電池発電システム導入、企業誘致等を早急に進めるべきだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

4つ目、早急に必要な電力確保の方策や考えは。太陽光発電はパネルの寿命が約20年となっています。最近不要になった太陽光パネルの廃棄問題が起こっていますが、現状では太陽光発電が再生可能エネルギーとしては一番確立しております。

早急に電力確保しなければならない現状として、市として空き地や耕作放棄地を利用した太陽光発電に取り組む考えはあるのでしょうか。

5つ目、電力停止について市民への理解と今後の取り組みは。今回の電力供給停止問題は、我々市民も取り組むべき課題が数多くあると思います。まずは身近な問題として市民の皆様の意識を高めるため、分かりやすくご理解いただくことが最優先と考えます。市民の皆様が理解を深めるために今、取り組むべき方策のお考えをお伺いします。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

5点の質問いただきました。私からは4点目の電力確保の問題、そして5点目の市民への周知の2点をお答え申し上げたいと思います。

まず、4点目のお尋ねですが、早急の対策として、市が空き地とか耕作放棄地を利用して太陽光発電をやったらどうかという話でございます。自前で再生可能エネルギーの調達できれば一番いいですし、電力的にも安定します。こうした変動があったときにも安心できるということがありまして、実は今般の電力停止問題が生じる以前から再生可能エネルギーの地産地消ということができないかということでいろいろ検討を進めてまいりました。

また、その中で公共施設における市内産電気の利活用ということについても検討してきたところでございまして、実は先日も複数の電力会社とそうした意見交換を行っております。

ただ、現時点において、なかなか難しい問題が多くて見通しが立たないのが現状となっております。少し内容を申し上げますと、最初に着目しましたのがFIT、再生可能エネルギー固定価格買取制度ですね。FITによって市内で整備された中小水力太陽光発電の電気を買うということを考えてわけです。FIT制度を適用して発電した電気というのは、送配電事業者で固定価格で買い取られまして、卸電力取引市場で大手電力会社とか新電力がそれを買ひまして、小売電気会社買って、それで事業所とか一般家庭へ届けるという仕組みになっているわけですが、ここを市場を介さずに発電事業者と小売事業者の間で特定卸供給契約、相対の取引をすればいいのではないかというふうに考えたわけです。

しかし、この場合でも市場連動価格での取引というのが実は義務づけられておりまして、独自に価格設定をすることができないと。一昨年冬以降、たびたびの急騰、電気の高止まりが続い

ている中で、地域電力会社から特に自治体向け供給というのは安定価格が求められますので、特定卸供給はリスクが高過ぎて手が出せないというのが今のところの回答です。

そうすると、今度はFITに乗らずに別の形で再生可能エネルギー発電所を整備して、そこから直接買えないかという話になっているわけでありませう。太陽光発電が最も普及した再生エネルギー発電の方法ですし、中小水力発電に比べてスピーディーに整備できるというメリットがありますから、今、急いで対応しようということになりますと、1つの方法としては考えられるわけです。また、設置可能な遊休地とか耕作放棄地もあるということです。それで、また近年では事業所等で敷地に余裕がある遠隔地に自前の発電装置を設けて、自らの施設に供給する自己託送ですとか、自前設備に代えて電力会社が管理、運用をする発電設備から供給を受けるオフサイトPPAというモデル。こうしたものの導入ニーズも高まっているわけでありませう。

ただ、デメリットもありまして、日中しか発電が行われないものですから、季節変動が非常に大きいと。その物を買っているわけですから、発電するときしか電気がこないわけです。積雪寒冷地は雪対策が必要である。そして、また自己託送では需要供給量の予測調整の手間とそれを達成できなかった際のペナルティー料金が発生すると予想される。オフサイトPPAでは小売電力会社を介するために実はさほどコストが下がらないというような問題がございます。

それで、それもあるんですが、さらに大きな問題がありまして、これは電気ですから送電網を通してこないといけないわけです。そうすると、発電方法の種別を問わず既存の送電網に接続することになるんですが、現状では飛騨地域における送配電網の空き容量が十分ではないものですから、飛騨市役所が公共として使うほどのある程度の規模になりますと、これを接続するためには上位の送配電網の増強が必要となる。

それで、費用負担が発電業者に莫大な費用として求められるようになるということになります。割に合わないということですね。ましてや、出力が不安定となりがちということになりますと、これはやはり送配電事業者からも敬遠されてしまうということになります。そうすると、次は公共施設の屋根とか敷地の中に直接太陽光パネルを置いて、例えば、市役所の屋根に置いて自家消費するという方法が考えられるわけですが、これは各施設の規模によって自家発電で賄える量というのは差がありまして、通常は電気供給によるバックアップ体制が必要で、それだけで賄えるということとはなかなか難しいということになります。

そうしますと、太陽光発電設備の導入運用費用と電気料金の削減効果というのを天秤にかけて、綿密なコスト計算を行った上で導入可否を判断していかないといけないということになるわけですが、今申し上げただけでも、遊休地を利用した新たな太陽光発電の導入による公共施設の使用電力の確保というのは、現状ではかなり困難であるというのが現在の状況でございます。

それから、次のお尋ねであります。電力停止問題に関する市民への説明、今後の取り組みということ。今、まだまだ混乱している最中ということでございまして、難しい状況にあるわけですが、これは飛騨市という一自治体レベルの問題ではなくて、国のエネルギー政策そのものの問題であるというふうには捉えております。平成28年度から電力の小売の全面自由化というのがあって、それで消費者がライフスタイルに合わせて、価値観に合わせて電力の供給元を自由に選択できる。そこで競争原理が働いて、電気料金の抑制とか、エリア間の電力融通というようなことが図られるのではないということでこの制度が導入されたわけでありませうけども、結局は

原子力発電の長期停止とか、国際情勢の変化に伴う化石燃料の高騰、そして今のロシアのウクライナ侵攻という全く想像し得なかった外部預金が絡まることで、当時、国が描いていた姿とは大きくかけ離れていったわけです。それで、凶らずもその中で飛騨市も含んで多くの自治体企業が電力の自由化に乗ったわけではありますが、そのあおりを受けて、現在、困難な状況に直面しているということです。

したがって、この問題というのは、結局これまで国が推進してきたエネルギー政策に欠陥があったというふうに言わざるを得ない。いわば国の制度設計のミスである。その国の制度設計のミスによって飛騨市を含む多くの需要家が混乱の中に巻き込まれているということでもありますから、国において、今一度しっかりその責任を果たしてもらい必要があるというふうに考えています。その点におきまして、国においては、今まさにこれまでの施策の検証と対策についての議論が鋭意進められているというふうに聞いておりまして、恐らく秋頃には、国の具体の対策、その先の電力価格の状況もある程度明らかになってくるというふうに見込まれますので、まずはその議論を注視しまして、そして、いろいろな議論が明らかになってくる。対策が明らかになってくる段階で、この電力停止問題というのは一体何であったのか。今後の見通しはどうなっているのかということを変更してその段階から市民の皆さんに分かりやすい形で説明をしていきたいというふうに考えております。

なお、今回の電力停止問題にかかわらず、ご家庭におけるこまめな節電とか、省エネの行動の呼びかけというのは、これは脱炭素社会の実現の根幹を成す取り組みでありますので、引き続き力強く、分かりやすい形でPRに努めてまいりたいと考えております。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 谷尻孝之 登壇〕

□総務部長（谷尻孝之）

それでは、私からは1点目から3点目のご質問について一括してお答えいたします。1点目の電気料の増額分ですが、最終保証契約による供給停止に限らず、通常の電力供給契約において、再生エネルギー賦課金と燃料調整費は電力使用量に加えて請求されるものです。つまり、これらは電力会社の切り換えにかかわらず同様の額が賦課されるものであり、今回の調達先切り換えがなかった場合でも、賦課されるものですので、今回の切り換えによる影響額からは除いております。

これらの今後の上昇見込みについては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、前年から1キロワットアワー当たり9,000円上昇しておりますので、昨年の使用料実績415万2,697キロワットアワーから1年間では37万円程度の上昇となる見込みです。

燃料調達調整費につきましては、過去の燃料購入費から基準として定められている額と3か月前の燃料購入費との差額について賦課されるもので、今年5月の実績では、前年から1キロワットアワー当たり約6円上昇しております。

ただし、毎月必ず上昇するものではなく、下落することもあるため、この変動分について、今後、1年間の動きを見込むことは困難であるため、その影響額を金額としてお示しすることはで

きませんのでご理解ください。

次に2点目の電気料金高騰対策ですが、電気料金については、それぞれ所管する部署や指定管理者において、予算を管理しておりますので、電気料金が増額することへの対応として節電を行うことは当然の対応であると考えます。

しかし、休館やテレワーク等による対応については、市民生活への影響も考えられることから、実施には十分な検討を行う必要があると考えていますが、可能な限りの節電対策を実施するよう周知を図りたいと考えます。飛騨市関連の施設において、いわゆる新電力事業者からの供給を受けている施設は、古川国府給食センターと指定管理施設の流葉スキー場及びMプラザ、山之村牧場、文化交流センター等を確認しています。そのうち、古川国府給食センターと流葉スキー場については新電力から値上げについて協議がありましたが、その額が許容可能な値上げ幅でなかったことから、契約を解消して最終保証による供給を受ける予定であると聞いております。その他の施設については、現状で供給について問題はないと聞いております。

3点目、燃料電池による発電システムについては、現段階では、まだ普及の段階まで至っていないことから、今後さらなる技術発展や量産化によって、その価格も下がっていくものと考えられ、現状では早急に導入を行うことは得策ではないと考えております。今後、太陽光等を含めて、継続的に情報を収集し、メリット、デメリットを含めて総合的に判断してまいりたいと考えております。

〔総務部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

先ほどの市長の答弁で、私は12月にも確か質問した気がするんですが、結局、公共施設の屋根の上に太陽光を乗せるPPAというシステムなんですけど、これは、冬に雪が降って積もって発電しない。夜は発電しないというデメリットがあるんですが、今回の場合、とにかく電気料金がこれだけ高くなると、昼間の電気だけでもそういった事業で使えば、当然、税金の圧縮になると思うんですよね。

だから、昨年と違って、今回はいつまで電気価格が高騰するか分からない中で、やはりこのPPA事業は、屋根ばかりではなくて、市の施設、空き地なりを利用して、これは取り組むべきではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げたんですが、送電網に乗らない形で供給ができるということであれば、その部分は可能性があると思うんですが、ただ、確かに賄えないんですけども、多少なりでもプラスになるというところはあると思いますので、あとはそこの費用とのバランスだと思うんですね。かかる費用と長期的な電力の削減コスト、そのあたりで判断していくと。もちろん建物の荷重ということは別途にあるんですが、隣接するところで、そのままできるかどうかというのについては、調べて採算があったり、いい形で導入できるのなら1つ住宅用の先ほど申し上げた太陽光発電と一緒にですから、そういった形で検討してくということとは十分できるというふうに思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

結局、PPAでも小規模であれば、送電線に乗せなくて、もう直接、建屋に取り組むことが確かにできたはずなので、私もちょっと勉強不足なので、一度検討して、送電線、系統連系に乗せなくてもできる方法があると思いますので、一度検討願いたいと思います。

それと、あと市民の皆さんに、結局、私も議員になって初めて新電力に行政が加入しているというのは知らなかったんですが、やはり市民の皆さんは、こういった行政の電気を新電力で賄っているというのは、恐らく知っている方は少ないと思うんですね。それで、当然、節電はするんですけど、恐らく夏なると、また昨年のように猛暑が来た場合に、エアコンをフルに使わなければいけないのですが、それを国は前のような28度設定とかと言ってくると思うんですが、やはりそういったことも、なぜ、今、節電しなければならないということを、2050年のカーボンニュートラルも含めて、今のうちからそういったことを周知しないと、いざとなったときに急に節電してくださいと言っても、分からないと思うので、その辺を前向きに先行して市民の皆さんにお伝えするという事は、どうなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今年は各地で夏の電力不足が見込まれていて、中部電力管内も北陸電力管内も恐らくそういった呼びかけがあると思いますし、そうした状況にあるということもありますし、また先ほどのカーボンニュートラルの観点からすると、実は市民が一番貢献できる手法というのは省エネなんです。

なので、ここは今みたいな状況も踏まえて、例えば、あまり評価が高くなかったので切り換えたんですけど、住宅の省エネ性能の向上のリフォームとか、そうしたものを考えるとか、いろいろなことも考えられるのではないかと思いますので、いずれにしても省エネを家庭レベル、個人レベル、もちろん事業所もそうなんですけど、推進していくということの施策も検討しながら、夏の需要期に向けた呼びかけも考えていきたいと思っています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

先ほど新規発電システムの導入で伺ったんですが、これも12月の質問でエネファーム導入の検討ということで、先ほどの答弁は、私は本当は水素を使った燃料電池というふうに思ったんですが、確かにまだ試験段階で、これを近々に実用化するというのは難しいと思うんですが、エネファームは都会ではもうかなり進んでおります。これはLPガスを利用して、それで家庭用の電気を賄うということで、これは水素さえあれば、当然、導入できて、実績も東海ではあるので、余剰電気で水素を作って、今、太陽光の一戸建補助金が出ていますが、これも合わせて真剣にエネファームの導入を検討したらと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（森田雄一郎）

ありがとうございます。本当に議員がご承知のとおりだと思いますけれども、この水素社会と申しますか、水素由来のエネルギーというのは、やっぱりこれから主要なところになって来ると

思います。本当に技術革新が早く進んでおりますので、市内においても水素製造ができないかといったような事業者さんの声も聞こえておりますので、そういったところは、これからも情報収集に努めながら、しかるべきタイミングで、市にとってもいい効果があるのであれば、導入に向けた検討を進めていきたいというふうに考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。先ほど前川議員の質問でもあったんですが、結局、来年の1年間の電気は保障されているんですが、まだそれ以降の契約先がはっきり決まっていなかったと思うんですが、恐らく新電力は、今後、燃料高騰で商売にならないということで、全国で倒産とか休業が押し進んでいるんですが、今後、飛騨市の新電力に代わる電力確保というのは十分なのかだけ、もう一度お伺いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

議員おっしゃるとおり、今後の電力供給先、電力会社の確保というのは、やはり一番大切なことかと思っています。先ほどの答弁もありましたとおり、基本的には旧電力会社を中心に、条件を聞きながら検討していきたいということを考えております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

これはメディアの情報なんですが、結局、電力会社は、北陸電力でいうと70%が火力、石炭ということで、当然、海外の輸入品なので、とにかく作れば作るほど赤字ということで、新規の加入者、受給者を取り込めないという情報もある中で、やはり中心は北陸電力だと思うんですが、例えば神岡町の15施設に関して、北陸電力からの受電というのは可能なんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（谷尻孝之）

先ほども少しお話させていただいたんですが、先般、北陸電力さんとお話する機会がございました。先ほどありましたとおり、そういった窓口を広げつつあるということは聞いております。

ただ、やはり今ほどおっしゃられたとおり、どうしても電気料金が高くなってしまいうちの中で、今の最終保障よりもちょっと割高になっているということでございます。

いずれにしても金額を問わずということになれば、受けていただけるということがあるんですけども、そこら辺のバランスを見ながら、電力のほうも今後どうなるか分かりませんので、そういったことをトータル的に考えて検討していきたいというふうに思っていますので、お願いします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

部長が答弁されたように銭さえ払えば当然、電気も買えるんですが、これはあくまでも全て税金なので、やはり少しでも税金を下げるように、当然、電気を確保しなければ、我々も生活ができないので、その辺を十分検討していただいて、今後、進めていただきたいと思います。

続いて、2問目の質問をさせていただきます。旧中村邸の保存と考古民俗館集客に関する取り組みについて。旧中村邸は宮川町の塩屋に考古民俗館敷地に移築し1992年に市有形文化財に指定

された。経年劣化により都度、茅葺屋根の部分修復などを行ってきたが、建物自体の損傷が激しく今回、本格的な修復を行うとの事です。

当初、3月定例会の予算説明会において正直、文化的価値、今後の活用等考えると、残すことに疑問を持ち実際に現地で市職員の学芸員の方に色々と説明を受けました。

市の指定文化財であること、入母屋合掌造りであること、修復財源をふるさと納税で募ったところ多額の寄附があり、多くの皆さんが修復を願って支援されていることが分かりました。

自然環境や景観、地域の歴史等を守ることが重要であり、次世代に継承していくべきと考え、地域の歴史や文化を語る重要な資産として保存、活用していかなければならないことが分かりました。

宮川町塩屋は宮川と緑豊かな自然景観が売り、池ヶ原湿原を含め総合的な自然景観を生かし宮川町に観光客を呼ぶ場所にできないか。また、保存を図りながら活用することで地域の認知度が進み、観光客や収益が得られるのではないかと思います。

そこで、旧中村邸の修復や活用について行政の考えを伺います。1つ目、茅葺の茅を宮川町で栽培してはどうか。現地にて学芸員より説明を受けて、一番の問題は茅葺屋根の茅の調達が困難と聞きました。全国的に現存する茅葺屋根の茅の調達は非常に困難であることが分かりました。調べたところ福井県の小浜市で耕作放棄地を利用して茅の栽培をして、生産から販売をしている地域がありました。問い合わせたところ、現在は京都の茅葺業者に納入しているとの事でした。今回、中村邸の茅葺の茅は地元宮川町で栽培し、地元の茅を使うことの意義、耕作放棄地対策や多少の雇用を生み出す事にもつながるのではないかと思います。

聞くところでは、茅の栽培は一度栽培すると手入れもいらず、毎年秋の刈り取りのみの作業です。これは約2か月間の作業だと伺っております。また、見学者に茅栽培の耕作地を見学していただくことも魅力の1つではないかと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目、中村邸を未来永劫守るためには。市では今まで茅葺屋根の修繕などを行ってきたが、損傷が進んだことから本格的な修繕に取り組むことになった。

今年度は、修復に向けて色々な分野の方が集まり、これは地域の大工、茅葺職人、文化財保護審議会、地域の方々とあります。その意見を反映し修復の設計に取り入れるとありましたが、ぜひ今後30年、40年後を見据えたときに中村邸を守るべき今の小中学生の意見を聞くことが未来永劫にわたり中村邸を守り、皆さんに親しまれる中村邸であり続けるためにも重要ではないかと思えます。将来、自分たちの意見が反映されることで、守る意識が高まると思えますが、いかがでしょうか。

3つ目、旧中村邸と考古民俗館集客に関して。宮川町塩屋に考古民俗館があります。主に町内で収集した民俗資料3万点、地元で発掘した考古資料5万点の石棒が展示してあります。

今回初めて館内見学をしましたが、想像以上に展示物が整備され解説も充実して、なぜ認知度が上がらないのか疑問すら覚えました。現在、古川町野口から猪谷国道41号線合流地点まで約35キロメートルありますが、この間に休憩場所、トイレがありません。360号の改修工事が今後、益々進み、今以上に交通量が増えると予想されます。ぜひこの場所に休憩場を設け、観光客の立ち寄り場所として考えたら今以上の集客が望めるのではないのでしょうか。当然、入館料は徴収すべきと考えております。合わせて、現在は中村邸も含め年間30日程度の開館ですが、せめて5月

～11月の土曜日、日曜日、約7か月間の開館はできないでしょうか。開館すると約60日間、順調になれば、もっと日数を増やすことになるのではないかと思います。その辺を3点伺います。

◎議長（澤史朗）

午後5時を回りましたが、このまま上ヶ吹議員の質問を続けます。答弁を願います。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

旧中村邸の保存と考古民俗館の集客について3点ご質問をいただきましたので、順にお答えいたします。まず、1つ目の茅の栽培についてお答えします。茅の調達については、全国的に現存する茅葺家屋が減少し、需要が少ないため、流通が限定的で調達が非常に困難となっております。茅とはイネ科植物を屋根材として利用する場合の総称であり、主にヨシやススキなどが利用されます。市内にもススキは点在しており、また宮川考古民俗館の近隣には県指定天然記念物の池ヶ原湿原があり、そこにはヨシが自生しています。つまり、茅不足とは言い換えれば、茅の刈り手不足であり、市内に原材料が全くないということではありません。耕作放棄地を活用して、茅を栽培することは、一時的には耕作放棄地の解消に繋がるかもしれませんが、旧中村家の屋根吹き替え事業が終了した後の販路の確保もできなければ、農業として成り立たないため、再び刈り取りが行われなくなり、耕作放棄地となる恐れがあると考えます。

したがって、例えば、広く市民に呼びかけ、ご自宅付近の茅材を刈り取っていただいたものを募るような方法などを検討していきたいと考えております。

次に2つ目の中村邸保存に向けた意見集約についてお答えします。かつては集落に茅葺民家が多く存在し、屋根の葺き替えを行う際は、集落で共同作業を行う「結」という地域相互扶助組織によって実施されてきました。現在はその結も廃れてきてしまっているため、茅葺民家の修復には茅葺職人などの専門家に任せる方法が主流となっております。

こうした中で、今年度の旧中村家の修復事業においては、多くの方々の関わりを生み出すことも1つの目的としており、議員のおっしゃるとおり様々な分野の方々にお集まりいただき、一部作業については、専門家のみならず、地域住民はもちろん、市内外の方々も一緒に関わってできないか、現地施設内で検討会を実施したいと考えております。

議員ご提案の地元の小学生に対する旧中村家の価値の発信につきましては、次年度以降の実際の修復作業において、ワークショップ等で直接的に関わってもらうことによって、地元の文化財に対する愛着の高まりと価値の理解の深まり思ってもらえるのではないかと考えています。

最後に3つ目の旧中村邸考古民俗館の集客についてお答えします。宮川考古民俗館だけでなく、こういった博物館系の施設は、興味のある方にはより深く刺さり、興味のない方にはどれだけPRしても心を動かすことができないといった特徴があります。

宮川考古民俗館の収蔵資料や、調査研究成果については、もともと非常に高い評価を得ていますし、石棒クラブを初めとした入館者数のみにとらわれない評価のあり方を模索してきた当館での様々な取り組みも注目を集めており、令和2年度、3年度には、広告ではなく、取材対象として30件超のテレビ放映や新聞掲載の実績があります。また、大学や専門機関の研究者も継続して多く訪れておりますので、むしろ市としては、当館の認知度は高いと考えています。

開館日数については10年ほど前から予約開館制として、その都度、職員が開館する方法も実施

してきましたが、市役所から40分程度かかる地理的事情もあり、業務上の効率が悪く、現実的な問題として、この対応を続けることが難しい状況でした。

そこで、平成29年より、一定期間のみ開館することとしました。そこでは、もともと年間30日ありきで検討してきたわけではなく、市としても何とか増やせないかと、これまで何度も議論を重ねてきました。

しかし、仮に公募しても応募がなく、市老人クラブ連合会への外部委託も検討しましたが、人手不足もあり、調整が難航して実現しませんでした。このため、苦肉の策として、この程度の日数なら勤務できるという方を複数人募って、さらに特定の職員に勤務日数が偏らないようにシフトを組むことによって、何とか現在の30日程度の開館日数を確保しているというのが現状です。国道360号線の改修工事が進み、8月の宮川2号トンネルの開通後は注目もされやすくなり、また来館しやすくなりますので、市職員の配置や指定管理制度のみによらない手法での管理方法と併せて、開館日数も増やす方向で検討したいと考えております。

なお、この場所に休憩所を設けてはというご提案につきましては、宮川考古民俗館内に設けるということは、建物の設計上、休憩所の設置には適さない構造であり、困難だと考えますが、休憩所の代わりに立ち寄っていただくということは期待できると思います。

入館料についても、今年度4月から無料としていることもあり、池ヶ原湿原を目的にお越しいただいたお客様が帰りに立ち寄っていかれるケースも散見されております。これは無料であることにより、ついで立ち寄りが気軽にできるようになった結果であると考えております。引き続き様々な工夫を行いつつ、もともと当館に興味を持って来館される方が、さらに来館しやすく、またリピーターとして何度も訪れていただきやすくなるような博物館となるよう努力してまいります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

ありがとうございます。まず茅の件なんですけど、実は学芸員に聞いたら、一番の問題は茅の手配ということで、実は私も家には耕作放棄地があって、ちゃんとススキが生えてきて、お話ししたらぜひというふうに言われたので、活用していただければいいかなと思ったんですけど、実は「小浜市の担当者の方に聞いたら、自然に生えているものは細くて使い物ならないと。毎年、この耕作放棄地は春先に新芽が出たときに、草刈り機で一度刈ると、次に出てくる茅が太いので、春先にその作業をやっているということで、やはり自然に生えたものは、使い物にならないということで、やはり、部長が言われたように、そういった飛騨市に多くある茅は、恐らく場所によっては使えるかもしれませんが、使えないので、これはやはり茅栽培という農業としてやるべきだと思います。

それと、先ほど部長が中村邸に万が一、耕作放棄地を利用された後の活用というのがあるんですけど、中村邸の屋根を宮川で調達した茅を利用した場合、恐らく数年刈り取らないと、屋根全部の茅草を工事できないと思います。そうすると、それが終わった後は、まだ茅があるので、飛騨地域には、白川郷にあれだけの軒数もありますし、五箇山もありますし、十分需要があると思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

実際に茅の量につきましては、どれだけ必要かということも想像できませんし、飛騨地内で工面できるのか、それともどこかよそから持ってこなければいけないのかということもありますし、地元で栽培できて、それが毎年、刈り取れば十分需要があるのではないかということでしたけども、先ほど申し上げましたように、刈り手がいないということが問題ですので、その辺も併せて、検討していく必要があると思いますけども、まずは茅の必要量を調べてみたいと思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

ぜひ、茅葺職人さんがみえるのでその辺は分かると思います。

それで、やはりせっかく宮川の土地にある中村邸を守るということであれば、外から調達するのではなくて、やはり建物の材料、茅も地産地消でやることに意義があると思うんですが、その辺はどうかお考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

先ほどから申しておりますように刈り手のことがありますので、それが可能であるのなら地元で越したことはないというふうに思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

刈り手は小浜市に聞くと、普通の刈払機、草刈り機でやれるので、シルバー協会の方に日当を払えば十分できると思うので、その辺は検討してください。茅は作ってすぐに屋根に吹くということはないので、何年もかかる作業なので、すぐに即決するのではなくて、何とか地元産の茅を使うということを頭に置いていただければと思います。

それと、先ほど私は集客のことでお聞きしたんですが、部長は興味があるものは来るけど、興味がないものには来ないというふうに言ったんですが、それはちょっと違うかなと。せっかくあるものをPRしたけど来ないと。それは私に言わせれば、PRの仕方が悪いと。来るようにPRするのがPR作業というか、集客作業だと思うんですが、その辺はいろいろとやってみえるということ飛騨市のホームページで見させていただいたんですが、やはり、それで集客が少ないということは、まだまだやれることがあるのではないかと思うんですが、まだ今後、集客することで、何か検討されるというお考えはあるのでしょうか。それとも、やはり来る人は来い。興味がない人は来なくていいというお考えなのではないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

来なくていいというふうには思っていないで、皆さんにご覧になっていただきたい施設ですので、たくさん来ていただくにこしたことはないんですけども、博物館の性質上、美術館みたいなものと違って、入って、眺めて、いいなというものではなくて、そこにどれだけ興味を持っていただくかという施設ですので、そこら辺がちょっと美術館とは性質が違うものと思っております。

それで、もっともっと集客をということなんですけども、ご存知かもしれませんが、先ほども説明申しましたけども、石棒クラブというような、ちょっとニッチなクラブでございますけども、そういうところから発信をしております、集客ですので数も大事なんですけども、いかに興味を持ってもらう人に見ていただけるかというのを、やっぱり施設の目的として思っておりますので、先ほどもご説明いたしましたけども、ついで寄りでもいいというような形で無料にしておりますので、あれがもし有料でしたら池ヶ原湿原のついでに寄られた方がどれだけいらっしゃるのかということは、ちょっと疑問に思うわけなんですけども、そういったことで集客は人数も大事なんですけども、興味を持った人にできるだけ見ていただきたいという施設でございます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

苦しい答弁でした。これ以上質問するのが怖いんですが、結局、先ほど言いましたように360号の35キロメートル地点に、たまたまあそこはほぼ真ん中なんです。

それで、池ヶ原湿原、中村邸、考古民俗館に寄ると半日ぐらいかかるんですよ。そうすると、やはり当然トイレ休憩も必要ですし、開館日がたまたま30日間で、5月～11月の間、土曜日、日曜日をやったらどうかということなんですけど、そういったところで、あそこに、例えば、売店のようなものを置いて、池ヶ原湿原を見たけども、腹が減っても食べる場所はないから帰るか、見たいけども、寄れない方もみえると思うんですよ。

だから、そういった限定で、そこに何とかカーみたいに食料を販売するような車とか、そういったことをやれば、やっぱり集客、今、人がだんだん増えているということは、当然トイレも使いますよね。水道、光熱費もかかるので、私は入館料を徴収すべきだと思います。

それで、今回こういった質問をさせていただく中で3回ほど行かせてもらいました。そうすると入館料は無料ですけど、寄附と言われて、箱の前で立ってみえれば出さないわけにはいかない。硬貨では何かあれなので、紙幣を払う。3回行ったら大変な出費で、むしろ会費をとったほうがいいのかと思うんですが、なぜ無料にこだわるのかちょっとそこだけお聞きします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

それは大変失礼をいたしました。無料にしたのは、先ほどから申しておりますが、なかなか広く皆さんに興味を持ってもらえて、わざわざ来館をしていただけるような施設ではないということで、それであるならば、まずはたくさんの人とにかく知っていただくこと。

それで、一度入って見ていただければ、その中で興味を持っていただける方もいるのではないかと。だけど、お金を払って入ろうと思うと、ちょっとやめておこうかなということもあるので、まず、無料にして、とにかく寄ってでもいいので、ついででもいいので、たくさんの人に入ってみてくださいということを取り組んでみようということで無料にしました。

それで、協力金のほうは本当に失礼をしております。言っておきますので、よろしくお願いたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

協力金なのでそれ以上は。今の答弁で、そういったPRをしているけども、まだPR不足で、集客のために無料にして、どこかでリピーターがみえたときに、検討されるということで、今は

まだまだ走りなので、そういった無料にするということは理解できましたので、よろしくおねがいします。

それで、協力金は、それ以上言わないようにお願いします。これで私の質問を終わります。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆閉会

◎議長（澤史朗）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は午前10時からいたします。本日はこれにて散会いたします。お疲れ様でした。

（ 閉会 午後5時21分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 澤史朗

飛騨市議会議員（3番） 谷口敬信

飛騨市議会議員（4番） 上ヶ吹豊孝